婦人関係資料シリーズ
調査資料NO.6

工場労働者家族の生活

生活状況の実態と生活時間

資料
婦人局

労働省婦人少年局

はしがき

戦後の法律や制度の改革によつて婦人の各方面への社会的進出はめざましいものがありましたが、家庭における婦人の生活は、従来の習慣や不合理な生活様式によつて、今なおたいした変化もみとめられず、婦人自身の生活に対する計画性、能率化にもまだ多くの問題が残されているように思われます。

この調査は、このような意味から労働者の家庭生活の合理化、ひいては婦人の地位向上にとつてたいせつな要素である生活時間を、労働者世帯の全構成員についてしらべて相互の関係を見るとともに、生活時間を直接間接に制約する家計、生活様式、家族関係などの面からも検討を加え、労働者の家庭生活の実態をとらえ、その生活向上をはかる上の資料とするために行われたものです。

相当困難な調査にもかかわらず、良好な記入回答を得たのは調査対象となられた労働者の方々及びその御世話にあたられた工場労務担当者各位の熱心な御協力のたまものであります。またこの調査の実施には労働医学心理学研究所の御協力を得ました。こゝに記してあつく御礼申し上げます。

1952 年 9 月

労働省婦人少年局長

藤　田　たき

工場労働者家族の生活

生活状況の実態と生活時間

目　　次

はしがき

頁

I　調査の目的 …… 11
II　調査方法 …… 11
III　調査世帯の概況 …… 13

本　　論

第1篇　質問調査票による生活実態の分析

第1章　労働者の家族構成と収入 …… 16
第1節　家族構成 …… 16
第2節　労働者の賃金収入と内職 …… 17
第3節　家族内の有職者、無職者について …… 18
第4節　妻の勤労と内職 …… 19
第5節　世帯の総手取収入 …… 22
第2章　労働者家族の住居 …… 25
第1節　住宅の種別並に所有関係 …… 25
第2節　住宅の室数 …… 26
第3節　住宅の畳数 …… 26
第4節　賃借関係別にみた住宅の広さ …… 29
第5節　寝室使用の状況 …… 30
第6節　住宅の附属施設 …… 34
第7節　燃　　料 …… 35
第3章　家具、寝具並に寝方 …… 36
第1節　家具の所持状況 …… 36
第2節　寝具類の所持状況 …… 38
第3節　寝方について …… 41
第4章　家事的生活と主婦の勤労 …… 43
第1節　被服の購入方法 …… 43

第 2 節　世帯員の家事分担……44
第 3 節　主婦の勤労と内職に関する問題……48
第 5 章　その他の生活……51
第 1 節　新聞と読書……51
第 2 節　映画と演劇……54
第 3 節　入浴と理容……56
第 4 節　現在の収入で間に合つているか……58
要　　約……60

第 2 篇　労働者家族の生活時間構造

序節　生活時間の分類方法について……63
第 1 章　既婚労働者の生活時間構造……66
第 1 節　農勤労働者の生活時間……66
第 2 節　勤労収入時間の長さが他の生活時間に及ぼす影響……73
第 3 節　特殊勤務者の生活時間……77
第 2 章　妻の生活時間構造……83
第 1 節　農勤者の家庭婦人の生活時間……83
第 2 節　内職の有無別にみた家庭婦人の生活時間……90
第 3 節　職工員別にみた家庭婦人の生活時間……92
第 4 節　年令別にみた家庭婦人の生活時間……93
第 5 節　同居人員別にみた家庭婦人の生活時間……96
第 6 節　授乳中の子供をもつ家庭婦人の生活時間……97
第 7 節　家事担当人員別にみた家庭婦人の生活時間……99
第 8 節　夫の勤労収入時間別にみた家庭婦人の生活時間……100
第 9 節　夫の勤務様式別にみた家庭婦人の生活時間……102
第 10 節　勤務をもつ妻の生活時間……103
第 3 章　その他世帯員の生活時間構造……105
第 1 節　父母の生活時間構造……105
第 2 節　未婚男女の生活時間構造……107
第 3 節　男女学生の生活時間構造……110
第 4 節　児童の家事手伝時間……113
第 4 章　世帯員相互の生活時間の比較……114
第 1 節　睡　眠　時　間……114
第 2 節　家事的生活時間……117
第 3 節　教養娯楽時間……118

第 5 章　一家の家事作業時間……120
第 1 節　家事作業時間の概要……120
第 2 節　家事作業時間の分布……122
要　　約……126

附　　録

A 調 査 票……130
I 生活状態調査票……130
II 生活時間調査票……133
III 児童の家事手伝時間調査票……135
B 生活時間個人別集計表……136

統 計 表 目 次

第 1 篇

第 1 表　工場別調査世帯数……13
第 2 表　労働者の年令分布……14
第 3 表　妻の年令分布……14
第 4 表　同居人員別世帯数……15
第 5 表　罹災、引揚の有無……15
第 6 表　家族類型……16
第 7 表　同居子女数別世帯数……16
第 8 表　労働者の手取賃金の分布……17
第 9 表　同居人員別にみた本人の手取賃金収入……18
第 10 表　本人、妻以外の世帯員の勤務の種類……19
第 11 表　同居人員別にみた世帯内の有職者、内職者並に無職者……19
第 12 表　同居人員別にみた妻の内職勤務率……20
第 13 表　妻の勤務と内職……21
第 14 表の 1　職工員別同居人員別世帯総収入（手取）……22
第 14 表の 2　世帯総収入の分布（手取）……23
第 15 表　消費単位当り収入の分布……24
第 16 表　職工員別同居人員別消費単位当り収入……24
第 17 表　建物の種類……26
第 18 表　住宅の様式……26
第 19 表　住宅の所有関係……26
第 20 表　同居人員別にみた室数の分布……27

第 21 表　同居人員別職工員別平均室数……27
第 22 表　同居人員別職工員別畳数……28
第 23 表　同居人員別畳数の分布……28
第 24 表　同居人員別１人当り畳数の分布……29
第 25 表　住宅の所有種別室数、畳数……30
第 26 表　貸借関係別住宅室数の分布……30
第 27 表　貸借関係別１人当り住宅畳数の分布……30
第 28 表　住宅室数別寝室数の分布……31
第 29 表　同居人員別寝室畳数の分布……31
第 30 表　同居人員別寝室畳数……32
第 31 表　畳数別の寝室並に就寝時空室……32
第 32 表　寝室の大きさ別就寝人員……33
第 33 表　同室就寝者の組合せ……33
第 34 表　給　水　関　係……34
第 35 表　風 呂 場 の 有 無……35
第 36 表　主な燃料の組合せ……35
第 37 表　家具の所持数の分布……36
第 38 表　職工員並に罹災引揚の有無別にみた家具所持数……37
第 39 表　同居人員別の家具所持数……37
第 40 表　職工員別にみたフトン類所持数……38
第 41 表　同居人員別にみたフトンの種別所持数……39
第 42 表　同居人員別フトン所持数……39
第 43 表　寝具所持数の分布——同居人員別……39
第 44 表　１人当り寝具所持枚数の分布……40
第 45 表　同居人員別にみた敷布の平均所持数……40
第 46 表　同居人員別にみた敷布枚数の分布……40
第 47 表　労働者世帯の就寝状況……41
第 48 表　１世帯当り寝床数……41
第 49 表　同床者の組合せ（多）……43
第 50 表　被 服 の 購 入 方 法……44
第 51 表　職工員別にみた被服の購入方法……44
第 52 表　世帯員の家事分担の状況—%—……45
第 53 表　年令別にみた夫の家事負担……48
第 54 表　妻は働きにでる意志があるか……48
第 55 表　妻が働きにでない主な理由……49

第 56 表　内職の意志があるか……50
第 57 表　内職をする時間が生み出せるか……50
第 58 表　労働者とその妻の新聞への関心度……51
第 59 表　職工員別にみた新聞への関心度……53
第 60 表　年令別にみた新聞への関心度……53
第 61 表　よむ書籍と雑誌の冊数——１カ月平均——……54
第 62 表　よむ書籍と雑誌の冊数の分布……54
第 63 表　世帯員別の映画・演劇をみる回数（３カ月間）……55
第 64 表　入 浴 の 場 所……57
第 65 表　住宅種別にみた入浴場所……57
第 66 表　世帯員の入浴回数（１カ月）……58
第 67 表　工場別にみた労働者の入浴回数……58
第 68 表　今の収入で間に合うか——同居人員別……58
第 69 表　どれ位の収入があれば間に合うか——職工員別……60
第 70 表　どれ位の収入があれば間に合うか——分布……60

第 2 篇

第 71 表　本調査に於ける生活時間の分類方法……65
第 72 表　重勤労働者の生活時間……67
第 73 表　職工員別の生活時間（重勤者）……68
第 74 表　重勤者の勤務内時間……69
第 75 表　質問票による通勤時間の分布と平均……70
第 76 表　睡眠時間の分布——重勤労働者（平日）……71
第 77 表　労働者の食事・身の廻り時間——重勤者……72
第 78 表　労働者の家事作業時間——重勤者……72
第 79 表　重勤者の教養娯楽時間の内訳……73
第 80 表　重勤者の１週間分の推定教養娯楽時間……73
第 81 表　勤務通勤時間別にみた重勤労働者の生活時間……75
第 82 表　晩勤者の生活時間……78
第 83 表　晩勤者の家事作業並に教養娯楽時間……78
第 84 表　夜勤者の生活時間……79
第 85 表　晩勤並に夜勤者の勤務内時間……80
第 86 表　夜勤者の家事作業時間……80
第 87 表　夜勤者の教養娯楽時間……80
第 88 表　24時間勤務者の生活時間……81

第 89 表　24時間勤務者の勤務内時間……81
第 90 表　24時間勤務者の家事作業と教養娯楽時間……82
第 91 表　既婚労働者の睡眠時間の分布……82
第 92 表　家庭婦人の生活時間……84
第 93 表　家庭婦人の家事作業時間……85
第 94 表　家事作業時間の分布——家庭婦人の平日——……85
第 95 表　睡眠時間の分布——家庭婦人の平日……86
第 96 表　家庭婦人の食事並に身の廻り時間……88
第 97 表　家庭婦人の教養娯楽時間——平均……85
第 98 表　家庭婦人の教養娯楽時間の分布……88
第 99 表　内職の有無別にみた生活時間——家庭婦人……90
第 100 表　内職の有無別にみた家事的生活時間——家庭婦人……91
第 101 表　内職の有無別にみた教養娯楽時間——家庭婦人……92
第 102 表　職工員別にみた家庭婦人の生活時間……92
第 103 表　職工員別にみた家庭婦人の家事作業時間と教養娯楽時間……93
第 104 表　年令別にみた家庭婦人の生活時間……94
第 105 表　年令別にみた家庭婦人の週間の文化的生活時間……94
第 106 表　年令別家庭婦人の週間家事作業時間……95
第 107 表　年令別の家庭婦人の教養娯楽時間……95
第 108 表　週間の教養娯楽時間——家庭婦人の年令別……95
第 109 表　同居人員別にみた妻の生活時間……96
第 110 表　同居人員別にみた妻の推計週間1日当り生活時間——主要なもののみ……97
第 111 表　乳児の有無別にみた家庭婦人の生活時間……98
第 112 表　乳児の有無別にみた家庭婦人の家事的生活時間……99
第 113 表　乳児の有無別にみた家庭婦人の教養娯楽時間……99
第 114 表　家事担当人員別の生活時間——家庭婦人……100
第 115 表　婦人の数別にみた同居人員別家庭婦人の家事作業時間（推定1週間分）……100
第 116 表　夫（妻帯）の勤務通勤時間別にみた家庭婦人の生活時間（平日のみ）……101
第 117 表　特殊勤務者の家庭婦人の生活時間……103
第 118 表　勤務をもつ妻の生活時間……104
第 119 表　勤務をもつ妻の家事作業並に教養娯楽時間……104
第 120 表　父母の生活時間……105
第 121 表　父母の家事作業時間……106
第 122 表　父母の教養娯楽時間……107
第 123 表　未婚男女の生活時間……108

第 124 表　未婚男女の家事作業時間……109
第 125 表　未婚男女の教養娯楽時間……110
第 126 表　男女学生の生活時間……111
第 127 表　男女学生の家事作業時間……112
第 128 表　男女学生の教養娯楽時間……112
第 129 表　兒童の家事手伝時間……113
第 130 表　同居人員別にみた一家の家事作業時間及び妻の占める割合……120
第 131 表　作業別家事作業時間……122

圖表目次

第 1 図　勞働者の手取賃金の分布……17
第 2 図　職工員別同居人員別世帶總收入……22
第 3 図　職工員別同居人員別消費單位當り收入……24
第 4 図　同居人員別にみた室數の分布……27
第 5 図　同居人員別職工員別平均室數……27
第 6 図　同居人員別職工員別疊數……28
第 7 図　同居人員別1人當り疊數の分布……29
第 8 図　住宅の所有種別室數・疊數……30
第 9 図　同居人員別寢室疊數……31
第 10 図　使用する燃料種別の世帶割合……35
第 11 図　職工員別の家具の所持數……37
第 12 図　同居人員別の家具所持數……37
第 13 図　同居人員別フトンの所持數の內訳……38
第 14 図　同居人員別フトンの所持數……39
第 15 図　1世帶當り寢床數……41
第 16 図　同床率の組合せ（冬）……42
第 17 図　世帶員の家事分担……48
第 18 図　妻が働きにでない主な理由……49
第 19 図　內職をする時間が組み出せるか……50
第 20 図　勞働者とその妻の新聞への関心度……51
第 21 図　職工員別にみた新聞への関心度（本人）……52
第 22 図　職工員別にみた新聞への関心度（妻）……52
第 23 図　よむ新聞の部数……54
第 24 図　よむ雜誌の部数……54

第 25 図　世帯員別映画演劇をみる回数（3カ月平均）……55
第 26 図　年令別映画・演劇をみる回数（3カ月）……56
第 27 図　兒数別にみた妻の映画演劇をみる回数（3カ月）……56
第 28 図　世帯員の入浴回数（1カ月）……57
第 29 図　どれ位の收入があれば間に合うか……59
第 30 図　間に合う收入と本人の手取賃金……60
第 31 図　壯勤者の生活時間……66
第 32 図　通勤時間の分布……70
第 33 図　壯勤者の勤労收入時間の分布……71
第 34 図　既婚男子労働者の睡眠時間の分布……71
第 35 図　壯勤者の教養娯楽時間の内訳……73
第 36 図　壯勤労働者の社会的文化的生活時間の分布……74
第 37 図　勤労收入時間別にみた壯勤労働者の生活時間……74
第 38 図　勤労收入時間別の睡眠時間の分布——壯勤者……76
第 39 図　勤労收入時間別の社会的文化的生活時間の分布——壯勤者……77
第 40 図　晩勤者の生活時間……78
第 41 図　夜勤者の生活時間……79
第 42 図　24時間勤務者の生活時間……81
第 43 図　家庭婦人の生活時間……84
第 44 図　家事作業時間の分布——家庭婦人の平日……85
第 45 図　睡眠時間の分布——家庭婦人の平日……86
第 46 図　妻の家事作業時間別睡眠時間分布……87
第 47 図　家庭婦人の教養娯楽時間の分布——妻の平日……89
第 48 図　家事作業時間別教養娯楽時間の分布——妻の平日……89
第 49 図　内職の有無別にみた生活時間——家庭婦人……90
第 50 図　職工員別にみた家庭婦人の生活時間……92
第 51 図　年令別にみた家庭婦人の生活時間……93
第 52 図　年令別家庭婦人の週間家事作業時間……95
第 53 図　乳兒の有無別にみた家庭婦人生活時間……98
第 54 図　夫（壯勤者）の勤務通勤時間別にみた家庭婦人の生活時間（平日のみ）……101
第 55 図　特殊勤務者の家庭婦人の生活時間……102
第 56 図　勤務をもつ妻の生活時間……104
第 57 図　兒童の家事手伝時間……113
第 58 図　世帯員の睡眠時間……114
第 59 図　世帯員の家事作業時間……114

第 60 図　世帯員の炊事時間……115
第 61 図　世帯員の裁縫時間……115
第 62 図　世帯員の洗濯時間……116
第 63 図　世帯員の掃除時間……116
第 64 図　世帯員の家の修理時間……117
第 65 図　世帯員のまきわり等の時間……117
第 66 図　育兒の時間……118
第 67 図　世帯員の教養娯楽時間……118
第 68 図　世帯員の読書時間……119
第 69 図　新聞をよむ時間……119
第 70 図　ラジオをきく時間……119
第 71 図　娯楽時間……119
第 72 図　一家の家事作業時間中に占める妻の割合——同居人員別……120
第 73 図　作業別にみた一家の家事作業時間ならびに妻の占める割合……121
第 74 図　一家の家事作業時間の分布……123
第 75 図　一家の炊事片附時間の分布……124
第 76 図　一家の裁縫時間の分布……124
第 77 図　一家の買物時間の分布……125
第 78 図　一家の洗濯時間の分布……125
第 79 図　一家の掃除時間の分布……126

工場労働者家族の生活

生活状況の實態と生活時間

I 調査の目的

この調査は、生活時間を中心として労働者生活の実態を克明に分析し、特にその家庭内における主婦の生活上の地位を明らかにしようとしたものである。

生活実態調査として生活費、衣生活、食生活、住生活等の事項があるが、ここで生活時間調査をとりあげたのは、他の調査方法は既に数多く実施され、その生活実態もある程度明らかにされているが、生活時間構造については調査研究が不十分であること、家庭生活の合理化、婦人の社会的地位の向上という問題を考える場合には特にこの部面の実態分析が必要だからである。

今回の調査が今までの調査とちがっているのは、生活時間調査が全世帯員について行われたこと、単に生活時間だけでなく、それの背景を形づくり、それに制約を与えている多くの生活諸條件についても併行的に分析を加えたことである。もちろん後者については本調査が生活時間分析に重点をおいているため、簡略な分析しか行うことができなかつたが、前者についてはおそらくこの調査が始めての調査であろうと思う。世帯数は後述するようにわずか400世帯にすぎないが、同一世帯内の異つた地位にある世帯員の生活時間における相関関係を明らかにすることができた意味において、おそらく劃期的な意義をもつものと思う。

ここでえらばれた調査世帯は京浜地帯の大工場労働者における既婚男子労働者世帯である。だからこの実態分析もこのような特殊な世帯であることに留意しなければならないが、彼等は近代産業における最も基幹的労働者層であるから、先ずこの層について調査を行つたわけである（都市における中小経営労働者あるいは家内労働者、農村地帯における工場労働者、鉱山労働者の生活実態は京浜地帯大工場労働者のそれと若干あるいは甚しく異る）。

II 調査方法

1) 調査事業所

京浜地帯の大工場8つをえらんだが、抽出に当つては 1,600 人以上の工場の産業別並に地域別分布を考慮した。次に工場別の産業並に所在都縣を示しておく。

A 工場	電機器工業	神奈川縣
B 〃	自動車製造業	〃
C 〃	製鉄業	〃
D 〃	化学工業	〃
E 〃	重機械工業	東京都
F 〃	〃	〃

G 〃 光学機械工業 東京都
H 〃 印刷工業 〃

2) 調査時期並に期間

1951年11月中旬あるいは下旬に質問票による第一次調査（生活状態調査）を行い、その回収者について11月中旬～12月上旬の最初の1日を休日とする適当な3日間について、第2次調査にあたる生活時間調査を実施した。今回の調査で遺憾であつたのは、電力危機にもとずく電休のため、日曜日以外を休日とする工場が多かつたので、本人の休日と児童あるいは他の勤務をもつ世帯員の休日とが一致せず、また2、3の工場では生活時間調査中に30分位の停電が一部にみられたことである。このため正常の生活時間内容と幾分ちがつた部分もあろうが、12月中旬をすぎると正常な調査も困難となるので已むをえずそのまま実施した。工場別の生活時間調査日は次の通りである。

A 1951年 11月 17, 18, 19日
B 〃 12月 1, 2, 3日
C 〃 12月上旬（現場毎にかえた）
D 〃 11月 25, 26, 27日
E 〃 12月 1, 2, 3日
F 〃 11月 24, 25, 26日
G 〃 12月 1, 2, 3日
H 〃 12月 1, 2, 3, 又は 5, 6, 7日

3) 調査対象の抽出方法

もともと今回の調査は生活時間調査を主体としているため、合理的な抽出方法を用いたにしても、多数の無記入者あるいは不完全記入者が生じ、結局はゆがめられた抽出になるのであるが、とりかかりとしては一応工場備付の労働者名簿、主として家族手当支給名簿によつて妻のある既婚労働者をえらび出し、それを職工員別に無作為に抽出した。この場合名簿は現場別に整理されていたから、記入依頼者は現場毎に比例割当法によつたのであるが、その回収は第1次調査（質問票）では87%、第2次調査(生活時間調査）では71%、うち集計適格世帯は44%に当る400世帯にすぎなかつた。それ故、結果的には工場内部でみれば、ある現場では60%を集計に加えたが、他の現場では全然なかつたというように著しい不均衡が生じ、最初の無作為抽出も半ば意味を失つてしまつたのである。しかしながら生計調査などとちがつて、あとで思い出すこともできない特殊の調査であるから、まことにやむをえないものがあつた。それ故この調査結果は質的にはケース・スタディの域を脱するものではないが、生活時間内容はさほど変化のないものであるし、調査対象として400世帯をとりあげたのであるから、一般的傾向については確実にとらえることができたと思う。しかもこの調査の目的は1分という細かい問題でなく、一般的傾向を明らかにすることであるから、えられた資料はこの調査の目的を十分にかなえてくれるものと思う。

4) 調査世帯数

第1次調査の生活状態調査票を配布した世帯数、それを回収した世帯数、生活時間調査票を回収した世帯数並に点検のうえ最終集計に加えた適格世帯数を工場別に示すと、第1表の通りである。

第1表 工場別調査世帯数

	生活状態調査票配布数	同回収数	生活時間調査票回収数	集計数
	名	名	名	名
A	100	87	76	52
B	113	105	94	59
C	110	96	68	48
D	119	103	90	51
E	115	101	88	56
E	120	81	75	43
G	118	100	78	44
H	119	95	72	47
計	914	768	641	400

5) 調査様式と項目

イ) 第1次調査——生活状態調査

第1次として末尾にかかげた生活状態調査票を用い、さきの方法に従つて抽出した世帯に対し工場の労務係の手を通じて手渡し、本人自身あるいは主婦に記入してもらい、内容が家庭生活の細部にわたるため封筒に入れて密封し無署名で回収する方法をとつた。主な調査事項は次のものである。

1) 家族構成
2) 世帯員の職業、内職、収入
3) 住宅種類、所有別、室数、畳数、寝室、附属施設、燃料
4) 本人の通勤時間
5) 世帯員の家事分担の状況
6) 家具、寝具の所持状況、暖方
7) 新聞、雑誌、書籍を読む程度、入浴、理髪
8) そ の 他

ロ) 第2次調査——生活時間調査

第2次調査として、児童以外の全世帯員に対して、第2号調査票である生活時間調査票を使用し、全1日の生活をくわしく記入してもらうようにした。この調査票は5分きざみであるが、本人が記入するとすれば、これ以上こまかくすることは無理と思われる。

児童にはくわしい記入は困難であるから、やむをえず家事手伝時間のみの記入を求めたが、大部分は主婦が記入したと思われる。その調査票は第3号調査票である（何れも3日間）。

6) 生活時間調査の集計方法

生活時間調査の分類方法については第2篇の序節においてのべるが、集計については末尾に示した生活時間個人別集計票を用いた。

III 調査世帯の概況

調査世帯の生活実態については第1篇において詳細に分析するから、ここではどういう対象がえらばれているかについて、ごくあらましをのべておく。

1) 労働者本人と妻について

調査対象は何れも既婚労働者を中心とする世帯であるが、400 世帯のうち 91 世帯が職員、309 世帯が工員である。その割合は 23% と 77% になるが、この比率は 8 工場における職員の比率より幾分高いようである。

第2表 労働者の年令分布 (満歳)

	実数			%		
	職員	工員	計	職員	工員	計
30才未満	9	36	45	9.9	11.6	11.2
30～40 才	52	186	238	57.1	60.2	59.5
40～50 才	28	72	100	30.8	23.3	25.0
50 才 以 上	2	12	14	2.2	3.9	3.5
不 明	—	3	3	—	1.0	0.8
計	91	309	400	100.0	100.0	100.0

労働者の平均年令は、職員 36.7 歳、工員 36.4 歳で殆んど相異がなく、総平均は 36.5 歳となつている(何れも満年令。以下同じ)。

いまその分布をみると、30 歳台が 59.5%、40 歳台が 25 %を占め、50 歳以上はごく少なく(3.5%)、30 歳未満が 11.2%含まれている。それ故、調査結果は、30 歳台の労働者世帯によつて圧倒的に規制されていることになる。職工員別では、職員に 40 歳台が多く、工員に 30 歳未満がやや多いというちがいがある。

第3表 妻の年令分布 (満歳)

	実数			%		
	職員	工員	計	職員	工員	計
20才未満	—	2	2	—	0.6	0.5
20～30 才	37	105	142	40.6	34.0	35.5
30～40 才	44	158	202	48.4	51.2	50.5
40～50 才	10	42	52	11.0	13.6	13.0
50 才 以 上	—	—	—	—	—	—
不 明	—	2	2	—	0.6	0.5
計	91	309	400	100.0	100.0	100.0

労働者の職歴は工場別に余りにも多様であり、それを一つ一つあげることは不可能に近いのであるが、この中には重筋労働、中等労働、軽労働の別はいうまでもなく、極端な不熟練工から高度の技能を要する熟練工、守衛から課長、部長まで数多くの職種が含まれている。

妻は、夫より 4.6 歳若く平均 32.1 歳であるが、職員では 31.9 歳、工員では 32.1 歳となり、殆んど相異はないが、妻は逆に職員の方が幾分若い。またその分布は第3表に示した如くで、30 歳台が 50 %、20 歳台が 36% を占め、50 歳以上は全然なく、20 歳未満がどくわずか含まれている。

2) 世帯について

平均の同居世帯人員は 4.45 人であるが、職員 4.45 人、工員 4.44 人で殆んど相異がない。この平均世帯人員は C．P．S の勤労者世帯の 4.55 人に非常に接近しており、既婚労働者世帯の規模とすれば、通常の世帯の大いさであることが知られる。

次にその分布をみると、最も多いのは 4 人世帯であつて 26% を占め、次が 3 人の 21%、3 位が 5 人の 18% であつて、この 3 つで合計 65% すなわち全体の 3 分の 2 を占める。また少数ではあるが 9 人以上のものもみられるが、京浜地方の近代型労働者の場合は農家世帯あるいは狭義の半農型労働者世帯とちがい、7 人以上の世帯は非常に少ないのである。なお職工員別では工員の方が上下により多く分布する傾向がみられる。

第4表 同居人員別世帯数

	実数			%		
	職員	工員	計	職員	工員	計
2 人	7	30	37	7.7	9.7	9.2
3 〃	16	69	85	17.6	22.3	21.3
4 〃	29	74	103	31.8	24.0	25.7
5 〃	18	55	73	19.8	17.8	18.3
6 〃	14	45	59	15.4	14.6	14.7
7 〃	4	25	29	4.4	8.1	7.3
8 〃	2	9	11	2.2	2.9	2.7
9 人以上	1	2	3	1.1	0.6	0.8
計	91	309	400	100.0	100.0	100.0
平均世帯人員	4.45	4.44	4.45			

3) 罹災、引揚の有無

今次の大戦によつて京浜地帯の労働者家族は種々の意味で戦争の犠牲者であつたわけであるが、現在の労働者世帯の生活状態を分析する場合無視できないのは、罹災者、並に引揚者がどれ位含まれているかということである。われわれはその内容について厳密な規定を行わず、本人の主観的判断による回答をそのままみとめたのであるが、それによると、400 世帯のうち、35.5% が罹災し、7.5% が引揚者であり、この 2 つを経験しているものは 3.0% 見出された。(最後のものは夫が引揚で妻が罹災あるいはその逆であつたものと思われる)。すなわち、直接この二つの何れかを経験したものは、実に 46 %に達するのであるが、不明の 6 %を考慮すると、おそらく戦災者は約半分を占めるものと考えられる。また、職工員別には大差がない(第5表)。

第5表 罹災、引揚の有無

	実数			%		
	職員	工員	計	職員	工員	計
罹 災	34	108	142	37.4	35.0	35.5
引 揚	7	23	30	7.7	7.4	7.5
罹災、引揚	2	10	12	2.2	3.2	3.0
ナ シ	46	146	192	50.5	47.3	48.0
不 明	2	22	24	2.2	7.1	6.0
計	91	309	400	100.0	100.0	100.0

本　　論

本論は2篇に分けた。

第1篇では第1次調査として行つた質問調査票の集計結果を考察し、第2篇において今回の調査の中心である生活時間の内容を分析する。この二つは相互に深く結びついているが、前者の調査事項が余り多岐にわたるので、叙述を簡明にするために分離する。

第1篇　質問調査票による生活實態の分析

ここでは先ず生活状態調査票の集計結果を分析する。但しその一部は叙述上の便宜から〝調査対象の概況〟並に第2篇においてのべる。

第1章　勞働者の家族構成と収入

ここで家族構成とその収入状態を分析するのは、本篇の主な目的である諸々の生活條件、並に次篇でのべる生活時間構造が直接的あるいは間接的に家族の構成と収入によつて規定ないし影響をうけているからである。ただ、質問票による調査であるため詳しい収入内容の分析は不可能であるから、ごく大ざつぱにのべる。

第1節　家族構成

同居世帯人員についてはさきに述べたので、ここではこれらの世帯がどんな続柄のものから構成されているかについてのべる。

もともと今回の調査世帯は夫婦を含む世帯であるが、夫婦又はそれと子女だけの世帯は400世帯のうち82%を占め、残りの18%にはこれ以外の続柄のものがふくまれている。後者のうち、親のみを含む世帯は74世帯のなかの53世帯を占め、弟妹のみが7世帯、この二つをふくむものは9世帯、これ以外のものが含まれる世帯は5世帯であつた。すなわち、80%は近代型の家族類型をもち、他の家族と同居の場合には主に両親であることが分る。なお職工員別では、職員で75%、工員で83%が夫婦又はこれと子女のみの世帯であつた。

第6表　家　族　類　型

		世帯数	%
近代型(1)	夫婦のみ	37	9.2
	夫婦+子女のみ	289	72.3
	計	326	81.5
(1)＋親		53	13.2
(1)＋兄弟		7	1.8
(1)＋親＋兄弟		9	2.2
(1)＋その他		5	1.3
計		400	100.0

第7表　同居子女数別世帯数

子女数	世帯数	%
ナシ	43	10.8
1人	99	24.7
2人	106	26.5
3人	81	20.2
4人	44	11.0
5人	18	4.5
6人以上	9	2.3
計	400	100.0

「註」上記の値は必ずしも京浜地帯大工場労働者の平均を示すものではないが、おそらく一般的傾向を示すものであろう。但し、職工員別の値は根拠のあるものかどうか断定し難い。

次に子女の人数別の世帯数をみると、第7表に示した如く、最も多いのは子2人、次位が子1人、3位が子3人の世帯であつて、この三者合計で全体の71%を占め、子4人以上は約18%にすぎない。しかも5人以上は非常に少なく、6人以上はわずか2%である。1世帯当りの子女数は平均2.16人にとり、世帯全員4.45人の約半分を占める。

第2節　勞働者の賃金収入と内職

1)　本人の手取賃金

「註」基本給も調査したのであるが、工場毎に給与体系がまちまちであつて、手取賃金と全く関係のない場合もみられた。例えばB工場では平均基本給は1,147円であるが、H工場では11,119円と実に後者は前者の約10倍である。しかし手取賃金は前者の方が高いのである。それ故、基本給の分析は省略する。

本人の手取賃金は非常に分散し、第8表に示した如く、最低6000円～8000円の階層から3万円以上の階層まで分布している。このうち最も多い12,000～14,000円の収入階層には全体の26%が含まれているが、次位は14,000～16,000円の層で22%を占め、この両者で全体の約半分に近い。しかし2万円以上は10%、1万円未満が6%みられるのであるから、集中度も大して高くはない。

第1図　勞働者の手取賃金の分布

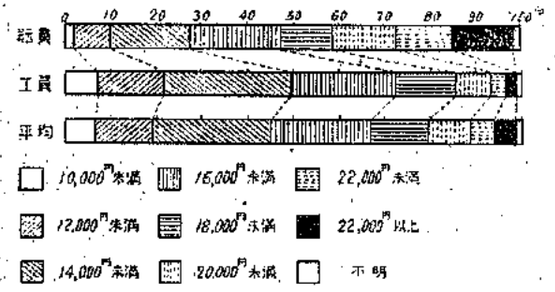

第8表　勞働者の手取賃金の分布

手取賃金額	職員	工員	計
円	%	%	%
6,000～8,000	–	0.3	0.3
8,000～10,000	2.2	7.1	6.0
10,500～12,000	7.7	13.9	12.5
12,000～14,000	17.6	28.5	26.0
14,000～16,000	19.7	22.4	21.7
16,000～18,000	11.0	13.2	12.8
18,000～20,000	14.3	7.8	9.2
20,000～22,000	12.1	3.6	5.5
22,000～24,000	2.2	1.3	1.5
24,000～26,000	7.7	0.6	2.2
26,000～28,000	1.1	–	0.3
28,000～30,000	1.1	0.3	0.5
30,000円以上	1.1	–	0.3
不明	2.2	1.0	1.2
計	100.0	100.0	100.0

平均手取賃金は14,878円であるが、この水準は京浜地帯の大工場労働者の賃金収入とすれば決して高くはなく、むしろ幾分低いのではないかと考えられる。

「註」毎月勤労統計の1951年10月分調査によれば500人以上の大工場における全国工業男子平均賃金は16,193円であるが、京浜地帯とすれば、おそらく17,000円を若干こえるであろう。ところで、この調査対象は税抜きという質問に対し、若干名は保険料などをぬいて回答していること、現物給与分は含まれていないことなどを考慮し、推定によつてこれらを加えたにしても概ね17,000円見当とみられるのであるから、既婚労働者のみの平均とすれば京浜地帯の平均よりも低いとみるべきである。

職工員別では、職員が17,126円、工員が14,243円で前者の賃金が約20%高く、分布においても高い収入階層により多く分布している。例えば、工員では2万円以上が5.8%を占めるにすぎないが、職員では25.3%に達し、そのうち2万6千円以上では、工員の0.3%に対し3.3%を占めている(第8表参照)。

「註」 工場別の対比は重要でないから省略する。

同居人員別に本人の手取賃金をみると、2 人世帯の 12,012 円を最低として人員の増加にともなつて次第に増加し、8 人世帯では 18,416 円となるが、人員は 2 倍になつても本人の賃金収入は 1.53 倍になるにすぎないのであるから、大きい世帯特に多子世帯の生活は並大抵でないことが推測される（後述する）。（第 9 表参照）

第 9 表　同居人員別にみた本人の手取賃金収入

	金額	比率
	円	
2 人	12,012	100
3 人	13,604	113
4 人	14,857	124
5 人	15,307	127
6 人	16,428	137
7 人	16,615	139
8 人	18,416	153
9 人	17,714	147

3) 本人の内職

一部の労働者は低賃金を補うために内職をもつているが、400 名のうちわずか 9 名、率にすると 2.3% にすぎなかつた。これは、内職をする時間的余裕もなく、しかも適当な内職が見出し難いこと、終戦直後に比べ実質賃金収入が高まり——但し戦前に比べるとなおはるかに低いが——、他方内職そのものの“賃金”が余りにも低くなり、生活が多少苦しくともさほど魅力をもたなくなつたためであろう。しかし実際にはこの 9 名以外に若干の内職又は副業をもつものがいると考えた方がよい。

工場別では、賃金の低いA工場に 4 名が含まれ、B・D・H・F工場にはそれがみられないが、その内職名をみると、職員には株式売買などの知能的職業が見出されるに対し、工員の場合には塗装、袋貼り、下駄鼻緒作り、山羊乳販売業などの家内労働、職人、商人的な内職がみられる。

この 9 名が内職に従事する時間は、平均月当り 66 時間、週当り概ね 15 時間であるが、この平均収入は 1,960 円、1 時間当りとすれば約 30 円になる。これは本人の平均時間当り賃金 60~70 円に比べるとその半分ないしそれ以下であつて、彼等にとつては内職をするよりも残業した方がかえつて有利なことが分る。

「註」 本人の内職は次のものである。

職員　株式売買 1、不明 1、工員、山羊乳販売業 1、塗装 1、薬業 1、袋貼り 1、下駄鼻緒作り 1、菓園（収入あり）1、仕上げ 1、文筆 1

収入　1,000 円未満 1、2,000 円未満 4、3,000 円未満 4、6,000 円 1

時間　50 時間未満 3、100 時間未満 4、150 時間 2

第 3 節　家族内の有職者無職者について

平均世帯人員は、4.45 人であるが、このうち本人以外の有職者は 0.12 人見出され、本人を合せて 1.12 人の賃金収入によつて一家の生活がまかなわれている。すなわち、全世帯員の 25.2% にあたるものが他の 74.8% を扶養しているのであつて、1 人当り 3 人を扶養している計算になる。世帯内における他の有職者は男女が殆んど同数であるが（48 名のうち男 22 名、女 26 名）幾分女子が高く、このなかには妻の 4 名が含まれている。

妻についてはあとでのべるが、その他の世帯員の勤務の内容をみると、職員では 9 名、工員では 35 名、計 44 名が勤務をもち、前者では全員が事務員又は技術員であるに対し、後者では事務的な仕事についているものが 4 割をこえるが、工員あるいはこれに近い職業のものが過半を占め、両者の間で著しいちがいがみられる。また続柄別では母の勤務者は 1 名もなく、父に 3 名見出されるにすぎないが、息子と娘では夫々 14 名の勤務者があり、学校を卒業した息子は全部、娘は大半が勤務をもつている。

第 10 表　本人、妻以外の世帯員の勤務の種類

	父	息子	娘	女婿	弟	妹	甥	計
会社員	(1)	(1)	(1)	–	–	(2)	–	(5)
	–	4	6	–	–	3	–	13
技術員	–	(1)	–	–	–	–	–	(1)
店員	–	1	1	–	–	–	–	2
タイピスト	–	–	1	–	–	2	–	3
教員	–	1	1	–	–	–	–	2
公務員	–	–	–	–	1	–	–	1
鉄道員	–	–	–	–	1	–	–	1
交換手	–	–	1	–	–	–	–	1
工員	–	4	2	1	2	–	1	10
人夫	–	1	–	–	–	–	–	1
電話売買	1	–	–	–	–	–	–	1
不明	(1)	(1)	(1)	–	–	–	–	(3)
計	(2)	(3)	(2)	–	–	(2)	–	(9)
	1	11	12	1	4	5	1	35

註（　）内の数字は職員、その他の数字は工員を示す

内職者は 58 名（大部分は妻である）、1 世帯平均では 0.15 名である。それ故純粋の無職者は 1 世帯当り平均 3.18 名であるが、このうち大人（父、母、弟妹など）は 1.05 人、学生学童は 0.92 名、乳幼児が 1.21 名であつて、被扶養者の 3 分の 2 は学生以下の子女である。

同居人員別にみると、世帯人員の増加にともない本人以外の有職者数は次第に増加するが、7 人以上の場合でもわずか 0.44 人に達するにすぎず、労働者本人の収入を補うものとしての役割は依然として補助的である。また内職者では 2 人世帯にその率が高く、3 人 4 人と低下し、7 人以上になると上昇するが、0.3 人をこえない（これについては妻の内職の項で説明する）。かくて、有職者 1 人当りの扶養している人員は（内職を含む）、2 人世帯の 1.0 人から次第に増加し、3 人では 1.82 人、5 人では 3.55 人となり、7 人以上になると 4.14 人を扶養することになる。しかしながらこの扶養率の増加は 1 直線でなく次第に緩慢化し、6 人をこえると停滞に傾くが、7 人以上の世帯では、近代型の夫婦と子供だけの世帯が少なくなり、複合的形態に近い世帯——例えば兄弟と共にすむ——がふえているために他ならない。何れにせよ、7 人以上を除く大部分の世帯では、労働者本人の賃金収入は、世帯収入の圧倒的部分を占め、7 人以上の場合にも第 1 義的重要性をもつ。

第 11 表　同居人員別にみた世帯内の有職者、内職者並に無職者

	本人	他の有職者	内職者	無職者	計
	人	人	人	人	人
2 人	1.0	–	0.16	0.84	2.0
3 人	1.0	0.06	0.13	1.81	3.0
4 人	1.0	0.05	0.11	2.84	4.0
5 人	1.0	0.10	0.12	3.78	5.0
6 人	1.0	0.20	0.14	4.66	6.0
7 人	1.0	0.44	0.26	5.70	7.0
平均	1.0	0.12	0.15	3.18	4.45

第 4 節　妻の勤務と内職

400 名の妻のうち、勤務をもつているのはわずか 4 名であつたが、内職をもつていると答えたのは 51 名で、この比率は前者が 1%、後者が 13% に当る。

「註」 ここで内職とよぶのは、家内労働に従事する場合だけでなく、副業的に零細な

収入をうるために、家内だけでなく外部に出かける仕事すなわち出職をする場合も含んでいる。内職の経済学的規定については種々の問題を含んでいるが、社会通念で内職とよばれているものを全部包含させた。

ここで問題になるのは、現在の日本の労働者の生活水準が戦前に比べ実質的に著しく低下しているのに、なぜ内職者の比率がわずかこの程度にとどまつているかということである（われわれの調査対象は、任意抽出ではないからこの値を以て京浜地帯大工場の既婚労働者全体の実状を正確に反映しているものでないにせよ、上記のような事実は否定することはできない）。その第1の理由は、家庭婦人の生活時間の中から内職の時間を生み出す可能性はあつても、それを実現しにくいことである。これは第2篇において論証する問題であるが、家事、育児の負担がそれを妨げているのである。第2は内職収入が後述するように余りにも低いため、内職による家庭生活の混乱をおかしてまでそれをやろうとするのは収入が著しく低い場合に限られるからである。第3は、内職そのものが偶然にえられることが多く、誰でもそれを要求したからといつて直ちに得られない事情が多いことである。

次に注意すべきは、職工員別に、勤務あるいは内職者率が若干相異することである。職員には勤務をもつものは全然なく、内職者率も 11% であるが、工員の妻は 1.3% が勤務をもち、1.32% が内職をもつている。すなわち、夫の賃金収入が少ないため、工員の妻の勤務並に内職はより多いのであるが、決定的な相異がみられないのは、職員もその大部分は収入が少ないこと、勤務又は内職は、単に収入の過少にもとずいて生ずるものでなく、他の要因——例えばその時間を生み出せるかどうか——によつても規定されるためである。

年令別にみると、はつきりした傾向はみられない。30 歳未満では 14.1%、40 歳未満では、13.3% 40 歳以上では 15.4% が勤務又は内職をもつているが、40 歳以上においてややその率が高いとみられる程度であつて、確実な傾向ではない（生活時間調査によると 40 歳以上の内職時間は確実に多い）。

次に同居人員別にみると、次表の如く、2 人世帯ではやや多いが、3 人～5人は少なく、7人以上では非常に多くなる。これは他の調査（労研「銀員留守家族の生活」）においてもみられた傾向であつて、おそらく兒のない2人世帯の場合には内職の時間を生み出し易いが、3 人以上では生活が苦しくなつてもそれを生み出す余地に乏しくなること、世帯人員が多くなると生活面からくる内職の必要度は高まるばかりでなく、他に家事を分担する世帯員もいる場合もあつて、内職が実現しやすくなつてくるからであろう。

第 12 表　同居人員別にみた妻の内職勤務率

同居人員別	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7人以上	計
妻の内職勤務率	% 16.2	12.9	13.6	9.6	13.6	20.9	12.8

第 13 表に示したように勤務はすべて不熟練労働であるが、内職は和洋裁が約半分(51名中26名)を占め、あとはぐつと少なく編物と造花並にネツカチーフを除くと何れも1名である。これらの内職の種類をみても分るように、大部分は家内労働ないしはこれに準ずるものであつて、一部に自営業に準ずる駄菓子屋、焼芋屋がそれぞれ1名みられるだけである。このように和洋裁が多いのは、後述するように、その収入が比較的高いためでもあるが、職員では 10 名中8名まで従事しているのは、工員に収入の少ない純家内労働が多いことと対照的である。

彼女達が内職に従事する労働時間は1カ月につき平均103時間と回答されたが、大部分（67%）は

第 13 表　妻の勤務と内職

	人員	平均労働時間	平均月収	平均1時間当収入		人員	平均労働時間	平均月収	平均時間当収入
	名		円	円		名		円	円
勤務 店員	1	–	3,000	–	フトン皮の修理	1	180	1,500	12.5
勤務 染色工	1	–	4,000	–	バッヂ作り	1	110	1,000	9.1
勤務 事務員	1	–	5,000	–	手袋かがり	1	120	570	4.8
勤務 雑役	1	–	3,500	–	鼻緒作り	1	230	4,000	17.4
勤務 計	4	–	3,875	–	洋服まとめ	1	250	2,000	8.0
和洋裁	26	79	1,398	17.7	チェーンリング合せ	1	200	2,000	10.0
編物	5	92	1,070	11.6	競輪	1	42	1,600	38.0
ネッカチーフ	2	110	1,200	10.9	駄菓子屋	1	260	6,000	23.1
造花	5	96	580	6.0	焼芋屋	1	210	3,000	14.3
袋はり	1	90	400	4.4	農業	1	–	1,500	–
袋あみ	1	120	700	5.8	内職者計	51	103	1,507	14.6
人形作り	1	120	1,610	38.3					

50～150時間未満であつて、約 10% が 200 時間以上と答えている。後者であると1日平均7時間をこえる計算になるが、このように長い内職時間をもつものがいる反面、50 時間にみたぬものが8%見出される（150～200時間が15% 。すなわち、同じ内職者の間にも労働時間について隔段の相異がみられるのである。

彼女達が勤務や内職をもつのはその大部分が家計補助の目的でされるのであるが、特に後者については全部がそうである。勤務の4名の平均収入はわずか3,875円であるが、これは夫の平均賃金収入である 14,878 円の実に4分の1に近い零細さである。しかしながら内職の方はもつと零細であつて1,507円にすぎず、内職たる所以を示している。もつとも、労働時間は前者が大体 180 時間見当に対し後者では 103 時間で半分に近いから、内職の種類によつては勤務よりも割がよいということになる。

内職収入の分布をみると、1,000 円未満 19 名（37%）、2,000 円未満 21 名（41%）3,000 円未満6名（12%）、5,000 円未満3名、5,000 円以上2名となつているが、5,000 円以上は駄菓子屋と和洋裁1名であり、3,000 円～5,000 円未満は焼芋屋、下駄鼻緒作り、和洋裁1で、自営的内職の収入が多いことが分る。第 13 表にも示したように、内職種別の平均収入は、造花、袋はりなどの純家内労働では 500 円前後にすぎないが、家内労働とみられるもののなかにも1,000円をこえるものもある。しかし1時間当りの収入とすれば、上記の職種では実に5円前後である。この基準で行けば、1日 8 時間としても 40 円にすぎず、本人の飲食物費さえ充分にまかなえないものであるが、このようなみじめな低賃金では余程苦しい生活状態にあるものの他はおそらく従事しないであろう。一般に内職の 1 時間当り収入は 20 円にみたないが、比較的収入の多いのは和洋裁で 17 円余、競輪と駄菓子屋を除くと概ね 10 円前後である。このように和洋裁の収入は比較的高いために職員の妻は主にこれに従事するのであるが、これの収入が多いにしても、ある度程の技能と生産手段（ミシンなど）をもたなくては仕事そのものも貰いう

けられないという制約がある。すなわち現在の京浜地帯の中大工場の1時間当り賃金が約 60 円と推定されるとき、一般勤労者家庭婦人の内職の最高水準である和洋裁でさえそれの3分の1にもみたないこと、内職の平均賃金は4分の1以下にすぎず、ある家内労働になるとわずか 10 分の1にも足りない事は注目すべきであつて、ここにも労働者保護の一つとしての家内労働保護の必要の理由が見出される。

第5節　世帯の総手取収入

1)　世帯の総手取収入

本章において世帯の収入とよぶのは一般の生計調査において用いられている本来の実収入の意味ではなく、税抜きの収入から仕送額を控除し、仕送受額をそれに加えたものである（しかし何れも少額であるから無視してもよい）。ここでのべる収入額そのものは書きこみ調査であるという制約をうけ 100 % の正確さを期待できないことはいうまでもないが、大体の生活水準をとらえようとするわれわれの企図だけは不充分ながらかなえてくれるであろう。

上記のような意味の世帯全体の収入は（以下この用語を用う）平均 16,205 円であるが、1世帯当り 4.45 人の構成であるから、1人当りでは 3,650 円、消費単位当り（22 頁(2)消費単位当り収入の項参照）では 5,151 円となる。総理府調査による平均 4.55 人の勤労者世帯実収入（東京都 1951 年 10 月分）は 17,902 円となつているが、この調査の該当収入のみ（仕送りは不明であるが、両調査とも実際にはごく少額であるから考慮しなくても大勢には影響はない）では概ね 17,115 円、これから税金を差引くと大体 15,434 円となる。それ故、この調査の対象は、京浜地帯の労働者の平均に比べると、大工場労働者であることを反映して実質的には幾分高い収入水準になるが、大差ないといつた方がよいであろう。

その分布は第14表の2に示した如く、大部分は1万円以上2万円未満の収入階層に属し、これが全体の 76.2% を占め、このうち1万円以上1万5千円未満が 40% で最も多い。また、4.3%が1万円にみたず、又他方5万円の収入のある世帯も見出されるのであつて、これら収入分布のひろがりは、本人の賃金収入の多少の他、有職者あるいは内職者の数並にそれらの収入の多少によつて生じたものである。

第2図　職工員別、同居人員別世帯総収入

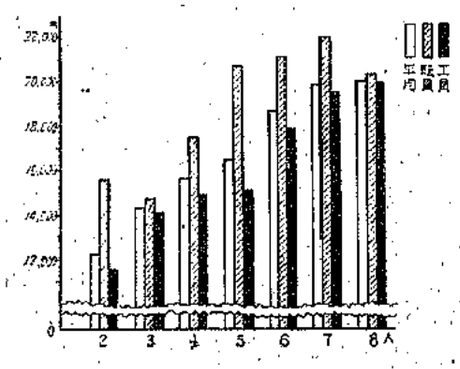

第 14 表の 1　職工員別、同居人員別世帯総収入（手取）

	平均	比率	職員	工
2 人	12,230 円	100	15,586 円	11,447
3 人	14,270	117	14,791	14,151
4 人	15,608	128	17,536	14,853
5 人	16,469	135	20,717	15,080
6 人	18,719	153	21,308	17,914
7 人	19,911	163	22,074	19,564
8 人	20,045	164	20,300	19,990
9 人	34,711	284	29,586	37,273
計	16,205		18,506	15,527

世帯の収入は、第 14 表の1に示したように世帯人員の増加に応じて次第に増加しているが、これは労働者本人の基本的賃金収入が年令の上昇にともなつて増大すること、家族手当によつて賃金収入がふ

第 14 表の 2　世帯総収入の分布（手取）

同居人員	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9人以上	計	%
10,000円未満	8	7	1	1	−	−	−	−	17	4.3
15,000 〃	23	43	51	30	11	3	−	−	161	40.2
20,000 〃	4	29	35	28	28	14	6	−	141	36.0
25,000 〃	2	6	13	8	17	7	4	1	58	14.5
30,000 〃	−	−	2	4	2	4	1	1	14	3.5
35,000 〃	−	−	1	2	−	1	−	−	4	1.0
40,000 〃	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
40,000円以上	−	−	−	−	1	−	−	1	2	0.5
計	37	85	103	73	59	29	11	3	400	100.0

えること、他の世帯員の賃金収入や妻の内職あるいは勤務収入が加わることなどによつている。しかしながら、その増加率は決して急速ではない。2人世帯では12,230円のものが5人世帯では 16,469 円、7人世帯においても 2 万円に達しない。かくて比率とすれば、2 人世帯を 100 として、3人 117、5人135、7人 163 に増加するが、7人の場合世帯人員は 3.5 倍、推定消費単位では 2.5倍をこえるのである。といつても、すべての世帯がこの平均収入をえているわけでなく、第 14 表の 2 に示したように分散している。（2 人世帯で 2 万円をこすのもあれば、他方 1 万円にみたないものもある。又 5 人世帯で 3 万円以上のものと 1 万円未満のものとが併存している）。

職員の本人収入は工員に比べ約 20% 多かつたが、世帯の収入の場合にも、やはりその傾向がみられる。詳細は第 14 表の 1 に示した通りであるが、平均値では工員の 15,527 円に対し職員では 18,506 円と前者の 120% に当る。しかしながら、工員世帯の中にも職員世帯よりはるかに多い世帯収入のある場合もみられる。

「註」　送金する世帯は工員 32、職員 13 計 45 世帯、うける世帯は夫々 3と4 計 7 世帯である。また、送金額は、職員 1,577 円、工員 1,722 円、平均 1,680 円、うける金額は職員 2,667 円、工員 1,750 円平均 2,143 円であるが、何れも該当者のみの平均であるから、それ以外のものを含めると、送金平均額 189 円、受取額平均 38 円となる。すなわち、送金額関係を除外して総収入を計算しても大勢にはさして大きな影響がないことが分る。

2)　消費単位当り収入

上記の実収入は単に現金勤労収入手取額をとらえたものであつて、実支出でも、また生活費そのものでもないが、おそらく上記の手取勤労収入（厳密にいえば少しちがうが）はその計算方法からみて生活費（税金などを除いたもの）に近いと推定されるので、その意味において消費単位当り収入を検討してみようと思う。

「註」　もともと世帯の生活水準は単に世帯全体の収入水準のみによつて決定されるものではない。同じ収入の場合にも世帯員の数によつて生活水準は相違する。また同一の世帯人員であつても性、年令によつて必要な生活費は異る。通常後者の事実を考慮し適切な生活水準の比較に用いるために消費単位（ケツト）が考案されているが、ここでは内閣統計局のものを使用した。また厳密な意味における生活水準であれば、現実の生活費だけでなく、特殊の利便（住宅など）あるいは過去のストックの使用（家具、被服など）も考慮せねばならぬが、こ

こでは不可能なので考慮にいれなかつた。内閣統計局の消費単位とは次のものである。(何れも満才)

	男	女		男	女
0 ～ 1 才	0.3	0.3	11 ～ 14 才	0.8	0.8
2 ～ 4 才	0.4	0.4	15 ～ 20 才	0.9	0.9
5 ～ 7 才	0.5	0.5	20 才 以 上	1.0	0.9
8 ～ 10 才	0.7	0.7			

さきにも示したように、消費単位当り収入は平均5,151円であるが、これはただの平均であるから、階層別にみることの方が大切である。

第 15 表　消費単位当り収入の分布

— 同居世帯人員別 —

	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	計	%
2,000円未満	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
2,000 ～ 3,000	–	–	4	4	3	5	4	–	20	5.0
3,000 ～ 4,000	–	3	4	22	19	15	5	1	69	17.3
4,000 ～ 5,000	8	18	39	23	22	6	2	1	119	29.7
5,000 ～ 6,000	9	26	28	13	12	3	–	–	91	22.7
6,000 ～ 7,000	8	20	12	7	2	–	–	1	50	12.5
7,000 ～ 8,000	7	8	11	4	–	–	–	–	30	7.5
8,000 ～10,000	4	10	5	–	1	–	–	–	20	5.0
10,000 円 以上	1	–	–	–	–	–	–	–	1	0.3
計	37	85	103	73	59	29	11	3	400	100.0

先ず分布をみると、最も頻度の高いのは 4,000～5,000 円未満の階層であつて、29.7% を占め、次が 5,000～6,000 円未満の層で 22.7%、3位が 4,000 円未満の階層で 17.3% を占め、この三者で 69.7% に達する。この階層の下には 3,000 円にみたないものが 5% 見出されるが、さすが 2,000 円未満がいないのは、現在の京浜地帯でこれに該当するのは生活保護世帯だけだからである。他方1万円以上が1名、8,000 円以上 1 万円未満が 20 名 (5.0%) 見出されるが、8,000 円以上になると、一応健康で文化的な生活をたのしめるものであり、6,000 円以上でもそれに近いであろう。だが、4,000 円未満ではおそらくその生活は相当苦しいと考えてよい。

第3図　職工員別、同居人員別消費単位当り収入

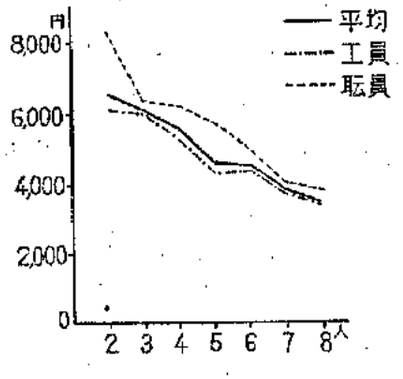

第 16 表　職工員別同居人員別消費単位当り収入

	平　均	比　率	職　員	工　員
2 人	6,436円	100	8,214円	6,022円
3 人	6,007	93	6,223	5,957
4 人	5,435	84	6,111	5,171
5 人	4,563	71	5,586	4,227
6 人	4,400	68	4,811	4,271
7 人	3,739	58	3,925	3,709
8 人	3,342	52	3,580	3,300
9人以上	4,683	73	4,200	4,925
計	5,151		5,816	4,955

一般的傾向として、世帯人員が多くなると消費単位当り収入も減少する。第 16 表に示したように、2人世帯では 6,436 円であるが、3人で 6,007 円、5人 4,563 円、7人 3,739 円と低下し、8人世帯では2人世帯の半分の収入しかえていない。また、その分布において最も頻度の多いのは2人並に3人世帯では 5,000 円台であるが、4人～6 人では 4,000 円台におち、7人並に 8人では 3,000 円台になる。だが、同一規模の世帯においても、消費単位当り収入が第 15 表の如くに分散しているのは、本人の賃金収入の分散の他、世帯員の収入の多寡によつて生じたものである。なお、職員工員別では、5,816 円と 4,955 円であつて、職員は工員の約 120% に当る収入をえており、前者はそれだけ高い生活水準をいとなめるわけである。この収入水準の相異が、第2章以下でのべる住宅並に家具、寝具類の所持状況の相異を制約することはいうまでもない。

以上、簡単に労働者家族の収入状態について分析を加えたのであるが、特に注意すべきは、世帯員の増加が生活水準の低下を引きおこすという事実である。それは、収入が世帯員の増加、消費単位の増大に対応して増加せず、実質的生活水準を切下げざるをえないということなのであるが、この問題は賃金体系によつて解決することは全く不可能である。ここに社会保障の一つとしての児童手当の問題が提起されるのである。

第 2 章　労働者家族の住居

住居は労働者の生活の中で非常に大切なものの一つであるが、第2篇で分析する生活時間構造をも制約する重要な要因でもある。それ故第2章を住居條件の分析にあてるが、本報告では主として社会的文化的観点から考察する。

第 1 節　住宅の種別並に所有關係

第 17～19 表は建物の様式、住宅の様式並に所有＝賃借関係を示したものであるが、いま要点のみをのべると、

(1) 鉄筋の建物にいるものはほとんどなく、大部分は木造本建築に住んでいるが、一部になおバラック建に居住するものがみられる (14.6%)。それ故、家事作業等についても甚しく不便な住居にいるものが意外に多いのであるが、本建築といつてもさして合理化された住宅でないことはいうまでもない。(壕舎にいるものは1世帯だけであつた)。

2) 独立家屋にすむものは約 50%、長屋が 22%、寮が 11.4% であつて、長屋、寮といつた、居住する上に非常に不便な住宅が全体の3分の1をこえる事実は注目すべき点である。なお、職員では独立家屋が多く、寮、長屋が少ない。

3) 住宅の所有関係では、住宅センサス等に比べると自宅の比重が低く、社宅、寮の割合が異常に高い (30%) 点が特長である。この反面間借は市部平均よりやや低いが、これらの諸事実はおそらく一般的な大工場労働者の特質を示すものであろう。また所有関係から家庭生活上の便不便をみると、寮、間借、アパートなどは不便な住居の方に入るが (この場合のアパートは大部分がいわゆる旧いアパートである)、三者合計で約 21% を占めている。

なお、当然のことながら職員に自宅並に社宅が多く、工員に借家、寮並に間借の比率が高い。

第 17 表　建物の種類

	職　員	工　員	計
木造本建築	82.5%	76.8%	78.5%
バラック	15.3	14.2	14.6
擁　壁	—	0.3	0.2
鉄　筋	1.1	0.3	0.5
不　明	1.1	8.4	6.7
計	100.0	100.0	100.0

第 18 表　住宅の様式

	職　員	工　員	計
独立家屋	66.0%	45.0%	49.7%
長　屋	15.3	24.3	22.2
アパート	3.3	7.8	6.7
寮	9.9	11.6	11.4
不　明	5.5	11.3	10.0
計	100.0	100.0	100.0

第 19 表　住宅の所有関係

	職　員	工　員	計
自　宅	39.6%	30.1%	32.2%
借　家	19.8	23.6	22.8
社　宅	25.2	21.6	22.0
アパート	1.1	2.9	2.5
間　借	7.7	10.7	10.0
寮	5.5	9.7	8.8
不　明	1.1	1.9	1.7
計	100.0	100.0	100.0

第 2 節　住宅の室数

住宅の質の中で最も重要なことがらは住宅の大きさである。どんなに完備された住宅であつても余りに狭少であれば、住居として満足とはいえないのであつて、現状ではこの狭少さの中に住宅問題の焦点があることは周知の通りである。

広さを知る上に先ず必要なのは室数である。台所、廊下等を除いた室数（板張を含む）は、平均 2.2 室で、1 室当りでは 2.0 人になる。第 20 表において示した如く、2 室が最大で37%、次が 1 室 29%、3 位が 3 室 24% であつて、1~3 室居住者が全体の90%を占め、4 室以上は約 10%に すぎぬ。

次に同居人員別にみると、平均室数は、2 人世帯の 1.6 室から次第に増加し、9 人以上では 3.3 室になつているが、分布をみると、同じ同居人員の場合にも非常にひろがりがある。例えば 4 人世帯の場合にも 1 室居住から 6 室居住のものまでみられ、一部のものは極端な過密状態にあるが、あるものは余裕ある住宅にすんでいるのである。一般的傾向とすれば、同居人員がふえるに従つて過密居住の割合はふえ、且つ極端な過密世帯も生じている。最も甚しいものは 7 人世帯で 1 室というものであるが、9 人で 2 室というものもあり、1 人当り 0.4 室にみたないものは 25%、0.5 室にみたないものは前者を加えて 45% に達する有様である。またモードをとると、2 人と 3 人世帯では 1 室、4 人では 2 室、5 人では 3 室となるが、6 人では 2 室におち、7 人 8 人とも 3 室である。これは 4 室以上の住居となると中々入手しがたく、しかも現実の大世帯では他の生活費に喰いこまれて、それを借りるだけの收入に乏しいことにもとずくものであろう。

なお、職工員別では判然とした相異があつて、職員の住宅室数に比べると工員の方ははるかに少ない。平均では前者の 2.7 室に対し後者では 2.1 室となつているが、第 21 表に示した如く、同居人員別にも明らかな相異がみられる。（但し 8,9 人は少数例である）

第 3 節　住宅の畳数

住宅の実質的な広さは室数よりも畳数で示される（調査対象は東京都であるから、田舎間である）。先ず平均畳数をみると 11.4 畳となるが、これは 1950 年の住宅センサスの 14.4 畳よりも約 2 割狭少で

第 4 図　同居人員別にみた室数の分布

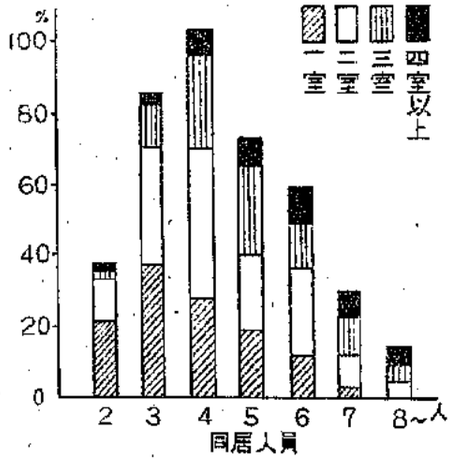

第 20 表　同居人員別にみた室数の分布

同居人員＼室数	1 室	2 室	3 室	4 室	5 室	6 室以上	不明	計
2 人	㉑	12	3	1	—	—	—	37
3 人	37	33	12	1	1	1	—	85
4 人	27	43	27	3	1	2	—	103
5 人	18	22	㉙	4	2	2	—	73
6 人	11	㉓	12	8	1	1	1	59
7 人	2	10	⑪	4	2	—	—	29
8 人	—	3	⑤	3	—	—	—	11
9 人 以 上	—	1	—	2	—	—	—	3
計	116	149	95	26	7	6	1	400
%	29.0	37.2	23.8	6.5	1.7	1.5	0.3	100.0

ある。

これを同居人員別にみると、室数についてみられたものと同様に平均 数は増加する。2 人世帯では 7.9 畳であるが、3 人 9.5 畳、4 人 11.7 畳、5 人 12.3 畳となり、7 人では 14.2 畳になる。しかるに、同居人員の増加の方が急速であるから、1 人当り畳数は次第に低下して行く。例えば 2 人世帯では 4 畳であるが、4 人では 3 畳にみたず、5 人世帯では 2.5 畳となり、7 人をこえると 2 畳以下におちる。しかしながら重要なことは、室数と同じく分布が広がり、余裕ある住居にいるものと極端な過密居住のものとが併存している事実である。

第 21 表　同居人員別職工員別平均室数

	室数			1 人当り
	職　員	工　員	平　均	
2 人	2.0室	1.5室	1.6室	0.80室
3 人	2.0	1.7	1.8	0.60
4 人	2.7	2.0	2.2	0.55
5 人	3.1	2.2	2.3	0.48
6 人	3.0	2.3	2.4	0.40
7 人	3.0	2.8	2.8	0.40
8 人	2.5	3.1	3.0	0.38
9 人以上	4.0	3.0	3.3	0.33
計	2.7	2.1	2.2	0.50

第 5 図　同居人員別職工員別平均室数

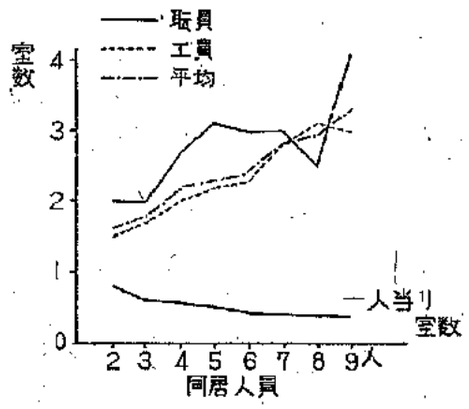

第 23 表はその分布を示したものであるが、最高は 40 畳をこえるが、10 畳未満が 39.5%、10~15 畳未満が同じく 39% 見出され、この両者を合せると約 5 分の 4 を占めている。しかも、4 人以上の世帯において 10 畳未満が多数見出されることは極端な過密居住を推測させるものであつて、生存水準を劃るものと断定して差支えない。

いま居住密度をはつきりさせるために 1 人当り畳数の分布をみると、第 24 表に示した如く、1.5 畳

第 6 図　同居人員別、職工員別疊数

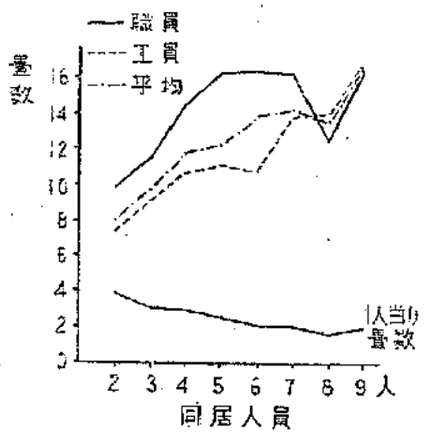

第 22 表　同居人員別職工員別疊数

	疊数			1人当り疊数
	職員	工員	平均	
2 人	9.9疊	7.3疊	7.9疊	4.0疊
3 人	11.4	9.1	9.5	3.2
4 人	14.5	10.7	11.7	2.9
5 人	16.2	11.1	12.3	2.5
6 人	16.3	10.8	13.8	2.1
7 人	16.3	13.8	14.2	2.1
8 人	12.5	14.0	13.7	1.7
9 人 以 上	16.5	16.8	16.7	1.8
計	14.2	10.5	11.4	2.9

にみたないものが 10%、2疊にみたないものが 18%、2.5 疊にみたないものが 22.2% も見出され、この3者で全体の丁度半分を占めている。通常衛生学者は1人当り3疊以上がミニマムとして必要だとみなしているが、その基準を用いると、実に 62% がこの水準にみたないことになる。しかも2疊未満では、全部の部屋を寝室に使用してもなおかつ1人1床のフトンを敷けないことも考えてみねばならぬ。他方、1人当り5疊以上というものも 6.3% 見出されるのであるが、この辺りの住居水準であれば、余裕ある住生活が可能である。

第 23 表　同居人員別疊数の分布

同居人員別＼疊数	10疊未満	10～15	15～20	20～25	25～30	30～40	40疊以上	不明	計
2 人	28	7	1	–	–	–	–	1	37
3 人	45	31	6	1	–	2	–	–	85
4 人	39	37	22	3	1	1	–	–	103
5 人	21	35	9	6	–	1	1	–	73
6 人	19	27	8	4	–	–	1	–	59
7 人	3	15	8	3	–	–	–	–	29
8 人	2	5	3	1	–	–	–	–	11
9 人以上	1	–	1	1	–	–	–	–	3
計	158	157	58	19	1	4	2	1	400
%	39.5	39.2	14.5	4.7	0.3	1.0	0.5	0.3	100.0

一般的傾向として、同居人員の増加は1人当り疊数を次第に低下させる傾向のみられることはさきにものべたが、分布についても同様であつて、2人では2疊未満は全々なくして、8疊以上のものさえ含まれるが、重点は次第に下向し、7人では3.5疊以上はなく、8人以上では3疊以上はゼロである。もちろん、日本の住居は転用性がきくこと、大きい世帯では児童の比重が高いこと、ミニマムという見地からみても、1人当り必要な疊数は世帯人員の増加にともなつて次第に低下してよいものではあるが、1人当り3疊という線は決してくずしてならない基準とされていることに留意すべきである。

なお、この調査の調査対象は1人当り疊数として2.9疊であるから、大体京浜地帯の平均住宅密度に近い。（1949 年の調査では東京 2.79 疊 1950 年の調査では市部 3.2 疊）

第 7 図　同居人員別1人当り疊数の分布

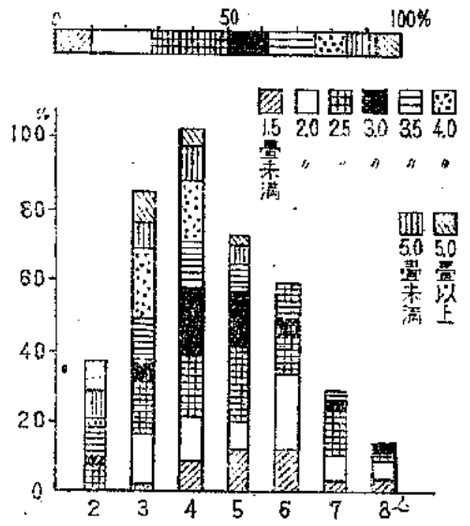

第 4 節　貸借關係別にみた住宅の廣さ

住宅の規模は貸借関係別あるいは様式別に相当のちがいがある。第 26 表に示したように、間借と寮とアパートは大部分1室であるが、社宅では2室が多く、3室がこれにつぎ、1室というのも案外多い。借家になると2室が過半を占め、3室を合せると全体の 80% に近い。これが持家になると、更に室数はふえ、2室が最高であることは変らないが、3室、ついで4室が多く、一部には依然として1室という持家がある。すなわち、社宅、借家、持家でも室数に上下の巾がみられるのであつて、一部のものは間借やアパートに近い狀態にあることに注意せねばならぬ。しかしそれにもかかわらずこの3者の平均室数は2室をこえ、持家は最も広く 2.7 室となつている。

第 24 表　同居人員別1人当り疊数の分布

	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	計	%
1.5 疊未満	–	1	–	12	12	3	3	1	40	10.0
1.5 ～ 2.0	–	15	13	8	㉒	8	⑤	1	72	18.0
2.0 ～ 2.5	7	15	⑱	㉒	12	⑬	2	–	89	22.2
2.5 ～ 3.0	1	5	⑱	14	3	2	1	1	45	11.5
3.0 ～ 3.5	⑩	13	14	9	6	3	–	–	55	12.8
3.5 ～ 4.0	2	⑳	17	–	1	–	–	–	40	10.0
4.0 ～ 5.0	8	7	10	5	2	–	–	–	32	8.0
5.0 ～ 6.0	3	6	2	–	–	–	–	–	11	2.7
6.0 ～ 7.0	2	1	1	2	1	–	–	–	7	1.7
7.0 ～ 8.0	2	–	1	–	–	–	–	–	3	0.7
8.0 ～ 10.0	1	2	1	1	–	–	–	–	5	1.2
不明	1	–	–	–	–	–	–	–	1	0.2
計	37	85	103	73	59	29	11	3	400	100.0

この室数に対応して疊数も持家が最高で 13.4 疊、借家がこれにつぎ 11.8 疊、社宅が 11.4 疊、寮がぐつと下つて 9.5 疊となり、間借の如きはわずか 6.3 疊というみじめさである。すなわち、比較的条件が悪くないのは、社宅、借家、持家の三者であるが、この場合も平均値とすれば決して十分な広さではなく、4人以上のものが室室を1つとり、全員1人1床の狀態でねるには余りに少ない。いま居室の密度を知るために1人当り疊数をとれば、第 25 表の如く、アパートと間借は夫々 1.8 疊と 1.9 疊で2疊にみたず、寮がやつと 2.4疊になり、社宅 (2.6 疊) 並に借家 (2.9 疊) においても平均値では上

第 8 図　住宅の所有種別室数、畳数

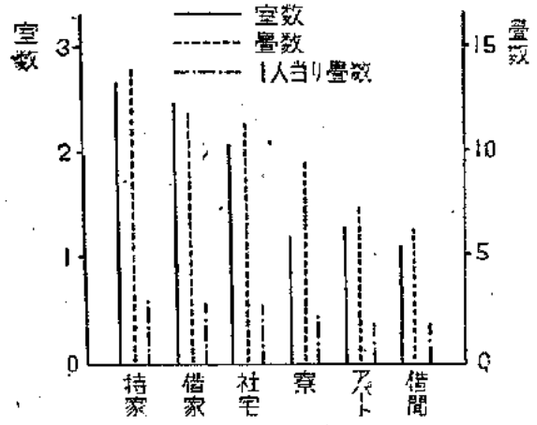

第 25 表　住宅の所有種別室数、畳数

	平均室数	平均畳数	1人当り畳数
	室	畳	畳
持家	2.7	13.4	3.2
借家	2.5	11.8	2.9
社宅	2.1	11.4	2.6
寮	1.2	9.5	2.4
アパート	1.3	7.3	1.9
間借	1.1	6.3	1.8

述の基準である3畳に達しない。ただ持家の場合だけ3.2畳で一応平均値として始めてこの衛生学的基準に合格するのである。次に1人当り畳数の分布を示しておく。

第 26 表　貸借関係別住宅室数の分布

	持家	借家	間借	アパート	社宅	寮
1 室	11	8	37	7	23	29
2 〃	53	47	2	3	35	5
3 〃	40	27	1	–	25	1
4 〃	15	7	–	–	4	–
5 〃	5	1	–	–	1	–
6 〃	3	–	–	–	–	–
7 〃	2	1	–	–	–	–
不明	–	–	–	–	–	–
計	129	91	40	10	88	35

第 27 表　貸借関係別1人当り住宅畳数の分布

	持家	借家	社宅	アパート	間借	寮
1.5畳 未満	9	8	5	1	11	5
1.5～2.0 〃	11	17	23	4	7	8
2.0～2.5 〃	36	10	19	3	10	10
2.5～3.0 〃	13	16	8	1	3	4
3.0～3.5 〃	15	13	15	1	8	2
3.5～4.0 〃	14	13	10	–	–	2
4.0～5.0 〃	17	7	5	–	–	3
5.0～6.0 〃	5	3	2	–	–	–
6.0～7.0 〃	3	3	1	–	–	–
7.0～8.0 〃	2	1	–	–	–	–
8.0～10.0 〃	4	–	–	–	–	1
不明	–	–	–	–	1	–
計	129	91	88	10	40	35

第 5 節　寝室使用の状況

1) 寝　　室

住宅全体の大きさによつて寝室の室数と畳数は制約されるが、寝室そのものの大きさは住宅とは一応別箇のものである。一般に日本の寝室は欧米諸国と異り、畳敷きにフトンを敷いてねるのであるから、転用性にとみ、寝室のみに使用されるということはないが、大体において寝室にあてられる室は定つているし、合理的に住生活をいとなむために食事室、あるいは居間として一室を残しておくことが多い。これは岡扇、西山氏等によつて食寝分離の原則といわれてきたものであるが、たしかにこの原則は人間生活にとつて最低限度の要求であつてこれが確保されなければ、非衛生的でもあり秩序ある生活の維持が不可能であるばかりでなく、主婦の家事作業も著しく困難になる。

400 の調査対象世帯のうち1室を寝室とするものが 70% に達し、2室が 22% で、3室はわずか3

%にすぎず、4室以上のものは全く見出されない。すなわち労働者世帯は概ね 1～2 室に就寝することが知られるが、次に居室との関係をみよう。

第 28 表に示したように、多くの労働者世帯では1室以上を空室にする場合が多い。例えば2室居住の場合に1室のみを寝室にあてるものは 67% に達し、両室を使用するのは 27% にすぎない。また3室居住の場合にも1室にねるものは 57%、2室を使用するものは 34% に達し、3室全部を使用するものは4%にすぎない（4室以上については第28表を参照されたい）。ただ就寝時に空室を残すものの中には世帯人員が少ないために空室になつたことも考えられるので、次に2室居住で4人以上の世帯と、3室居住で6人以上の世帯をとつて寝室使用の傾向をみると、前者では49世帯のうち2室全部を就寝時使用するものが 27 世帯、1室を空け全員が1室にねるものが22世帯を数え、後者では空室ナシ3、空室1室が9で何れも相当の非衛生的就寝状況になることを覚悟で1室を空けてねる世帯が多いことが知られる。すなわち、食寝分離の傾向は非常に強いのである。

第 28 表　住宅室数別寝室数の分布

室数＼寝室数	1	2	3	不明	計	%
1	116	–	–	–	116	29.0
2	100	40	–	9	149	37.2
3	54	32	4	5	95	23.8
4	8	10	5	3	26	6.5
5	1	4	2	–	7	1.7
6	2	1	–	–	3	0.8
7	–	2	1	–	3	0.8
不明	–	–	–	1	1	0.2
計	281	89	12	18	400	100.0
%	70.2	22.3	3.0	4.5	100.0	–

第 9 図　同居人員別寝室畳数

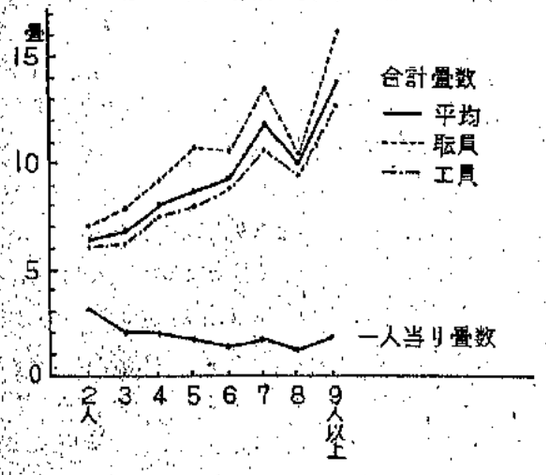

第 29 表　同居人員別寝室畳数の分布

同居人員＼寝室畳数	5才未満	5～10	10～15	15～20	20～25	不明	計
2 人	8	24	2	–	–	3	37
3 人	18	47	15	1	–	4	85
4 人	11	62	25	5	–	–	103
5 人	3	39	24	2	–	5	73
6 人	2	27	22	2	1	5	59
7 人	–	6	16	4	1	2	29
8 人	–	1	5	1	–	4	11
9 人以上	–	1	–	1	1	–	3
計	42	207	109	16	3	23	400
%	10.5	51.8	27.1	4.0	0.8	5.7	100.0

次に寝室の畳数をみると、平均は 8.3 畳となつているが、これに 4.4 人がねるのであるから、1人当りの寝室畳数は 1.9 畳となる。いま同居人員別にその分布をみると、（第 29 表）他の場合と同様に著しく分散している。最も頻度の高いのは、2 人から 6 人までは 5～10 畳、7人以上でやつと 10～15 畳になるのであつて、なかには5人、6人で5畳未満、7人以上で 10 畳未満に就寝するものさえみられる（他方、余裕ある寝方をするものもみられる）。一般的傾向として平均寝室畳

数は同居人員の増加にともない増大しているが、その上昇テンポはにぶく、1人当り平均疊数は第9図の如くに低下する。すなわち、3疊以上を確保するのは2人世帯だけであつて、3人になると2.2疊におち、5人以上では2疊を下廻る。すなわち、大きい世帯では寝室條件が次第に悪化し、非衛生的な狀態におちいることは歴然たるものがある。

また、職工員別にも著しい相異がある。第30表並に第9図は、職工員別の平均寝室疊数を示したものであるが平均して職員世帯は9.7疊であるに対し工員世帯では8.2疊で工員の方が過密就寝である。またこれを同居人員別にみても、職員の方がゆつたりしている。しかしながら、職員自体のなかにも著しい不均衡があつて、工員平均に比べはるかに過密就寝をしている場合も多い。

第30表　同居人員別寝室疊数

	疊数			1人当り平均疊数
	職員	工員	平均	
2人	7.0疊	6.2疊	6.4疊	3.2疊
3人	7.9	6.3	6.6	2.2
4人	9.3	7.6	8.1	2.0
5人	10.8	8.0	8.7	1.7
6人	10.6	8.9	9.3	1.4
7人	13.6	10.8	12.0	1.7
8人	10.5	9.6	9.9	1.2
9人以上	16.5	13.0	14.2	1.6
計	9.7	8.2	8.3	1.9

次に寝室の大いさをみると、第31表のように、居住室は全部で749室であるが（回答350世帯分）そのうち寝室461室、就寝時空室288室と、61.6%が寝室にあてらている。この場合、寝室として使用されるのは、やはり就寝上便利な部屋が用いられ、2疊では殆んど空室、3疊でも83%空室、4.5疊では約半分が空室というように、部屋が大きくなるに従つて寝室に使用される割合はふえ、6疊、8疊では90%前後が寝室となる。これは、3疊では寝室として不適当であるし、1室を就寝時空けるとすれば4.5疊が適当であるという生活上の利便にもとずくものであろう。

第31表　疊数別の寝室並に就寝時空室

疊数	居住室	寝室	就寝時空室
2疊	46	3	43
2.5	1	–	1
3	120	21	99
4	21	7	14
4.5	168	86	82
5	4	3	1
5.5	1	1	–
6	269	236	33
6.5	2	2	–
7	2	1	1
7.5	3	3	–
8	82	71	11
8.5	1	1	–
9	1	1	–
10	10	10	–
10.5	2	1	1
11	3	2	1
11.5	1	1	–
12	3	3	–
12.5	4	3	1
13.5	2	2	–
14	1	1	–
15	1	1	–
17	1	1	–
計	749	461	288

「註」
室の疊数が10疊をこえるのは旅邸住宅の場合が多くアブノーマルな住宅であるから、自然就寝時空室はなくなるわけである。

2) 寝室使用の狀況

次に主要な室のみをとり出して就寝時の寝室当り平均人員をみると、3疊では1.8人であるが、4.5疊2.6人、6疊3.3人、8疊4.0人というように、1人平均2疊～1.7疊の割合でねており、住宅委員会で決定した就寝時のミニマムの基準といわれるものよりは著しく低い。平均値において既にこのように過密就寝であるから、分布では極端な過密が現れる。第32表の如く、4.5疊に6人、6疊に9人がねるというものがその最たるものであるが、かりに3疊では1人、4.5疊では2人、6疊3人、8疊4人をミニマムとすれば、実に全体の約47%がこれを下廻ることになる。しかも、もつと厳密な基準でミニマムを策定すればおそらく過半はその基準にみたないことになるであろう。

第32表　寝室の大きさ別就寝人員

部屋の広さ	平均就寝人員	分布								
		1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	9人	計
3疊	1.8人	9	9	2	1	–	–	–	–	21
4疊	2.1	2	2	1	1	1	–	–	–	7
4.5疊	2.6	17	24	25	18	1	1	–	–	86
6疊	3.3	13	45	64	64	33	15	1	1	236
8疊	4.0	1	7	19	20	15	8	1	–	71
10疊	3.8	–	–	5	2	3	–	–	–	10
その他	–	–	6	7	9	3	3	2	–	30
計	–	42	93	123	115	56	27	4	1	461

「註」 住宅委員会とは建築学会にもうけられたものであるが、戦時中都市勤労者住宅に関する最低住居基準を発表した。それによると、メートル制の場合の寝室のミニマムとして、3疊成人1、4.5疊成人2、6疊成人2+小見1、8疊成人3、又は成人1+小見3とした。なおこの他食寝分離の立場から別に1室の就寝時空室を必要とみなしている。

寝方という面からみると、どういうものが一緒の寝室にねるかという問題がある。この組合せは第33表の通りで実に70種の組合せに達するのであるが、いま概観してみると、本人と妻、夫婦＋児童、夫婦＋成人、夫婦＋児童＋成人、大人1人のみ、児童1人又は2人のみ、父又は母＋児童などの主要な型

第33表　同室就寝者の組合せ

同室就寝者	件数	同室就寝者	件数	同室就寝者	件数	同室就寝者	件数
本人＋妻	47	夫婦＋成人＋母＋幼児	1	妻＋中学＋小学＋幼児	1	弟	1
夫婦＋乳児	16	〃＋父（母）	1	嫁夫婦＋幼児	1	母＋小学	5
〃＋乳幼児	15	〃＋学生＋小学生	1	幼児＋幼児	2	中学＋小学	5
〃＋小学＋幼児	70	〃＋父＋母＋小学＋幼児	1	妹	4	小学＋幼児	4
〃＋中学＋小学	10	〃＋母＋妹	1	母	11	父＋母＋小学	2
〃＋中学＋小学＋幼児	7	〃中学＋＋小学＋幼児	1	父	3	学生＋小学	2
〃＋小学＋乳幼児	5	〃＋乳幼児＋母	1	父＋母	4	学生＋学生	4
〃＋乳児＋妹	1	〃＋成人＋中学＋小学＋乳幼児	1	母＋弟	1	学生＋中学	1
〃＋幼児	158	〃＋成人＋乳児	1	母＋妹	4	母＋中学＋小学	1
〃＋小学	18	本人＋幼児	6	成人＋小学	2	母＋幼児	1
〃＋中学	3	本人＋乳児	6	成人＋中学	3	父＋妹	1
〃＋学生	1	本人＋中学＋小学＋幼児	2	成人＋学生	3	父＋小学	1
〃＋成人	3	妻＋成人＋乳幼児	1	中学＋小学＋幼児	2	母＋成人＋小学＋幼児	1
〃＋成人＋学生	3	夫のみ	3	中学＋中学	3	父＋母＋小学＋幼児	1
〃＋幼児＋父（母）	7	妻＋中学＋小学	1	中学のみ	5	母＋中学	1
〃＋小学＋幼児＋母	1	妻のみ	1	父＋母＋妹	1	その他（甥、姪）	2
〃＋中学＋幼児	3	本人＋母＋幼児	1	小学のみ	3	不明	21
〃＋学生＋中学＋小学	1	妻＋小学＋幼児	2	成人のみ	7		

に分れ、そのうちで最も多いのは、夫婦＋幼児の型で、次が夫婦＋小学生＋幼児、3位が夫婦のみである（ここで不自然なものに夫婦が同室にねない場合が若干みられる）。ただ注意すべきは、夫婦と中学生以上のものとの同室就寝が意外に多く、この場合 48 例に達しているが、教育上からも好ましいことではない。しかもこれに 10 才以上の小学生を含めると、おそらく 100 例を突破すると考えられるが、このような形はさきに指摘した住居の狭さや従来の生活慣習に起因するものであり、生活の健全化の上からも何とかせねばならぬものである。第 33 表はこの寝方の組み合せをこまかく示したものである。これをくわしく検討すれば、さらに興味ある問題を提供するであろう。

第 6 節　住宅の附属施設

住宅の附属施設としてとりあげたのは、台所、給水施設、風呂場の三つである。

1) 台　　所

台所の質は生活の合理化にとつて最も大切な問題であるが、ここでは単に専用か共用かの別を調べただけである。それによると、台所の専用のものは 54%、共用は 18% であるが、18% の不明を考慮するとおそらく 20% 余りは不便な共用であろうと思われる。

職工員別には住宅の質の相異を反映して、職員では不明を除き 12% が共用であるが、工員世帯では 24%に達し甚しいちがいがある。また住宅の種別では、自宅は殆んど全部が (99%)、借家は 95% が専用であるに対し、社宅では 83% におち、間借と寮では逆に共用のものが過半数 (82% と 73%) を占めるようになる。共同は専用に比べ必ずしも非合理的でない場合もあろうが、多くの場合前者が家庭生活上不便の多いことは否定すべくもない。

2) 給 水 施 設

井戸と水道のうち水道の方が給水施設として衛生的且つ文化的といわれ、主婦の家事作業を軽くさせるが、今回の調査対象は京浜地帯にすむ労働者世帯であるにもかかわらず、水道使用者の割合は 67% を占めるにすぎず、井戸のみが 33%、それの併用者が 4% 見出された。

井戸のうちモーターを使用するものも一部にみられるが (10 世帯)、大部分 (21%) はポンプであつて、古いつるべを使用するものが 5% 見出された。おそらく最後のものは農村地帯に居住する人々であろうが、戦前と異り、都内でも四辺に分散し、しかも遠方から通勤する人々がふえたため、このように井戸使用者が増加したわけである。

第 34 表　給 水 関 係

I　給水施設の種類

	%
水道使用者	67
水道のみ	63
井戸使用者	37
井戸のみ	33
ツルベ	5
ポンプ	21
モーター	3
不明	4

II　共用専用別

		%
水道のみ	専用	40
	共用	60
	計	100
井戸のみ	専用	47
	共用	53
	計	100

専用、共用別では、水道は 60%、井戸は 53% が共用であつたが、共用がこれほど多いことはまことに意外な事実である。

3) 風呂場の有無

第 35 表に示したように、26% が施設をもち、72% がこれを欠いている。しかし、住宅の種別によつて著しく相異するのであつて、持家では 37% がこの施設をもつているが、社宅 30%、借家 22% とおち、アパート、間借、寮などでは全くないか又は殆んどこれを欠く。しかも間借では貸主のもの、寮では共用又は就有であつて、おそらく自己専用のものではなかろう。また、職工員別では職員の場合は 32% で工員の 25% よりも多いが、住宅の質の相異が反映している。

第 35 表　風 呂 場 の 有 無

	アリ	ナシ	不明	計
	%	%	%	%
持家	37	61	2	100
借家	22	77	1	100
社宅	30	69	1	100
アパート	–	80	20	100
間借	15	85	–	100
寮	11	89	–	100
不明	14	72	14	100
計	26	72	2	100

第 7 節　燃　　料

燃料の種類は炊事その他の家事作業の質と量を規定するものであるが、多くの労働者世帯では非常に非衛生的でしかも家事作業時間を増加させるような燃料が主として使用されている。第 10 図に示したように、炊事用燃料の大部分は主婦をくぎづけにするマキや、火をおこすのに時間のかかる木炭を使用し、夫々全世帯の 81% と 79.5% を占め、悪臭をはなつ煉炭も 37.5% の世帯が使用し、他方、熱量が高く炊事時間を短縮させるガスはわずか 22%、電気は11.5%にすぎない。表示した8種の使用燃料のうちでもガスと電気が最も合理的であるが、戦争による破壊のため住宅が分散し

第 36 表　主な燃料の組合せ

	世帯数	%
マキ、木炭	101	25.2
マキ、木炭、煉炭	78	19.5
マキ、木炭、煉炭、豆炭	23	5.7
ガス	21	5.1
マキ、木炭、電気	19	4.7
マキ、木炭、ガス	18	4.5
木炭、ガス	14	3.5
マキ、木炭、豆炭	11	2.7
木炭	10	2.5
マキ、木炭、電気、煉炭	10	2.5
マキ、ガス	8	2.0
マキ	7	1.8
木炭、ガス、煉炭	6	1.5
マキ、木炭、煉炭、電気、豆炭	5	1.3
マキ、木炭、煉炭、タドン、豆炭	5	1.3
マキ、木炭、タドン	4	1.0
ガス、煉炭	3	0.8
マキ、木炭、ガス、煉炭、豆炭	3	0.8
マキ、煉炭	3	0.8
マキ、木炭、コークス	3	0.8

註　2 帯世以下の組合せを除く

第 10 図　使用する燃料種別の世帯割合

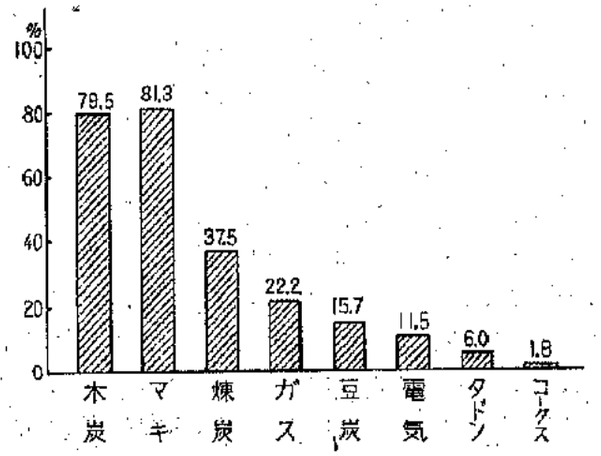

たためかガスの使用者比率は激減しているし、一時非常に多く使用された筈の電気も電気料金値上の影響のせいかこのように減少している。

何れの世帯も数種の燃料を組合せて使用する場合が多い。400 世帯の記入を整理すると実に 48 種の

くみ合せがみられたのであるが、そのうち少数例（2世帯以下）を除いた 20 種を示したのが第 36 表である。これによると、最も多い組み合せは、〃マキと木炭〃で 25.2% を占め、次が〃マキ、木炭煉炭〃の 19.5%、この二つを合せると45% になる。くわしい説明は省略するが、非衛生的非文化的でしかも無駄の多いマキと木炭を使用するものが非常に多いことは明らかであろう。しかも、このような燃料の方が、より文化的な燃料であるガスよりも高価につくという事実を忘れてはならない。

次に風呂の燃料をみると、97 世帯のうち、マキが 46、石炭 23、石炭とマキ 9、木炭 1、木材粉 1、不明 17 であつて、過半がマキを使用し、ガスは全然なく、石炭は比較的多い。これも勤労者的な燃料の種別というべきであろうが、マキは〃風呂たき〃の家事作業時間を増加させる。

第 3 章　家具、寝具並に寝方

第 1 節　家具の所持状況

家具は生活水準の測定には不可欠のものであるが、その種類と量は現在の收入水準によつて規定されると共に、過去の收入水準、特に現在ではこの他罹災、引揚の有無によつて影響をうける。

今回調査した家具類はわずか 7 種にすぎないが、比較的重要なものだけをえらんだ。第 37 表はそれを示したものであるが、先ず気付くことは、概ね 80% 以上の多数がもつているのは、ラジオ、和タンス、食器戸棚並に机の四者であつて洋ダンスとミシンは比較的少なく、茶ダンスはそれでも 60% がもつている。すなわち、最初の 4 つは現在既に不可欠の家具となつていること、ミシンなども約 40%がもち、次第に不可欠の家具となろうとしていること、洋ダンスはまだそこまでになつていないことなどが知られる。また比較的多数の世帯が二個以上もつているのは、和タンス（28%）であるが、所持する被服が多いと 1 個では不十分だからである（多いものになると 6 個をもつ）。また、ミシンとラジオを 2 個以上もつものが殆んどみられないのは、もつ必要がないからである。

第 37 表　家具の所持数の分布

	ラジオ	和タンス	洋タンス	茶タンス	食器戸棚	ミシン	机
	%	%	%	%	%	%	%
ナシ	10	22	74	40	20	62	24
1	88	50	23	54	69	37	57
2	2	19	2	5	10	0	15
3	−	6	0	0	−	−	2
4	−	2	−	−	−	−	1
5	−	0	−	−	−	−	−
6	−	0	−	−	−	−	−
不明	−	1	1	1	1	1	1
計	100	100	100	100	100	100	100

「註」　0 内は 1 %未満

他方、生活水準という点からみて、ラジオ、和タンス、机、食器戸棚などをもつていない世帯が 10〜22%もみられる事実は注目してよい。和タンスの欠乏は行季を以て補う他はないが、被服はいたみ易いであろうし、身辺あるいは片付けの時間を増加させる。ラジオの欠除は労働者家族、特に妻の娯楽の範囲をせばめるものであるし、机の欠除は、おそらく読書への刺激を少なくさせるであろう。しかしながらこのような家具は、少なくとも文化的な生活にとつては最低限度の要求であることは忘れてはならない

家具の所持状況を罹災、引揚の有無別にみると第 38 表の通りであつて、戦争によつて著しい影響をうけていることが知られる。両者の間で差の少ないのは、食器戸棚とラジオであつて、差の著しいのは

第 38 表　職工員並に罹災引揚の有無別にみた家具所持数

	職工員別		罹災引揚の有無別	
	職員	工員	罹災引揚	該当しない者
ラジオ	1.0個	0.9個	0.9個	1.5個
和タンス	1.3	1.1	0.9	1.4
洋ダンス	0.5	0.2	0.2	0.4
茶ダンス	0.7	0.6	0.5	0.8
食器戸棚	0.9	0.9	0.9	0.9
ミシン	0.6	0.3	0.3	0.4
机	1.4	0.9	0.9	1.2

なお、第 39 表に分布を示しておく。

「註」　ミシンは一部内職用に使用されることに留意する必要がある。また、職員の場合過半数がもつていることはこの階層ではそれが嫁入り道具の一つになつていることを物語るものであろう。

最後に上記の家具が同居人員とどんな関係をもつているかをみると、3 つの型がある。（第 12 図）その一つは、世帯人員の大小に関係せずに殆んど同じように所持されているものでラジオ、ミシン、食器戸棚などがそれである。第 2 の型は世帯人員の増加にともなつて次第に増加するもので机、和タンス、茶ダンスなどが之に当る。第 3 は洋ダンスにみられるもので同居人員の増加は逆に平均所持数を少なくさせるものである。このように 3 つの型が生じたのには夫々の理由がある。ラジオミシンは一家に 1 個以上あつても仕方のないものであるし、食器戸棚も一応一個でどうやら間に合う。しかし和ダンスは世帯人員が多くなるとどうしても 1 個では不足する。ただそれを実現できない

第 11 図　職工員別の家具の所持数

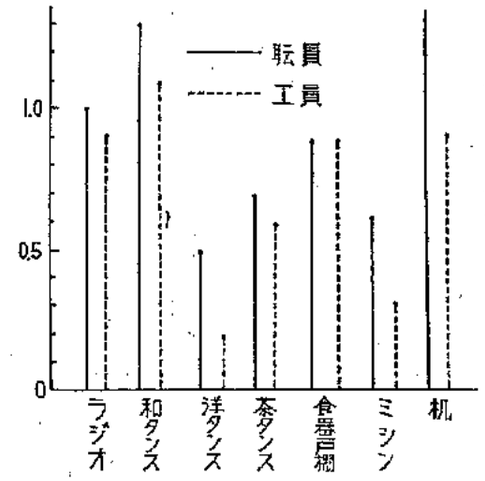

第 12 図　同居人員別の家具所持数

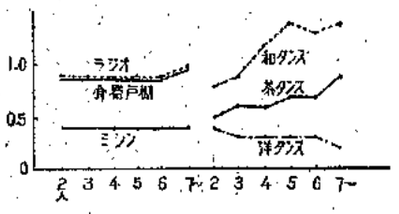

第 39 表　同居人員別の家具所持数

	ラジオ	和タンス	洋タンス	茶タンス	食器戸棚	ミシン	机
2 人	0.9	0.8	0.4	0.5	0.9	0.4	0.8
3 人	0.9	0.9	0.3	0.6	0.9	0.4	0.8
4 人	0.9	1.2	0.3	0.6	0.9	0.4	1.0
5 人	0.9	1.4	0.3	0.7	0.9	0.4	1.1
6 人	0.9	1.3	0.3	0.7	0.9	0.4	0.9
7 人 以 上	1.0	1.4	0.2	0.9	1.0	0.4	1.3
計	0.9	1.2	0.3	0.7	0.9	0.4	1.0

のは収入の過少だけである。洋ダンスは最近になつて一般化したものであるから、むしろ若い年令層に多い。これが2人世帯の所持数を最高にさせた理由である。

第2節 寝具類の所持状況

1) フトン類

一般に寝具類特にフトン類の所持枚数は生活水準測定の有力な指標となるものである。ここでは質の点にはふれず、単に量的な測定を行つたにすぎないが、大体において量は質をも反映していると考えてよいから、量的にみて、健康で文化的な睡眠を確保できるフトン類を所持しているかどうかが中心問題となる(これが次節でのべる寝方を制約していることはいうまでもない)。

彼等は各用をふくんで平均4.0枚の敷フトン、5.5枚の掛フトン、1.6枚のカイマキ、2.6枚の毛布をもつている。それ故、1人当りとすれば敷フトン0.9枚、掛フトン1.2枚、カイマキ0.4枚、毛布0.6枚ということになる。いま毛布を0.5枚のフトンとして換算すれば、総計1世帯当り11.6枚、1人当り2.8枚となり、十分な睡眠を確保するために必要な1人当り掛フトン2、毛布1、敷フトン1枚というミニマムの基準枚数を既に平均値においてみたしていない。

第40表 職工員別にみたフトン類所持数

	世帯当り			一人当り		
	職員	工員	平均	職員	工員	平均
	枚	枚	枚	枚	枚	枚
敷フトン	0.5	3.8	4.0	1.1	0.9	0.9
掛フトン	6.7	5.1	5.5	1.6	1.2	1.2
かいまき	2.0	1.5	1.6	0.4	0.3	0.4
小計	8.7	6.6	7.1	2.0	1.5	1.6
毛布	(3.7)	(2.3)	(2.6)	(0.7)	(0.5)	(0.6)
合計	15.3	11.6	11.4	3.4	2.6	2.8

「註」 ( ) 内は毛布自体の枚数、合計は毛布を0.5枚として換算。

寝具の所持数は他の生活資料と同様著しく不均等であるが、先ず職員工員別にみると、職員に比べ工員の所持状況は非常に低劣である。その詳細は第40表に示した通りであるが、総枚数は(以下総枚数というときは毛布を0.5枚に換算したもの)職員の15.3枚に対し、工員は11.6枚、1人当りでは職員は3.4枚を確保し平均値ではミニマムに近いが工員では2.6枚にすぎない。すなわち工員の寝具所持数は他のもの、例えば収入、住宅以上に職員との差が大きい点に留意されねばならない。また寝具の質については調査されなかつたが、おそらく工員の寝具の質は職員のそれに比べ一層劣ることはいうまでもない。

第13図 同居人員別フトン所持数の内訳

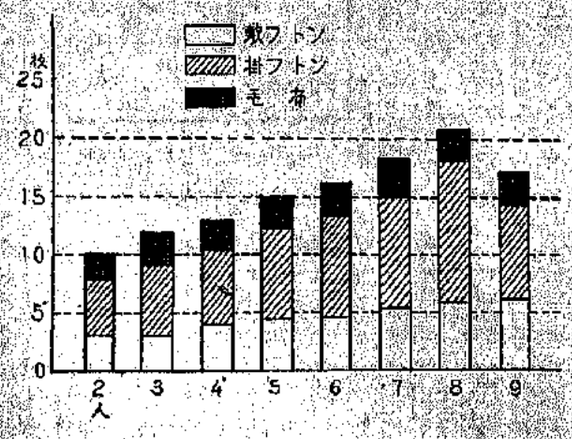

もともと寝具というものは、より多ければ多いほどよいというものでもなく、他方、それが少なければ就寝者が十分な睡眠をとれないものである。すなわち同居人員の数に応じて必要枚数も変化するものであるが、いま同居人員別にみると、第41・42表の通りであつて、所持枚数そのものは次第に増加するが、1人当り枚数は低下する一方である。寝具の種類別は第41表にゆずり総枚数でみると、2人世帯の8.7枚は5人で13.7枚、8人で19.2枚に増加するが、1人当りは2人の4.3枚が3人3.5枚、5人2.7枚、8人2.4枚とおち、4人以上では3枚を、7人以上では2.5枚を下廻るに至る。また職工員別では、8人世帯を例外としてすべてにわたつて工員の所持枚数は少なく階段の相異がみられるのである。すなわち、同居人員が多くなると、彼等の寝方はいよいよみじめになつて行く一般的傾向がうかがわれるのであるが、これは同居人員に対比して住宅が狭隘になることの他、収入(消費単位当り)が

第41表 同居人員別にみたフトンの種別所持数

	敷フトン	掛フトン(かいまきを含む)	毛布	合計(毛布0.5とする)
	枚	枚	枚	枚
2人	3.0	4.7	2.0	8.7
3人	3.0	5.9	2.7	10.3
4人	3.9	5.5	2.3	11.5
5人	4.5	7.8	2.8	13.7
6人	4.7	8.7	2.6	14.7
7人	5.4	9.4	3.3	16.5
8人	6.0	11.9	2.5	19.2
9人以上	6.3	8.0	3.3	15.0
計	4.1	7.1	2.6	12.4

第14図 同居人員別フトンの所持数

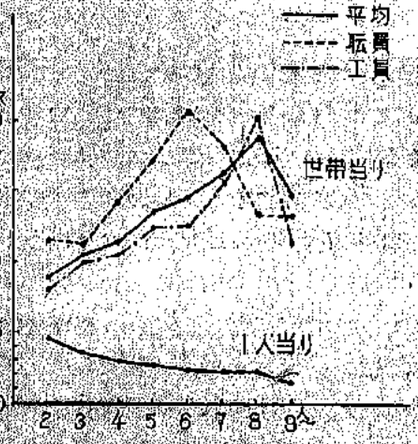

相対的に少ないため寝具を買う余裕が次第に乏しくなるためと解される。

一方、寝具の所持状況は世帯による不均衡が甚しいことも注目せねばならない。第43表は世帯全体の寝具の分布、第44表は1人当りの分布を示したものであるが、これによつても著しく広く分散していることが知られる。最も端的に寝具の水準を示す1人当り所持枚数でみると、ごく一部であるが1枚未満がいるし、2枚未満が17%、2枚以上3枚未満が37%も見出され、8枚にみたないものは全体の半分以上を占めている。他方1人当り4枚以上が約18%見出されるが、これらの人々は十分に1人1床で就寝できる人々であり、3枚以上の人々の一部もこ-

第42表 同居人員別フトン所持数
—毛布0.5枚として換算—

	世帯当り平均			1人当り平均		
	職員	工員	平均	職員	工員	平均
	枚	枚	枚	枚	枚	枚
2人	11.5	8.0	8.7	5.8	4.0	4.3
3人	11.3	10.1	10.4	3.8	3.4	3.5
4人	14.5	10.4	11.5	3.6	2.6	2.9
5人	17.3	12.5	13.7	3.5	2.5	2.7
6人	21.0	12.7	14.7	3.5	2.1	2.5
7人	18.6	16.1	16.5	2.7	2.3	2.4
8人	13.5	20.6	19.2	1.7	2.6	2.4
9人以上	13.5	16.6	15.0	1.5	1.8	1.7
平均	15.3	11.6	12.4	3.4	2.6	2.8

第43表 寝具所持数の分布—同居人員別

同居人員	枚数	5枚未満	5～10	10～15	15～20	20～25	25～30	30枚以上	不明	計
2人		3	21	11	1	1	—	—	—	37
3人		1	38	36	6	—	—	1	3	85
4人		—	84	54	8	3	1	3	10	103
5人		1	17	27	18	6	2	1	5	73
6人		—	14	18	16	7	1	2	1	59
7人		—	1	11	8	3	—	—	—	23
8人		—	1	2	3	2	2	1	—	11
9人以上		—	—	2	—	1	—	—	—	3
計		5	126	163	62	23	6	8	6	400
%		1.3	31.5	40.7	15.5	7.2	0.8	1.5	1.5	100.0

第 44 表　1人当り寝具所持枚数の分布同居人員別

	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人～	計	%
1枚未満	–	–	–	1	1	–	1	–	3	0.8
2 〃	1	3	15	17	20	8	2	2	68	17.0
3 〃	7	28	43	27	23	13	4	1	146	36.5
4 〃	10	24	32	18	11	8	3	–	106	26.5
5 〃	6	21	6	6	1	–	–	–	40	10.0
6 〃	7	7	3	–	1	–	–	–	18	4.5
7 〃	4	2	–	3	1	–	–	–	10	2.5
8 〃	2	–	1	–	–	–	–	–	3	0.7
不明	–	–	3	1	1	–	1	–	6	1.5
計	37	85	103	73	59	29	11	3	400	100.0

れに近いであろう。この1人当り枚数の分布をみて気付くことは、4枚以上を所持するものは大部分が2人又は3人世帯であつて、4人以上の世帯ではほとんどなく、7人以上では全然見出されないし他方2枚未満の比重は4人以上の世帯において急速にふえている。

2) 敷　　布

敷布は敷フトンを永持ちさせるため、あるいは衛生的な状態に保持する上に必要なものであるが、平均所持数はわずか 3.3 枚、1人当りでは 0.7 枚にすぎない。ここでも職員では 4.2 枚をもち工員の3.2枚よりはるかに多いが、同居人員別にみると、次表の如く1人1枚を確保しているのは2人世帯だけで、3人以上ではすべて1枚にみたず、人員の増加にともなつて次第に低下する一方である。また分布をみると、全体のなかで1人1枚平均を確保していない世帯は 54% を占めており、1枚ももつていないという世帯が3人以上の世帯に 15 世帯も見出される。

もともと敷布は寝具の所持状況に対応してもたれるものであるが、上記のフトン類のもち方が貧弱である限り、敷布についてもそのような傾向が現われるのは当然のことといえる。

以上で寝具の分析を終るが、次にこれに制約されて生ずる寝方について若干のべておきたい。

第 45 表　同居人員別にみた敷布の平均所持数

枚数 / 同居人員	世帯当り 職員	世帯当り 工員	世帯当り 総平均	1人当り平均
2人	3.0枚	2.3枚	2.4枚	1.2枚
3人	3.1	2.6	2.7	0.9
4人	3.7	3.0	3.2	0.8
5人	4.7	3.4	3.7	0.7
6人	6.0	3.7	4.2	0.7
7人	5.3	4.4	4.5	0.6
8人	4.3	4.0	4.2	0.5
9人以上	6.0	2.5	3.7	0.4
計	4.2	3.2	3.3	0.7

第 46 表　同居人員別にみた敷布枚数の分布

枚数 / 同居人員	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人以上	計	%
0 枚	–	4	3	3	1	2	1	1	15	3.8
1 〃	6	4	1	3	1	–	–	–	15	3.8
2 〃	16	30	21	14	6	2	1	–	90	22.5
3 〃	11	28	39	21	12	1	1	–	113	28.2
4 〃	3	14	25	9	15	6	–	–	72	18.0
5 〃	–	3	6	10	10	13	5	1	48	12.0
6 〃	1	1	4	5	7	2	1	1	22	5.5
7 〃	–	1	–	3	3	2	1	–	10	2.5
8 〃	–	–	1	1	1	1	–	–	4	1.0
9 〃	–	–	–	2	–	–	–	–	2	0.5
10 〃	–	–	–	1	2	–	–	–	3	0.7
不明	–	–	3	1	1	–	1	–	6	1.5
計	37	85	103	73	59	29	11	3	400	100.0

第 3 節　寝方について

同床寝は文化的にはいうまでもなく衛生学的にも好ましくないのであるが、上述したとおり住宅、寝室がせまく、しかも寝具の所持枚数が少ないのであるから同床寝は必然的に多くならざるをえない。

第 47 表は同居人員別に寝床数の分布を示したものであるが、1人床を完全に確保しているのは 11.5% にすぎぬのであつて、残りの約90%の世帯では家族のうち誰か又は全員が同床寝になつている。もちろん、第 47 表に示したように、寝床数は同居人員の増加につれて多くなるのであるが、世帯人員との対比では次第に悪化し、2人世帯の1人当り 0.75 床は 4 人では 0.60、7人では 0.57 という様に悪化し、9人以上の場合では 0.41 床におち平均 1 床に2人以上が就寝することになる。この動きは第 15 図にも示したのであるが、その分布においても、1人1床の原則を確保しているのは2人世帯では 47% であるが、3人では27%、4人では 5% におち、それが 8% 見出される5人をこえると、1人1床の原則を完全に確保している世帯は絶無となる。その反面、過密床もふえてくるのであつて、3人1床、4人で1床、あるいは6人で2床、7人で3床、9人で2床という世帯もみられ、雑魚寝という最も非文化的非衛生的な状況が世帯人員の多い場合に多くみられるようになる。

第 47 表　労働者世帯の就寝状況

同居人員	1床	2床	3床	4床	5床	不明	計
2人	16	14	–	–	–	7	37
3人	5	56	22	–	–	2	85
4人	1	66	26	5	–	5	103
5人	–	13	39	8	5	8	73
6人	–	4	24	23	4	4	59
7人	–	3	3	14	7	2	29
8人	–	–	1	5	4	1	11
9人以上	–	–	2	–	1	–	3
計	22	156	117	55	21	29	400
%	5.5	39.0	29.2	13.8	5.3	7.2	100.0

第 15 図　1世帯当り寝床数

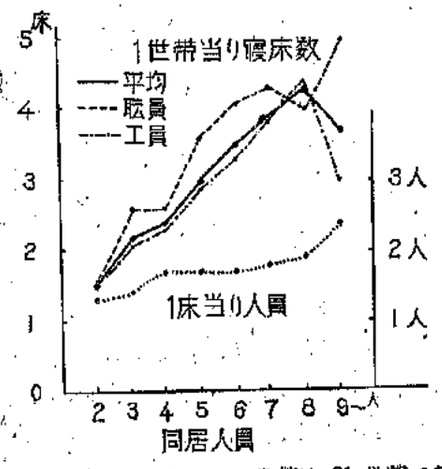

第 48 表　1世帯当り寝床数

	平均寝床数 職員	平均寝床数 工員	平均寝床数 平均	1床当り就寝人員 職員	1床当り就寝人員 工員	1床当り就寝人員 平均
	床	床	床	人	人	人
2人	1.5	1.5	1.5	1.3	1.3	1.3
3人	2.6	2.1	2.2	1.4	1.4	1.4
4人	2.6	2.3	2.4	1.7	1.7	1.7
5人	3.6	2.9	3.0	1.7	1.7	1.7
6人	4.1	3.3	3.5	1.8	1.8	1.7
7人	4.3	3.9	3.9	1.8	1.8	1.8
8人	4.0	4.4	4.3	1.8	1.8	1.9
9人以上	5.0	3.0	3.7	3.0	3.0	2.4
計	3.1	2.6	2.7	1.7	1.7	1.6

いうまでもなくここでも職員の方が有利である。91世帯のうち同床寝のない世帯は 21 世帯であるが（割合では 23%）、工員ではわずか 8% で階級の相異がある。1床当り職員では 1.4 人がねているが、工員では 1.7 人がねる計算になるし、雑魚寝の比率は後者の方がはるかに高い。これは、寝具の所持数の過少にもとずくものであつて、それに影響を与えた他の要因として住居の狭隘さがある。

第 16 図　同床者の組合せ（冬）

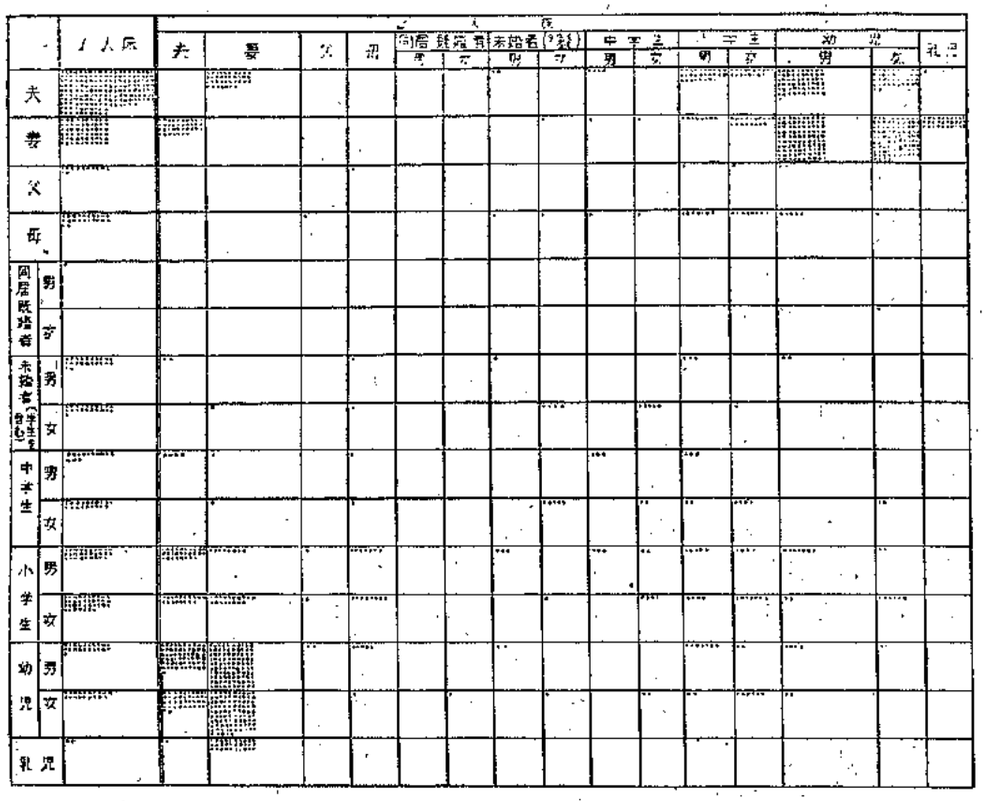

「註」　3 人床以上の図示を略す

最後に性別年令別にみて、世帯員はどんな寝方をしているかをみると、第 16 図に示したように、夫は約半分が 1 人寝で（正確にいうと半分に達しない）、約 10% が妻と同衾し、約半分が学童又は幼児主に幼児と同衾している。しかるに妻は 85% まで誰かと同衾し、独寝はわずか 15% にすぎず、同衾の相手方は主に幼児であつて、一部が乳児と学童（小学）である。すなわち、夫と妻の間で寝方について隔段のちがいがあるが、これは生理的便宜にもとずくもの（乳児）とはいいながら、主として家庭内における夫と妻の地位の差を反映している。

これと同じことは父と母の場合にもみられる。父の場合には大部分が独寝であるが、母では同衾が多く、その相手は小学生で幼児が少ない点では妻とちがつている。また未婚の男女になると（学生を含む）独寝は多いが、何れも若干の同衾者があり、異性との同衾はないが、女子の方がやはり同衾者が多い。

中学生男女は未婚男女と小学生男女との中間の形であるが、小学生男女になると、独寝は約 4 分の 1 にすぎず、妻、次いで夫との同衾が多く、女の子に比べると男の子の方が夫と一緒にねることが多い。乳児では殆んど大部分が妻（母親）と一所にねているが、幼児ではほとんど大部分が同衾で、妻、次いで夫との同衾が多く、男の子が夫と同衾する率が高い。独寝はわずか 10 分の 1 である。

夫婦を除くと、学生以上の男女異性が同衾する場合は全くみられないのであるが、中学生の男子が母あるいは妻と同衾する場合が 2 例あり、中学生で男の小学生と一所にねるものが 4 例みられた。また小

第 49 表　同床者の組合せ（冬）

	1人床	2人床													
						同居既婚者		未婚者		中学生		学童		幼児		乳児
		夫	妻	父	母	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
夫	176	−	37	−	−	−	−	2	−	4	−	28	18	61	42	1
妻	60	37	−	−	−	−	−	−	1	1	1	8	18	100	95	30
父	12	−	−	−	1	−	−	−	−	−	−	1	1	2	−	−
母	22	−	−	1	−	−	−	1	1	1	1	7	8	5	1	−
同居既婚者 男	1	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
同居既婚者 女	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
未婚者 男	22	2	−	−	1	−	−	1	−	−	−	3	−	2	−	−
未婚者 女	21	−	1	−	1	−	−	−	4	−	5	−	1	−	1	−
中学生 男	13	4	1	−	1	−	−	−	−	3	−	3	−	−	−	−
中学生 女	19	−	1	−	1	−	−	−	5	−	3	2	4	2	2	−
学童 男	29	28	8	1	7	−	−	3	−	3	−	2	4	7	2	−
学童 女	37	18	18	1	8	−	−	−	1	−	−	5	4	2	6	−
幼児 男	21	61	100	2	5	−	−	2	−	−	−	4	7	4	2	−
幼児 女	19	42	95	−	1	−	1	−	1	−	−	2	2	2	−	−
乳児	2	1	30	−	−	−	−	−	−	−	2	−	−	−	−	−

3 人床

本人・妻・乳児　6
〃　〃　幼男　3
〃　〃　〃女　5
〃　〃　小学生女　1

本人・幼男・小学生女　1
〃　小学生男 2人　1
〃　小学生男女　1

本人・幼男・幼女　1
〃　〃　小学生男　1
〃　幼女・小学生女　1
〃　〃　小学生男　2

妻・乳児・幼女　2
〃・幼児男女　2
〃　〃　女 2人　3
〃　幼男・小学生女　1
〃　幼女　〃

妻・乳児・中学生女　1

小学生男 1・女 2　1
幼児女・小学生男 2　1
小学生女 2・中学生女1　1
末婚男子1・小学生男1　1
中学生男1

4 人床

本人・妻・幼女2人　2
〃　〃・幼男・乳児　1

「註」未婚者には学生を含む

学生同志の異性が同衾するものも若干みられるし、3 人床以上で、夫婦に小学生が一所にねる場合も 1 例ある。もともと同床寝というのは非衛生的であるが、道徳的見地からみても非常に好ましくない場合も多いのであつて、上記のような実態はできるだけ早く健全な寝方に改めたいものである。だがそれを確立するためには、住宅とフトンが十分に確保されること、すなわち収入水準の向上が不可欠の条件である。

第 4 章　家事的生活と主婦の勤労

家事的生活の内容は第 2 篇、特にその第 2,4 章において詳細に分析するが、ここでは質問票の調査結果について若干のべておきたい。

第 1 節　被服の購入方法

ここで被服の購入方法をとりあげたのは、次篇で分析される家事作業時間の一部を構成する裁縫時間の性格を明らかにしておきたいからである。元来、被服の購入には 3 つの方法がとられている。第 1 は既製品を購入するもの、第 2 は原反を購入しそれを仕立に出すもの、第 3 は原反をそのまま自分で仕立てるものである。このうちどの方法がよいかは一般に断定し難いが、洋服類に限定してみると既製品購入は多くの場合質の割合に値が高く、第 2 の仕立に出す方法が最も好ましいとはいうもののそれは結局高価につくことが多い。そこで最も廉くしかもより良質のものを入手するためには、自分で仕立てることが必要となるが、この場合には仕立てる技能をもつていなければならないし、他方その種類も限定されてくる。例えば男子成人の洋服類については多くの主婦は殆んど仕立てる技術をもつていないし、メリヤス類などは既製品を購入する他はない。しかしながら、一般主婦が自分で仕立てるのは、支出を抑制する意味において家計へ何程かのプラスを与える。（但しこの労働は家事の一部として行われる限り

あくまでも私的労働であつて社会的労働とは呼び難いが)。かくて、男子服は別とし、婦人服、女児服は近時ミシンの普及と共に次第に自家仕立がふえてきている。

第 50 表　被服の購入方法

	自製	注文(仕立)	既製品	計
	%	%	%	%
婦人和服	85	8	7	100
婦人夏服	62	12	26	100
婦人冬合服	46	17	37	100
毛糸あみ	77	7	16	100
女児服	56	9	35	100

第51表　職工員別にみた被服の購入方法

		自製	注文	既製品	計
		%	%	%	%
婦人和服	職員	87.2	9.4	3.4	100.0
	工員	84.7	7.2	8.1	100.0
婦人夏服	職員	78.5	7.2	14.3	100.0
	工員	56.9	13.9	29.2	100.0
婦人冬合服	職員	53.0	17.2	29.8	100.0
	工員	43.9	16.4	39.7	100.0
毛糸あみ	職員	78.5	10.1	11.4	100.0
	工員	76.1	6.1	17.8	100.0
女児服	職員	74.1	8.5	17.4	100.0
	工員	50.6	9.1	40.3	100.0

この調査で質問したのは、婦人、女児服関係のもの5種目であつた (第 50~51 表)。第 50 表をみても明らかなように、被服の種類によつてその購入方法に相異がある。一般に婦人和服と毛糸あみの二つは自製が圧倒的であつて、注文又は既製品購入が少ないが、婦人の冬合服になると、自分で仕立てるものの割合はぐつとへつて 50% をわるが、他方既製品購入が 37% になり、注文も 17% と比較的多く、女児服はそれほどでもないが婦人冬合服に近い。ところが婦人の夏服になると両者の型の中間で、自製品が 60% をこえるが既製品も4分の1を占めている。このように、被服の種類によつて購入方法の割合に相異がみられるのは、被服仕立の困難さ、家族の収入、本人の技能並に生産手段 (ここではミシンであるが) の如何によつて規定されたもので、全体として主婦の自分で仕立てる部分が案外多いことが知られるであろう。(後述するが裁縫作業の時間は平日3時間分休日2時間 29 分である)

被服の購入方法は職工員で幾分相異する。一般に職員の妻は被服を自分で仕立てることが多く既製品を買うことが少ないがこの相異は特に婦人夏服、女児服において著しい。例えば、女児服では職員は 74% を自製するが工員では 51% にすぎず、他方前者の 17% が既製品を買うのに対し、後者では 40% を占めている。このように職工員間で大きい相異がみられるのは、職員の家庭にミシンがより普及している事実に対応するものであるが、単にそれだけでなく、一部ではあるが職員の妻の方が既にこのような作業の技能をもち、それに対する関心も高いことにもとずいている。しかしそれにもかかわらず、工員の主婦の場合にも既に相当数のものが自分で婦人女児服を仕立てていることは注目すべき傾向である。

なお同居人員別に一定の傾向があるかどうかをみようとしたのであるが、とくべつの傾向は発見できなかつた。例数が少ないというよりも、むしろ同居人員の大小がこれを左右する決定的要因でなく、他により有力な要因が存在するためであろう(表示は省略)。

第 2 節　世帯員の家事分担

世帯員の家事分担の詳細は第2篇の生活時間の分析に当つて具体的に考察するが、ここでは質問票の調査結果について簡単にのべる。

第 17 図は労働者本人との続柄別に主要な家事作業に従事する程度を示したものであるが、これによると次のことが知られる。

家事分担の最も多いのは妻であつて、ほとんどの家事を「よく」やつており、ただ薪割りだけが少ない。第2の家事分担者は、母、次いで姉妹あるいは他の成人女子であるが、妻に比べると階段の相異がみ

第 52 表　世帯員の家事分担の状況　— % —

		本人	妻	父	母	兄弟	姉妹	学生		中学生		小学生		他の成人	
								男	女	男	女	男	女	男	女
炊事	○	4	99	–	41	–	20	–	38	–	9	–	2	–	50
	△	26	1	5	43	20	20	20	38	15	63	5	17	19	50
	×	70	–	95	16	80	40	80	24	85	28	95	81	81	–
食器片附	○	6	97	–	41	–	40	7	39	–	20	2	9	6	50
	△	30	3	–	41	40	40	20	38	41	66	24	53	31	50
	×	64	–	100	18	60	20	73	33	59	14	74	38	63	–
洗濯	○	4	99	–	49	20	70	13	38	–	17	–	2	13	50
	△	20	1	–	35	60	20	27	48	–	54	1	19	31	50
	×	76	–	100	16	20	10	60	14	100	29	99	79	56	–
掃除	○	16	98	–	59	40	40	7	53	4	28	–	7	6	81
	△	53	2	30	29	40	40	66	33	37	63	31	42	50	19
	×	31	–	70	12	20	20	27	14	59	9	69	51	44	–
裁縫	○	1	92	–	49	–	70	–	33	–	14	–	–	–	75
	△	5	8	–	31	20	30	7	43	–	57	1	10	–	25
	×	94	–	100	20	80	–	93	24	100	29	99	90	100	–
買物	○	6	94	–	51	–	40	7	38	12	11	4	11	6	69
	△	45	6	10	25	40	30	20	48	44	66	39	64	19	31
	×	49	–	90	24	60	30	73	14	44	23	57	25	75	–
薪割	○	57	20	35	12	–	–	33	–	11	3	2	–	19	6
	△	24	38	20	12	100	30	54	14	26	9	9	–	56	6
	×	19	42	45	76	–	70	13	86	63	88	89	100	25	88
床上げ下し	○	20	87	10	51	40	70	47	67	26	31	4	7	50	75
	△	56	12	30	35	60	30	33	33	56	57	27	40	50	25
	×	24	1	60	14	–	–	20	–	18	12	69	53	–	–

「註」○ よくやる　△ 時々やる　× 全然しない

られ、一般的にいえば、妻は主な家事担当者であることが知られる(もつとも一部には母が家事担当の中心となつている場合があると思われるが)。殆んど何もしないのが父であるが、彼の仕事はせいぜい薪割と寝床の上げ下し位なものである。労働者本人すなわち夫になるとあるものは炊事を「よくやる」といい、「少しやる」というものも若干みられる。薪割りは夫の最も多く従事する家事作業で、床の上げ下し、掃除、買物なども比較的多い。この事実は後述する生活時間調査結果と一致するが、裁縫をするものが殆んどなく、炊事、洗濯についても実際それにあてられる時間はぐつと少ない。すなわち基幹的家事作業には夫は殆んど関与しないわけである。夫に比べるとその兄弟はより多く洗濯、掃除、床の上げ下しをするようであるが、これも主に自分だけのものか、あるいは自分の部屋に限定されることが多いと考えてよい。

学生から小学生にかけて次第に家事手伝の比率は低下して行くが、何れの場合も男女の間で階段のちがいがみられ、差が最も少ないのは小学生である。すなわち、男女間の家事分担の相異は既に小学生の時分から現われているのであつて、中学生、学生となるに従つてその相異は決定的となる。このような現象からみて、夫が家事を分担しないのは、単に彼が勤労に従事し、帰つてからそれをする余裕がないためばかりではなく、むしろ社会的にみて男女間でこういう「分業」が予定され、幼少からこのように

第17図　世帯員の家事分担

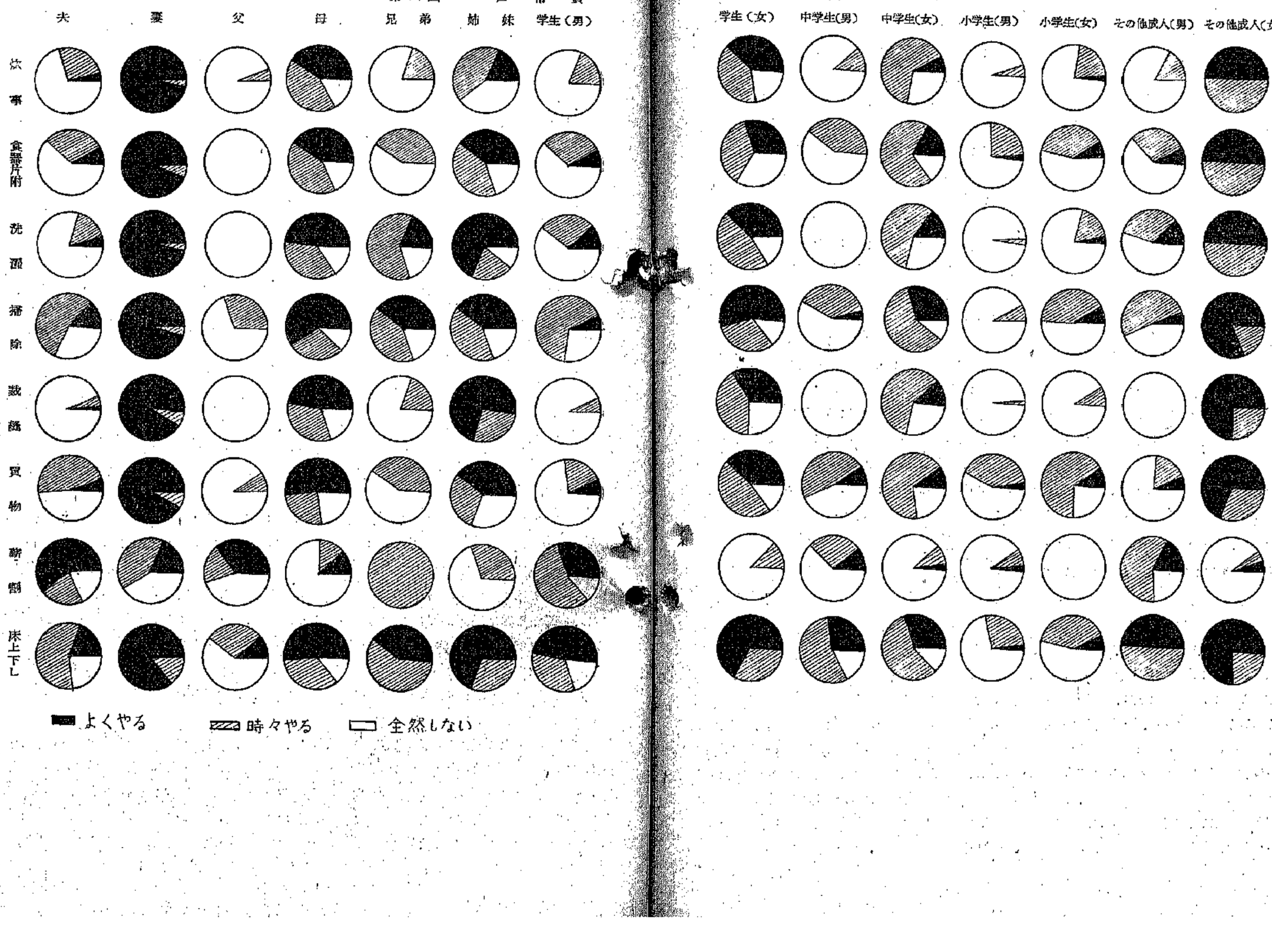

第 53 表　年令別にみた夫の家事負担

		30才未満	30～40才	40～50才	50才以上
		%	%	%	%
炊事	○	7	3	3	–
	△	19	31	20	8
	×	74	66	77	92
食器片附	○	5	7	5	–
	△	28	33	24	25
	×	67	60	71	75
洗濯	○	2	4	4	–
	△	17	22	15	25
	×	81	74	81	75
掃除	○	17	16	17	8
	△	50	59	41	58
	×	33	25	42	34
裁縫	○	–	–	3	–
	△	2	5	5	8
	×	98	95	92	92
買物	○	7	6	7	–
	△	43	51	33	17
	×	50	43	60	83
まきわり	○	57	57	56	67
	△	29	25	21	–
	×	14	18	23	33
床の上下	○	19	21	20	–
	△	57	60	48	50
	×	24	19	32	50

教育されているのである。すなわち、それの良し悪しは別として、男は職業人となるのであるから家事はさせないが、女子は主婦となるのであるから幼少から家事を手伝わせるわけである。

夫の家事分担について年令別にどういう傾向がみられるかというと、第 53 表に示した通りで、年令別にとり立てていうほどの傾向はみられない。これは、家事分担の程度を決定する他の要因がより強いことを示すものであろう。

第 3 節　主婦の勤労と内職に關する問題

後述する通り主婦は家事的生活活動におわれ、收入をうるための時間を生み出しにくいのであるが、ここでは質問票による回答からこれらの問題を考察する。

1)　家庭婦人はなぜ働きにでないか

勤務をもつ妻は今回の調査対象においてはわずか 4 人であつたが、これを除くと家庭婦人のなかで働きにでる意志をもつているのは 35%、すなわち約 3分の 1を占めている。これを同居人員別にみると、夫婦のみの 2 人世帯では 43% と高いが、3 人、4 人となると低下し、5 人世帯では 28% におち、それをこえるとまたその割合は高まり、8 人以上になると 54% となる。すなわち、さきにも分析した通り、子供のない場合には働きやすいこと、子供が 2～4 人というところが一番主婦の時間的余裕に乏しいことがこの回答にも現われている。また職工員別では、收入が少なく、生活のより苦しい工員の場合が 37% で、職員の27% よりもはるかに高いことは当然のことである。

第 54 表　妻は働きにでる意志があるか—あると答えた者の%—

同居人員	職員	工員	計
	%	%	%
2 人	14	50	43
3 人	44	39	40
4 人	34	32	33
5 人	16	32	28
6 人	21	35	32
7 人	7	36	34
8人以上	–	66	54
計	27	37	35

このように働きにでる意志があつて今まで働きにでていないもの、あるいは働く意志さえもつていない家庭婦人の「働かない理由」はといえば、種々のものをあげている。

最も多いのは「子供がいる」ということである。これをあげたものは 70% に近いが、生活時間の分析の項においてくわしくのべるように、子供の世話ということが主婦を家庭にしばりつける最も大きな「おもし」となつている。理論的には保育所があるではないかという人もあろうが、実際問題として保育所の数も少ないし、安心して子供をあずけられる施設といえば現状では皆無に近い。だから、收入を補うためにはせいぜい内職が主となるのであつて、子供のない場合には比較的容易に勤務をつづけられる。

第 2 の理由は留守番がいないことである。この意味は、一つは子供がいて誰か留守番がいないと困るというもの、他は家を空けると盗難にあつたり、あるいは配給その他でこまるというものであろうが、

第 18 図　妻が働きにでない主な理由

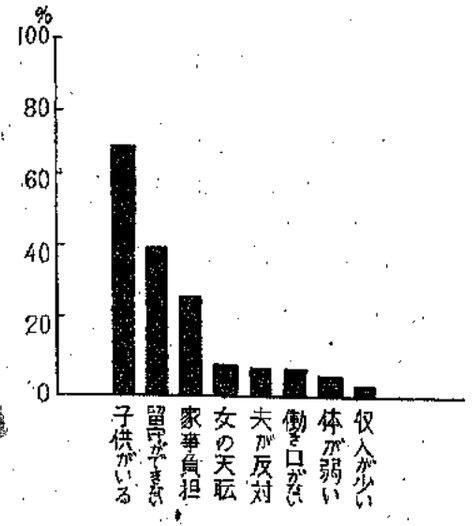

第 55 表　妻が働きにでない主な理由

	人員	%	年齢別 30才未満	30～40才	40～50才
			%	%	%
子供がいる	273	70	73	69	56
留守ができない	164	42	40	43	42
家事負担	109	28	29	19	25
女の天職	38	9	10	10	12
夫が反対	31	8	10	8	4
働き口がない	30	8	8	8	10
体が弱い	24	6	4	7	6
收入が少い	13	3	6	2	2

前者は第 1 の理由に通ずる。後者は日本家屋の弱みも手伝つているもので、一回の盗難でも婦人の数年分の勤労收入に必敵する損害の生ずることを考えなければならない（近代的鉄筋アパートのみがこの不安を解消させる）。そこで、留守番のできる母などがいる場合に始めて主婦の勤務も容易になるわけである。

第 3 は、家事負担であつて 28% を占めている。これが最大の理由とみなされていないのは、家事生活時間の圧迫というものは時間的側面からみられるほど強いものではないこと、これが子供の存在と結びついて始めて決定的な障害要因となることを物語る。

以上 3 つが主な理由であるが、これに比べると他の理由はぐつと少ない。家庭婦人たる地位が女の天職というもの、夫が反対するというのは夫々 9% と 8% を占めるが、前者は、良妻賢母主義の婦人の例であり、後者はそれを男の立場におきかえたものである。また一部に体が弱いというもの、女の收入は少ないから出る気がしないというものもみられる。特に後者は現在の日本における婦人の低收入のしからしめるところであるが、一部は同一労働同一賃金の原則が確立されていないことによるとはいえ、婦人が職業人として一本立となる教育をうけず、しかも数年ないし十数年家庭婦人として生活し、現在高い支払をうけるだけの技能をもつていないことにももとずく。「働き口がない」というのは 8% であるが、たしかに子をもち、しかも技能の低い婦人を雇用する雇主は余り多くはない。

之を年令別にみると、「子供がいる」という理由は 30 才未満が最も高く、40 才以上は最も少ないが、これは主として最も手のかかる乳兒、幼兒が 40 才以上では少なくなるためであろうと思われる（後述することを参照）。また「家事負担」をあげるものは 30 才から 40 才未満の層に少ないが、この年令になると家事処理にもなれ、しかも世帯人員が 40 才以上ほど多くないためであろうか。

他の理由は余り相異がないが、「女の天職」というものが若い主婦の場合も変らないのはこの思想の根づよいことを示しているし、「夫が反対」だというものがかえつて年若い層に多いのは、この問題について若い夫は一般的に理解があると考えるのが早計であることを示すものであろう。

2) 内職の問題

一家庭の主婦のうち 52 名は既に何らかの内職をもち、それに若干時間をあてていることは前述したところであるが、この内職者を除いた純然たる家庭婦人について、「内職をもつ意志はありますか」という質問をしたところ、次のような結果をえた。

第 56 表　内職の意志があるか
—あると答えた者の%—
（勤務、内職をもたない妻）

同居人員	職員	工員	計
	%	%	%
2 人	66	70	69
3 人	53	79	74
4 人	65	68	67
5 人	61	71	68
6 人	66	63	64
7 人	100	82	84
8 人	50	85	78
9 人以上	100	100	100
計	64	72	70

全体で 70% が内職をやりたい又はやつでもよいという意志をもち、勤務の場合の意志とはちがつてその割合は非常に高い。これは内職が主として家庭内でいとなまれ、時間的拘束をうけることが少なく、家事作業や育児の合間に自由に従事できるという利点をもつためである。だから低収入という欠点を除けば、前述した働きにでない諸々の理由の多くを解消させる勤労収入としての内職への欲求が高いのは当然といえよう。

内職への意志をもつものの割合は同居人員別に若干の相異がみられ、6 人をこえるとその割合は多くなるが、主として人員増加にもとずく収入不足を補うためにその必要度が高まるためである。また職工員別にみた場合、工員 72%、職員 64% と前者の割合が若干高いのも、後者の収入が職員に比べて低いために他ならない。しかしながら 6 人をこえると、職員の場合も工員と同じく内職をしたいものの比率が異常に高まる点は注意しなければならない。

しかしながら、内職をもちたいという主婦の「意志」は必ずしも自分の家庭的条件のすべてを考慮して回答されたものではない。彼女達は内職したいと考えていても、現実の家庭生活はそれを困難にし、実際問題としてそれに従事する時間的余裕を生み出せないことが多い。「今の家事負担で内職をする時間を生み出せると思いますか」という質問に対して、回答者 326 名のうち、「生み出せる」と答えたものは 38% を占め、残りの 62% は「生み出せない」と答え、さきの「意志」とは大変なちがいがみられる。すなわち、実際に内職をしようとするやや強い意志をもち、家事負担の面からもそれが可能である主婦は 38 %すなわち 3 分の 1 を占めるにすぎないことになる。

第 19 図　内職をする時間が生み出せるか
—「生み出せる」というものの%—

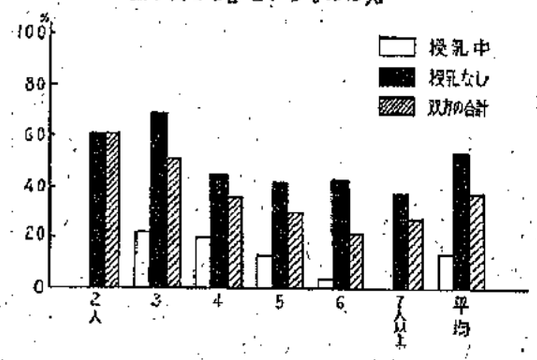

第 57 表　内職をする時間が生み出せるか
—「生み出せる」というものの%—

同居人員	合計	授乳中	授乳ナシ
	%	%	%
2 人	61	—	61
3 人	51	22	69
4 人	36	20	45
5 人	30	13	42
6 人	22	4	43
7 人以上	28	0	38
計	38	14	54

内職時間を生み出せるかどうかは子女の数にも関係があるが、授乳中の子供があるかどうかは大きな関係をもつている。だからこの区別によつて回答を整理すると、「授乳ナシ」では 54% が内職時間を生み出せるが、授乳中のものではわずか 14% にすぎぬ。また同居人員が多くなると、主婦の家事負担や育児時間は増加するが、「授乳中」の場合には同居人員が多くなるに従つて次第に低下し、7 人以上ではゼロにおち、授乳ナシの場合でも 2 人の 61% は 4 人以上では 40% 台におち、7 人以上では更に下廻ることになる。

以上を要約すれば、内職に従事する時間を生み出すためには、同居人員特に子女の数が少ないこと、授乳中の子供のいないことが必要とされるが、とくに後者の影響がより決定的であるといえる。

第 5 章　その他の生活

ここでは今まで考察しなかつた残りの事項を一括してのべるが、内容として新聞、読書、映画等の文化的生活、入浴、理髪などの保健衛生的生活、最後に「現在の収入で間に合つているか」という問題をとりあげる。最後の問題は第 1 章に通じるものであるが、これは第 1 篇の総括的結論に近い性質をもつ問題であるから、ここでとりあげることにした。

第 1 節　新聞と読書

本節においては労働者と妻が新聞、雑誌あるいは書籍をどの程度に読んでいるかという問題についてのべるが、第 2 篇の生活時間の一部としての教養娯楽時間の分析に対応するものである。

1) 新　　聞

新聞はわれわれ日本人にとつて社会生活をいとなむためにぜひとも必要な生活資料となつているが、労働者と妻はどの程度読んでいるであろうか。

第 20 図　労働者とその妻の新聞への関心度

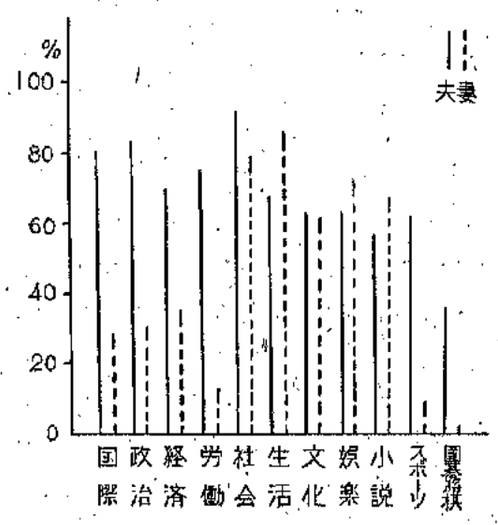

夫である労働者は全体の 93% までは「毎日よむ」といい、「ときどきよむ」ものは 3%、「ほとんどよまない」が 0.25% であるが、妻の場合は、70%

第 58 表　労働者とその妻の新聞への関心度

	労働者	妻
国際	81.3%	28.3%
政治	81.8	30.5
経済	69.3	35.8
労働	75.0	13.3
社会	91.0	79.3
生活	67.5	85.5
文化	62.9	61.0
娯楽	62.5	72.0
小説	56.0	65.8
スポーツ	61.0	9.8
囲碁将棋	35.5	0.7

が「毎日よむ」と答え、18% が「ときどきよむ」、3% のものが「ほとんどよまない」という。すなわち夫と妻の新聞に対する関心度に著しい相異があることがわかる。

労働者と妻の新聞記事に対する関心度を対比すると（関心度とは読むものの全体に対する比率）、第20図に示した通り非常にちがっている。妻が関心をはらつてよむのは、生活・社会・娯楽・小説の四者であるが、生活・娯楽・小説については夫よりも関心度が高い。しかし、他のすべての項目については夫に比べ著しく低い。碁、将棋とスポーツは全々関心がみられないが、これは問題外としても、妻が一個の社会人として生活する上に必要な国際・政治・経済などの記事は何れも 30% 前後、また自分達労働者の直接の問題である労働関係の記事はわずか 13% がよむ程度である。すなわち妻は社会面である第3面を主によむことが分る。

第 21 図　職工員別にみた新聞への関心度(本人)

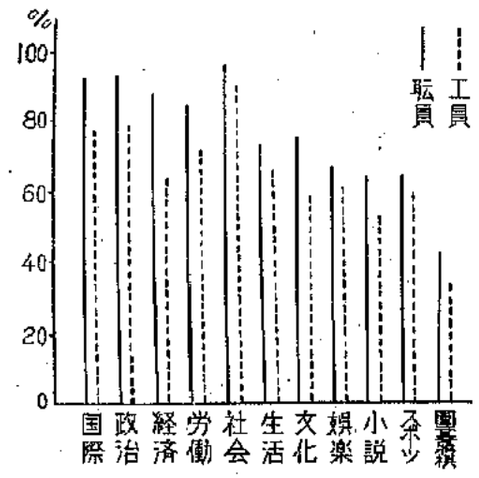

第 22 図　職工員別にみた新聞への関心度(妻)

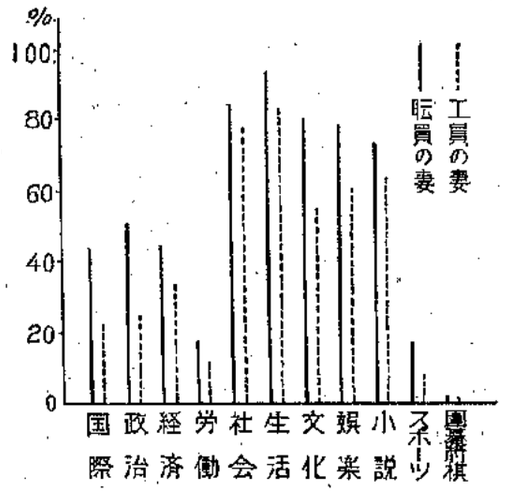

このように妻の新聞への関心度が低いのは新聞自体にも責任があろうが、夫に比べてこのように大きなちがいが生じたのは、妻が家庭にとじこめられ、家事的生活におわれて政治経済問題に対する関心が低くなり、しかももとからの学校教育等における差別教育も遠因して、夫とちがつた生活上の関心をもつているからである。

といつて夫である労働者自身もすべての記事をよんでいるわけではない。社会、国際、政治記事について関心度が高いといつても読まないものが 10～20% も見出されるし、経済記事では 30% が殆んど眼を通さない。小説を妻以上によまないのは、自分達の実生活と余り関係のない小説に興味がないというものも一部ふくまれているであろうが、労働関係の記事も 25% のものが眼を通さないことは労働組合などでは一考を要することであろう。

職員と工員では一般に学歴もちがい前者の読む力は後者よりすぐれているから、夫も妻も各項目について関心度の高いのは第 59 表で明からであるが、その相異がすべての項目にわたつていること、しかもむずかしい記事になるほど両者のちがいが大きいことは注目すべき点であろう。

年令別の傾向を示したのが第60表であるが、夫の場合には次のような特徴がみられる。30 才未満の若い場合には、他に比べてスポーツに対する関心は高いが、政治、経済、労働、生活等の記事に対する関心度が意外に低い。調査対象は全体が 400 名であるからこれを直ちに一般化することは危険であるが、生活時間の内容においても 30 才未満のものの新聞よみの時間が幾分少ない点からみると、少なくともこの対象者については上記の傾向は事実のようである。これは 30 才以上の人々が、その生活が一層苦しいために新聞以外の雑誌、書籍などを買う余裕に乏しく新聞をたんねんによもうとするためか、あるいは若い人々がスポーツやパチンコなどにわざわいされているためか、あるいは 30 才以上の人々が真剣に現在の日本の政治、経済問題を考えようとしているのか、いろいろの原因が考えられる。

第 59 表　職工員別にみた新聞への関心度

	労働者		妻	
	職員	工員	職員	工員
	%	%	%	%
国際	93	78	45	23
政治	93	79	51	25
経済	88	64	46	33
労働	85	72	13	12
社会	96	90	85	78
生活	74	66	95	83
文化	76	59	81	55
娯楽	67	61	79	61
小説	65	53	74	63
スポーツ	65	60	17	8
囲碁・将棋	43	33	1.1	0.6

第 60 表　年令別にみた新聞への関心度

	労働者				妻		
	30才未満	～40	～50	50才以上	30才未満	～40	～50
	%	%	%	%	%	%	%
国際	80	82	83	71	33	28	17
政治	73	84	81	79	33	30	25
経済	51	74	68	64	38	34	39
労働	62	77	76	79	20	10	6
社会	84	92	90	93	79	82	73
生活	58	71	66	57	89	88	71
文化	58	65	62	36	67	59	58
娯楽	64	63	63	50	76	72	64
小説	53	56	56	43	64	70	58
スポーツ	71	64	64	50	13	10	2
囲碁将棋	33	39	39	14	1.4	0.5	0

30 才以上になると 40 才未満と 50 才未満の階層では殆んど相異はみられないが、50才以上では社会面と労働、政治記事を除くと何れもその関心度は低い。この年令層では対象者が少ないので上記の傾向のすべてを一般化することは差控えたいが、高年令者では上記の項目について関心度が低下するのは根拠があるように考えられる。

妻の場合には、特殊のものを除き一般的傾向として年令が高まるにつれて関心度の低下する傾向が強い。例えば国際では 33→28→17% と低下し、労働でも 20→10→6% とおちる。また経済記事のようにおちないものもあるし、文化のようにおち方の少ないものもある。全体的にみて妻が次第に新聞に対する社会的関心を失つていくのは、家庭生活のなかにそれを強制するものが存在すると考えられる。

2) 雑誌と書籍

雑誌と書籍は現在の社会において文化的生活の中心を占めるものであるが、実際には低級な娯楽本位のものが案外多いことは周知のことである。このような点は一応度外視して、われわれは彼等がそれを読む冊数についてきいてみたのである。

先ず労働者本人からのべると、平均して1カ月につき雑誌 1.8 冊、書籍 1.0 冊をよむ。これは生活時間における読書時間に対応するものであるが、職工員別に若干のちがいがみられ、職員の雑誌 2.2

第 23 図　よむ書籍の冊数

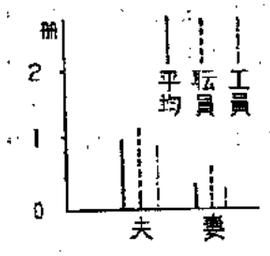

第 24 図　よむ雑誌の冊数

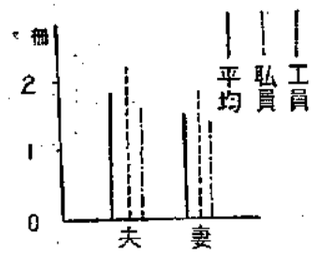

冊、書籍 1.2 冊に対し、工員では夫々 1.6 冊と 0.9 冊というように何れも工員の読書が少なく、後述する読書時間の相異に相応している。また、年令別には、雑誌・書籍とも若い 30才未満のものの冊数が多く、高年令者の方は少ない傾向がある。

妻の方では、雑誌1.5冊、書籍0.4冊で何れも夫たる労働者よりも少なく、雑誌の方は若干少ない程度であるが、書籍ではぐつとおちる。すなわち、労働者の妻は雑誌は比較的よむがまとまつた本となるとほとんど読まないことが知られる。

なお、本人と妻を含めて何れも1冊もよまないというものが案外多く、特に工員並にその妻にこの傾向が強い。

第 61 表　よむ書籍と雑誌の冊数

— 1 カ月平均 —

		書籍		雑誌	
		本人	妻	本人	妻
		冊	冊	冊	冊
職工員別	職員	1.2	0.6	2.2	1.8
	工員	0.9	0.3	1.6	1.4
	平均	1.0	0.4	1.8	1.5
年令別	30才未満	1.4	0.4	2.8	1.9
	～40才	0.9	0.3	1.6	1.3
	～50才	1.0	0.2	2.0	1.1
	50才以上	0.4	–	1.3	–

第 62 表　よむ書籍と雑誌の冊数の分布

	書籍				雑誌			
	本人		妻		本人		妻	
	職員	工員	職員	工員	職員	工員	職員	工員
	%	%	%	%	%	%	%	%
ナシ	30	55	68	80	13	23	6	24
1 冊	35	24	21	14	37	33	58	42
2 〃	22	11	6	4	21	25	15	19
3 〃	11	4	2	2	10	10	11	8
4 〃	–	2	–	–	6	2	2	2
5 〃	2	3	2	0	4	4	6	3
6 ～ 10	–	1	1	–	8	3	1	2
11冊以上	–	0	–	–	1	0	1	–
計	100	100	100	100	100	100	100	100

註 0 は 1% 未満

第 2 節　映画と演劇

映画並に演劇をみることは都市労働者の娯楽生活の中でラジオに次いで重要な地位を占めている。この事項は後述する生活時間調査における「みる娯楽」の大部分を占めるものであるが、生活時間調査に見合うものとしてここで労働者の総ての世帯員が3カ月間に何回映画と演劇をみたかについて若干のべておきたいと思う。

世帯員の続柄又は年令別にその回数をみると、最も多いのはその他の成人男女の夫々6.2回、最低は幼児の1回見当である。一般に児童は年令が高まるに従つてその回数がふえ、小学生では2回、中学生では3回、学生では4回前後となつているが、この年令期にはとくにとり立てて男女の差はみられない。弟妹は大体学生に近い回数であるが、父母となるとぐつと少なく、父では母の約半分の回数で1回にもみたない。これに対し、夫は平均 2.1 回、妻は 1.6 回で、回数そのものとすれば小学生の回数に近いが、夫よりも妻の方が少ない。これは父母の場合とは逆の関係であるが、母の場合は家事負担の中心者でないから孫と一緒に遊びに出て行く場合が多いのに対し、妻は育児と家事の負担によつてこのための数時間を費す余裕に乏しいからである。

第 63 表に示したように、分布は広散し、ナシも多いが一部に 15 回というものもいる。しかし労働者家族の世帯員の中では3カ月に 15 回、すなわち1カ月に5回をこえる回数が全く見られなかつたことは、独立生計をいとなむ若年労働者の生活内容とちがう点であろう。

夫の場合にも職員の方がよりひんぱんに映画などをみるようである。平均回数では職員2.5回、工員2.0 回で約 20% 多いが、職員の場合に平均回数がふえたのは、「行かない」ものの比率が少ないためであつて（職員 10 名、工員 73名で比率は11%と 25% に当る）これを除くと接近する。このようなちがいは、工員の労働の特殊性と残業の多いこと、工員の収入が少なく、しかも気分的にもそれをたのしむ余裕が少ないためであろう。

妻の場合にも同様で職員では1.8回、工員では1.2回となり、夫以上の開きがある。他の世帯員については区別しなかつたが、おそら

第 25 図　世帯員別映画演劇をみる回数（3カ月平均）

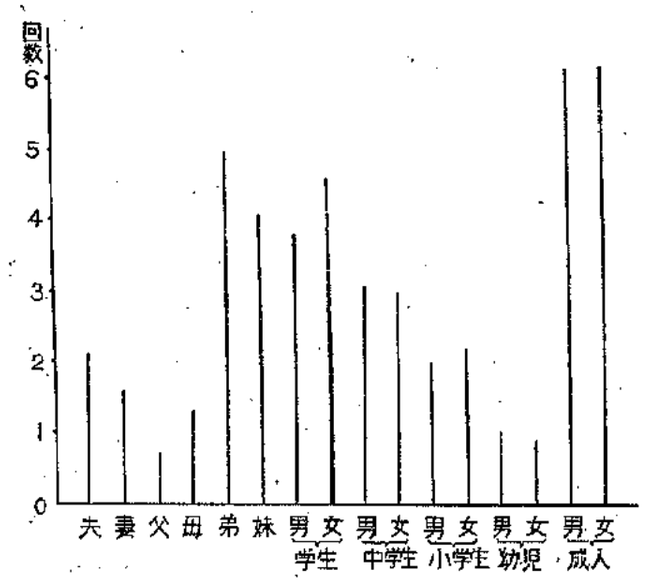

第 63 表　世帯員別の映画演劇をみる回数（3カ月間）

	平均	分布								
		ナシ	0～1回	2	3	4,5,6	7,8,9,10	11～15	不明	計
	回	人	人	人	人	人	人	人	人	人
夫	2.1	88	99	64	40	43	16	4	46	400
妻	1.6	111	108	47	43	29	8	1	53	400
父	0.7	12	3	3	–	1	–	–	3	22
母	1.3	22	9	2	6	5	–	–	9	53
弟	5.0	–	–	1	–	3	–	–	1	5
妹	4.1	–	1	–	2	3	1	–	3	10
学生 男	3.8	–	5	2	2	1	1	1	4	16
学生 女	4.6	–	2	6	–	6	4	–	3	21
中学生 男	3.1	4	5	3	4	8	2	–	4	30
中学生 女	3.0	2	4	11	9	7	2	–	3	38
小学生 男	2.0	25	29	21	13	19	1	–	9	117
小学生 女	2.2	17	40	24	19	19	3	–	22	144
幼児 男	1.0	96	38	11	12	11	1	–	57	226
幼児 女	0.9	93	40	9	10	4	2	1	60	219
成人 男	6.2	1	–	–	3	3	5	1	4	17
成人 女	6.2	–	1	3	2	4	3	2	2	17

く上記のものと同じようなちがいがみられるであろう。

第 26 図　年令別映画演劇をみる回数（3カ月）

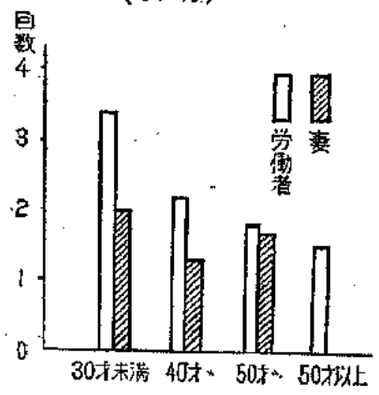

年令別には生活欲望の変化並に実質的収入水準の低下を反映して高年令者の平均回数が少なくなる傾向がある。夫の場合、30 才未満では 3.4 回であるが、40 才未満 2.2回、50 才未満 1.8 回、50 才以上 1.5 回とおち、この傾向は確実に現われているが、妻の場合には、30 才未満が 2.0 回と高いが、40 才未満は 1.3 回におち、40 才以上では逆に 1.7 回に高まる。なぜ 40 才以上が高くなつたかを検討するために兒数別に妻を整理してみると第 27 図のように兒ナシは3回であるが、兒1人、2人と減少し、4人で最低の 0.9 回となり、5人で1.7 回に高まり、6人以上では再び最低の 0.3 回におちる。すなわち、映画をみる回数は兒数と相当の関係があることが知られるが、ある年令をこえてその回数がふえるのは、おそらく、他に家事担当者がいて家を出やすくなるためであろうと思われる。

第 27 図　兒数別にみた妻の映画演劇をみる回数（3カ月）

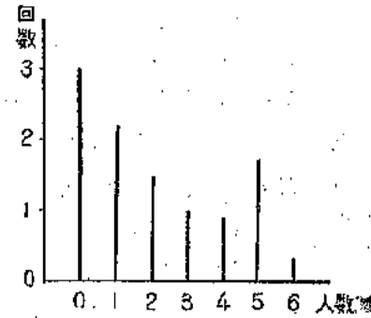

以上、労働者家族の映画演劇をみる回数についてのべたのであるが、彼等が文化的生活を十分に確保しているかどうかについては問題があろう。現在ラジオが普及し、以前に比べると娯楽の種類も豊富になつたが、眼と耳に同時にうつたえる娯楽としての映画演劇の必要性は依然として強い。個人の嗜好の相異もあろうが、少なくとも月1回程度の水準は好ましい最低線とみてもよいであろう。

第 3 節　入浴と理容

1）入　　浴

第 64 表は本人を除く世帯員の入浴場所を示したものであるが、これによると、67% が銭湯のみを利用し、約 20% が自宅施設のみを利用し、この二つが9割近い比重を占めている。会社施設だけというものも幾分みられ、これを兼用するものを含めると 5% に近いが、これは社宅居住者ないし工場附近に居住する特殊の人々である。また、貰い湯をするものも案外多いが（約7%）、近隣者の好意と銭湯が遠距離にあるため、あるいは間借すまいによるものであろう。職工員別には、職員は自宅の風呂を利用するものが多い。

一般に、住居の種別によつて入浴する場所もちがつている。第 65 表でみられるように、持家居住者は自宅入浴が 32% であるが、借家、社宅になると 20% を下廻り、アパートではゼロ、間借・寮では 10% にみたない。また銭湯利用者の割合はどの場合にも過半を占めるが、間借、アパート居住者などでは 80% をこえ、持家の場合のみがやや低く 60% 以下である。持家のものでもこれだけ高い銭湯利用率を示すのは、風呂の設備のない場合が多いことに対応するものである。

第 64 表　入浴の場所

	平均	職員	工員
	%	%	%
自宅	19.5	25.3	17.8
銭湯	67.2	65.9	67.6
会社	2.0	2.2	1.9
貰い湯	3.3	2.2	3.6
自宅・銭湯	1.0	1.1	1.0
銭湯・貰湯	3.5	2.2	3.9
銭湯・会社	1.5	1.1	1.6
自宅・会社	0.7	–	1.0
会社・貰湯	0.3	–	0.3
不明	1.0	–	1.3
計	100.0	100.0	100.0

第 65 表　住宅種別にみた入浴場所

住居場所 ＼ 入浴場所	自宅	借家	社宅	アパート	間借	寮
	%	%	%	%	%	%
自宅	32	18	17	–	7	3
銭湯	55	71	69	80	78	79
会社	–	1	6	–	–	6
貰湯	3	1	2	–	7	6
自宅・銭湯	2	–	2	–	–	–
銭湯・貰湯	5	6	2	–	3	–
銭湯・会社	1	3	–	–	3	3
自宅・会社	1	–	2	–	–	–
会社・貰湯	–	–	–	–	2	–
不明	1	–	–	20	–	3
計	100	100	100	100	100	100
世帯数	129	91	88	10	40	35

以上のべたような施設を利用して、果して世帯員は月何回入浴しているかをみると、世帯員の種別では、夫婦父母以外の成人男女が最高で 16 回台であるが、他はすべて少なく（兄弟は 19 回であるが少数例にすぎない）13 回前後を占め、一般的傾向とすれば乳兒が最も高く、妻よりは父母の回数が多く、中学生と学生において男兒が不精な他は、男女別あるいは年令別に大差はない。妻が幾分少ないのはおそらく家事生活時間の多忙さも関係している。これに対し夫の場合は 16.6 回で他の成年男女に殆んど必敵し、いわば最高水準であるが、工員が工場において勤務終了後会社施設に入浴して帰宅することが主な理由である。

労働者本人の職工員別には工員の入浴回数は職員の 11.6 回に対し 18.1 回とはるかに多い。これは職員が労働によつて身体がよごれず、夏などともかく他の季節には毎日入浴する必要がないためであるが、工員では工場にあると殆んど毎日入浴して帰宅する。いま工場別にみると、Cの工員は 26.1 回、Dでは 22.4 回と、何れも鉄鋼並に化学工場で現場の汗と薬品のよごれを洗いおとすために多く入浴することが分る。しかし光学工場では 10.6 回であつて、この場合には他の世帯員よりも回数が少ない。

第 28 図　世帯員の入浴回数（1カ月）

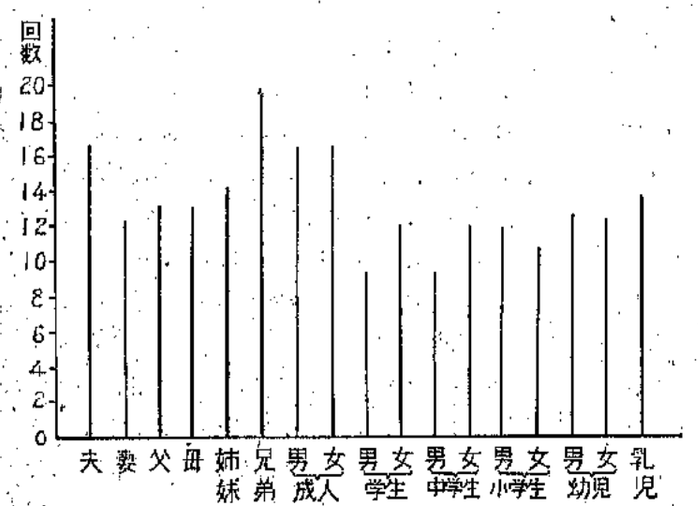

労働者本人について工員の入浴回数の多いのは当然としても、他の世帯員についても工員世帯の場合にその回数が若干多いようである。この理由はおそらく、収入が少なくとも最も安直にすがすがしい

第 66 表　世帯員の入浴回数（1カ月）

	職員	工員	平均			職員	工員	平均
	回	回	回			回	回	回
夫	11.6	18.1	16.6	学生	男	8.2	10.3	9.3
妻	11.2	13.2	12.4		女	10.9	12.9	12.1
父	11.6	13.4	13.2	中学	男	9.1	9.4	9.3
母	9.9	14.5	13.2		女	14.1	11.6	12.1
姉妹	–	–	14.3	小学	男	10.9	12.4	12.0
兄弟	–	–	19.5		女	10.5	10.9	10.8
成人 男	–	–	16.7	幼児	男	12.7	12.8	12.7
成人 女	–	–	16.7		女	10.5	13.2	12.4
				乳児		17.8	12.9	13.7

第 67 表　工場別にみた労働者の入浴回数

	職員	工員	平均
A電機器	10.6	20.0	16.0
B自動車	9.9	16.8	14.8
C鉄鋼	22.0	26.1	25.6
D化学	13.3	22.4	19.6
E重機械	12.0	19.0	17.7
F 〃	11.7	17.8	16.5
G光学機械	8.9	10.6	10.3
H印刷	9.5	13.5	12.5

気分を味えるということや、銭湯利用者が多く、安易に入浴できること、夫の入浴回数が多いのにつられて他のものも自然それが多くなるのではないかと推測される。

第 4 節　現在の収入で間に合つているか

1）現在の収入で間に合つているか

質問内容は「いまの収入で間に合つていますか」という事項であるが、「間に合つていない」という回答の場合、現実に赤字家計である場合と、現在の収入が本人の希望する水準に達していないという意味で回答された場合との二つが含まれているようである。また前者の場合には家計内容が非常に不安定なことを示すものではあるが、貨幣経済社会に生活するものにとつては、収入が低いからといつていつでも赤字が生れるとは限らない。もともと、生活費は収入の大いさによつて規定され、収入以上の生活費を支出するためには、借金、質入れ、貯金引出、財産売却などの手段に訴える他はない。そこで、これらの赤字補填の方法をもたないものは現実に収支がつぐなうことになる。

第 68 表　今の収入で間に合うか
— 同居人員別 —

	大体よい	少し不足	とても不足	計
	%	%	%	%
2 人	30	52	18	100
3 人	25	66	9	100
4 人	22	58	20	100
5 人	9	58	33	100
6 人	11	54	35	100
7人以上	17	39	44	100
計	19	56	25	100

以上のことを念頭においてその回答をみると、勤労者の主婦の大部分は「不足する」と回答している。いま割合で示すと第 68 表の通りであるが、「大体よい」というのはわずか 19% であつて、「少し不足」が過半をしめ、「とても不足」が 25% に達しており、大部分の主婦は現在の収入に甚しい不満をもつていることを示している。このような回答がでたのは、現在の労働者の賃金と生活水準が戦前に比べて甚しく低下し、諸外国に比べるとはるかに低い水準にあるところからも当然ともいえるが、このことは陰に陽に生活時間内容に影響を与えている。

次にこの回答を同居人員別にみると、同居人員の少ない 2～3 人の場合には「大体よい」というものが 30% と 25% を占め、「とても不足」が 18% または 9% と少ないが、5 人・6 人では、「大体よい」が減少して 9% と 11% になり、「とても不足」が 33% と 35% に増加しているし、7 人以上では「大体よい」が 17% みられるが、他方「とても不足」は 44% とふえて約半分に近い。すなわち、同

居人員が多くなると必要生活費が高まるにもかかわらず、さきに（第1章）のべた通りその収入が余り増加しないために、「大体よい」というものが次第にへり、「とても不足」が急速に増加したわけである。（7人以上の場合に「大体よい」の比率が案外高いのは、世帯員の中で勤務をもつものがあり、それらの世帯の収入が多くなるためである）。しかしながら、多くの場合「少し不足」が 50% をこえ、「とても不足」と合せた不満者は、圧倒的な比重を占めていることは注目しなければならない。

2）どれ位の収入があれば間に合うか

この質問の回答も、回答者の主観によつて甚しく左右される性質のものである。だから、あるものはギリギリの生活を考え、あるものはやや高い生活水準をねらつて回答しているのであるが、このままざまな回答を整理すると、平均金額は 21,312 円、うち職員 23,017 円、工員 20,957 円であつた（主観的最低生活費ともいうべきものである）。

この金額を本人の手取賃金（14,878 円）に比べると 6,434 円、比率では 43% 多いが、世帯の総収入（16,205 円）からみると 5,107 円、31% 多い結果になる。この場合「どれ位の収入」というのはおそらく本人の手取収入の意味に解釈されたであろうから、平均的には現在の賃金収入よりも「せめて」40%余り多くほしいと考えているわけである。職員の回答値が工員に比べて高いのは、手取賃金において約 20% 高かつたことを反映しているが、そのちがいが 15% にちぢまつたのは、工員世帯の場合その生活上の不満がより強いためであろう。

回答された「間に合う収入」の金額は非常に分散している。最も多いのは 15,000～20,000 円の階層であつてここに全体の 45% が属し、次が 20,000～25,000 円の層であつて 27% がふくまれ、この二つを合せると 72% すなわち3分の2強を占める。これを中心として前後に分散し、ある世帯では4万円以上を必要とするというが、ある少数世帯では1万円以下でもよいと回答している。また第 29 図に示したように、職員の方はその金額は多い方に分散し、工員は低い方に片より，両者の分布も若干異る。

必要な生活費は同居人員の大小によつて影響をうけている。第 30 図に示した通り、同居人員の増加にともなつて次第に増加し、2人世帯の 13,818 円は5人では 19,294 円となり、8人以上では 26,920円と約2倍になつているが、手取賃金との差が次第に拡大して行くことは注目すべき傾向であつ

第 29 図　どれ位の収入があれば間に合うか
— 職工員別分布 —

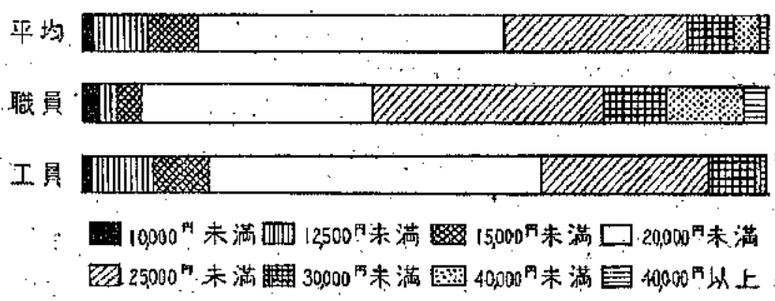

第 68 表　どれ位の収入があれば間に合うか

— 職工員別分布 —

	合　計	職　員	工　員
10,000 円 未 満	1.4%	2.3%	1.1%
10,000～12,500	8.1	2.3	9.9
12,500～15,000	6.7	3.4	7.8
15,000～20 000	45.0	34.1	48.4
20,000～25,000	26.7	34.1	24.4
25,000～30,000	7.0	9.1	6.4
30,000～40,000	4.0	11.3	1.7
40,000 円 以 上	1.1	3.4	0.3
計	100.0	100.0	100.0

第 30 図　間に合う収入と
本人の手取賃金

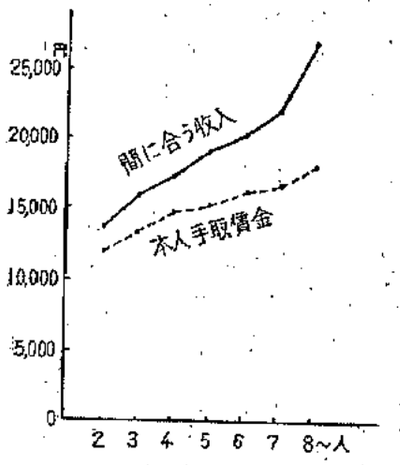

て、人員の多い場合その生活の苦しさが主観的にも強まつていることが知られるのである。また、その分布をみると、2人世帯では 12,500 円未満、3人～5人世帯では 15,000～20,000 円、6人～8人では 20,000～25,000 円の階層に最も頻度が高い。だが、同一の人員をもつ場合にも甚しく分散しているのは、主観的な回答は現在の賃金收入の多少によつて影響をうけること、個人的事情と主観の影響が無視できない位強いことを示している。

第 70 表　どれ位の収入があれば間に合うか

— 同居人員別分布 —

	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9以上人	計
10,000 円 未 満	3	1	1	–	–	–	–	–	5
10,000～12,500	15	11	4	–	–	–	–	–	30
12,500～15,000	1	8	9	4	3	–	–	–	25
15,000～20,000	10	44	55	33	20	4	1	–	167
20,000～25,000	3	12	24	21	23	12	4	–	99
25,000～30,000	–	1	3	4	7	8	3	–	26
30,000～40,000	–	1	2	5	1	2	2	2	15
40,000円 以上	1	–	–	1	1	–	–	1	4
計	33	78	98	68	55	26	10	3	371

要　　約

以上のべたことを要約すると、次のようになる。

第1篇では質問票による調査結果を分析したが、

1) 既婚労働者の手取賃金は 14,878 円であるが、職員の賃金は工員に比べると約 20% 多い。同居人員別にみると、同居人員の多い場合に收入も多いが、その上昇は緩漫である。また労働者の内職者は比較的少ない。

2) 本人以外の有職者は平均 0.12 人であるが、他に内職者が 0.15 人、無職者が 3.18 人含まれ、有職者1人当りの扶養者率は約3人である。本人以外の有職者の大部分は息子又は娘で、母は

全然なく、妻も4名にすぎないが、内職者の大部分は妻である。

3) 内職をもつ妻は 13% を占めるが、彼等の仕事の約半分は洋裁、和裁、約3分の1は純然たる家内労働である。彼女達は平均1カ月当り 103 時間を内職に従事するが、收入は1カ月 1,507 円、1時間当り約 15 円にすぎない。この金額は夫の1時間当り賃金の約4分の1に当るが、家内労働の場合にはわずか5円のものがある。すなわち妻の内職は著しく低賃金である。

4) 世帯の手取総收入は平均 16,205 円、消費單位当りでは 5,151 円であるが、非常に分布が広がつており、2,000 円未満のものはいないが 4,000 円未満も相当いるし、他方 8,000 円をこえるものがある。職工員別では職員が約 20% 高いが、同居人員別では世帯人員の多い場合には消費單位当り收入が少なくなり、次第に彼等の生活が苦しくなる。この意味では多子世帯の生活水準は非常に低劣となる。

5) 職員は工員に比べると住居はやや大きいが、平均して 2.2 室、11.4 畳の広さをもち、1人当り畳数は 2.9 畳である。しかし非常に分散し、1人当り畳数が3畳にみたぬものが 61.7% を占め、衛生学上ならびに文化的見地からいわれるミニマムの基準を下廻るものは3分の2弱を占めている。また、一般的には、持家、借家、社宅にすむものの住居はやや広いが、寮、アパート、間借住いの場合には一層狭隘である。

6) 寝室には6畳、8畳を使用し、一部 4.5 畳が用いられるが、食寝分離の傾向はつよく、多人数がせまい部屋に同寝する場合が多く、就寝時1人当り畳数は 1.9 畳にすぎず過密就寝が数多みられる。また同一の室に夫婦と成人、あるいは夫婦と中学生などが就寝する場合もみられ、住居自体の狭隘さにもとずき、教育上の見地から好ましくない寝方が多い。

7) 燃料は最も不便で高価なマキと木炭が多く、次が煉炭で、ガスや電気は非常に少ない。また井戸の使用は約3分の1を占め、共用者は非常に多い。

8) 家具の所持数をみると、大部分がもつているのはラジオ、和タンス、食器戸棚、机の4者で、洋ダンスとミシンは過半が之を欠く。職員は工員に比べ、非稼災、非引揚者は他に比べてより多くを所持しているが、余り変らないものと大差のあるものとの二つがある。

9) フトン類は世帯当り平均11.4枚、1人当り 2.8 枚であるが、1人当り3枚にみたぬものが54%を占め、ミニマムを 3.5 枚とみなすと、約3分の2強がこの基準を下廻ることになる。このように所持するフトン類が少ないため、同床寝が非常に多く、1床当り就寝人員は 1.6 人、独り寝はわずか11.5%が確保しているにすぎない。一般的には職員に比べると工員が、又人員の少ない世帯に比べ、多い世帯において同床寝のふえる傾向がみられるが、世帯員の続柄別に甚しいちがいがあり、父と夫には独り寝が比較的多いが、妻や小学児童、幼児の場合には圧倒的に同床寝であつて、独り寝は非常に少ない。夫婦以外の成年男女が異性と同衾することはないが、中学生以下の異性とねる場合も多く、道徳的に好ましくない実状にある。これは住宅の狭隘さと、フトン所持数の過少、終局的には收入の不足にもとずく。

10) 世帯員の家事分担を本人の回答によつてみると、主な家事担当者は主婦であり、次が母と未

婚女子で、父は殆んど何もせず、夫も基幹的でない家事作業にのみ若干従事する。学生、中学生、小学生では男女の別に家事分担のちがいがみられるが、小学生では少なく、年令が高まるに従つて男女差が拡大する傾向がある。この点からみると、夫が家事を分担することの少ないのは、単に時間がないだけでなく、男女の社会的地位のちがいがしからしめたことが分る。

11) 主婦の相当部分は働きにでたいという個人的欲求をもつているが、それを不可能にしているのは、子供がいること、留守がいない、家事負担の三つであつて、特に子供の問題が決定的でこれに比べると家事負担の比重は低い。

12) また彼女達は内職をもちたがつているが、授乳中の婦人は 86% までその時間を生み出せないといい、他の婦人も 46% がそれが不可能といつている。しかも、同居人員の多い場合にこの傾向が強くみられる。

13) 妻は夫に比べると余りよく新聞をよます、読書の冊数も少ない。彼女達は、小説、娯楽、社会面の記事はよくよむが、政治、経済、国際問題などになると夫に比べはるかに関心度が低い。労働者と妻を通じ何れも職員の方がより多く新聞をよみ、読書する傾向がある。映画についても同じようなことがいえる。

14) 現在の収入で間に合つているというものは全体の 19% であるが、56% が「少し不足」といい、25% が「とても不足」という。職員に比べると工員が、また多子世帯になればなるほど不足を訴えるものが多い。かくて彼等は現在の収入よりも約 40% 多くなれば収入は間に合うというのであるが、世帯人員の多い場合には現在の手取賃金との差はいよいよ拡大していく。平均値では 21,312 円が回答された金額である。

15) 以上の分析の結果明らかなことは、労働者のなかでも比較的収入の多い大工場労働者の場合においてもその生活内容は決して良好でなく、過半数は相当低い生活をいとなんでいること、主婦はその家庭において乏しい収入で家計をまかなうために、大部分の家事を分担し、一部は勤務あるいは内職によつて収入不足をカバーしようと努力をつづけていること、主婦の生活内容は夫に比べて更に低劣であることなどが明かになつた。

第2篇　労働者家族の生活時間構造

さきに「婦人労働者並に家庭婦人の工場外生活時間構造」という調査報告において、男女労働者並に家庭婦人の生活時間内容について分析したことがあるが、本篇でとりあげるものは、既婚男子労働者の全世帯員についての生活時間調査結果の分析であつて、世帯内における夫と妻並に他の世帯員の生活時間内容の相互関係を明らかにできるだけでなく、総合的な分析も可能である。しかも、今回は調査世帯も 400 で非常に多く、これに含まれるものは 1,500 名に達する。

分析の順序としては、第一に夫である労働者の生活時間構造を、第二に妻、第三にその他の世帯員をとりあげ、最後に一家の総合的な家事作業時間を分析したいと思う。しかしながら、本論に入る前に、生活時間分析の方法論における基本問題である生活時間の分類方法について一言説明を加えておくことが必要と思われるので、先ずそれをのべる。

「註」 さきの報告（上記のもの）において、生活時間構造の本質並にそれを調査する意義などについて詳しくのべたのでここではあえてくり返さない。なお今回の生活時間の分類方法には さきのものを若干改めたところがある。

序　節　生活時間の分類方法について

労働者の1日の生活をみると、はつきりと二つの部分に分れている。その一つは一家の生活を維持するため、すなわち収入をうるために費される時間であつて、他は得た収入をもとにして生活を維持し、労働力を再生産する時間である。ここでは前者を収入生活時間、後者を消費生活時間と名付ける。

1)　収入生活時間

労働者を対象とすれば、収入生活時間の中心は賃金収入のための時間、すなわち勤労収入時間であるが、この他内職収入時間並に農業収入時間がある。第一の勤労収入時間は、工場内において直接に資本の拘束をうける勤務時間と労働力を現場に運ぶために費される通勤時間の二つに分けられる。前者は工場内生活時間ともいうべきものであるが、これは休憩時間並に入出門前後のこれに該当する時間と、所定の労働すべき時間あるいは残業時間等を含む純勤務時間に大別できる。このうち、前者には休憩、食事、雑談、身仕度、用便、入浴などが含まれるが、後者は直接に収入のために労働する時間、すなわち、労働力が支出され生産的労働がいとなまれる時間に当り、作業研究の場合にはこれが基本作業時間、準備作業時間、手待時間等々に分れる。但し今回の調査では純勤務時間の内容については調査方法上の制約から分析することができないので一括する。

上記の勤務時間は労働者の生活にとつて不可避のものであるが、通勤時間はその拘束性と不可避性の点では同様の性格をもつものであつて、住居の位置により個人差がみられるとはいえ、やはり収入生活時間の一部として勤務時間に従属する性質をもつている。かくてこの二つの勤務並に通勤時間が労働者の生活時間の中で第一義的な地位をしめる。なお今回の生活時間調査の対象中に 2、3 家庭勤務のもの

が見出されたが、これは広い意味で勤務のための時間に包含されるべきものである。

内職時間はそれが收入のための時間である点ではさきの勤務時間と同様であるが、労働者にとつては第二義的なものであること、單に補充的な、不自然な形の生活時間である点において別個に分離して考えねばならない。

最後の農業收入時間は自家農業従事者すなわち半農型労働者の場合に現れるものであるが、自家菜園程度のものは家事的生活時間の一部としてとりあつかう（前回は畑仕事としてこの二つを一括したが、今回の分類の方が合理的である）。

2) 消費生活時間

消費生活時間は全体として労働力を再生産する生活時間を総括するものであるが、それを三分類し、イ) 生理的生活時間、ロ) 家事的生活時間、ハ) 文化的生活時間とする。

イ) 生理的生活時間

生理的生活時間とは、それが直接に労働力の生理的再生産を目的として行われる生活時間のことであつて、大別して睡眠、食事、身の廻り、医療に分けた。この中には休息等も含まれる筈であるが、人間の生活においては純粋の休息は少なく、休息すると同時に、他の文化的社会的生活がいとなまれる場合が多いので、一応、今回の分類では文化的生活時間に含めた。また多くの文化的生活時間は同時に生理的な再生産の役割をも果していることはいうまでもない。

ロ) 家事的生活時間

家事的生活時間を二つに分類する。

第一は家事作業時間、第二は育児関係の生活時間である。この二つを区別したのは、エネルギー消費が全くことなり、家事作業は「労働」に準ずるに対し、育児の場合にはのんきな姿勢でいる時間だからである。さきの報告ではこの二つを合体したが、二分する方が適切である。

家事的生活時間のうちに、今回は非農家の畑仕事を含めた。これは、農業收入というには余りにも家庭的であり、意味が乏しいからである。

ハ) 文化的生活時間（社会的文化的生活時間）

これは同時に労働力を生理的にも再生産する時間が多いのであるが、社会的文化的な労働能力の再生産を重視して、ここに一括した。学校（通学を含む）、運動、教養娯楽、交際、休息、雑談、その他（宗教、喫茶、調査票記入など）と組合活動の八つに分けたが、休息をこれに含めたのは、上述の理由による。また、教養と娯楽を区分する方法もあるが、これらの生活時間は、ラジオのように何れとも区別しにくい場合が多いので、むしろ小分類で別の角度から区別する方がよい。また、組合活動は、收入生活時間に従属するが、若干性格は異るし、且つ有力な社会的生活時間であるから、文化的生活時間に含めた。なお、本論では文化的生活時間というのは、正しくは社会的文化的生活時間とよぶべきものであるが、簡単化のためにそのように名付けることにする。

以上の分類によつて集計を行つたのであるが、人間生活が複雑であつて同時に二つの生活活動を行う場合もあり、二つの生活現象が短時間で交互に入れかわることがある。例えば、裁縫をしながらラジオをきく、新聞をよみながらラジオをきくなどであるが、厳密にいえば分離できる場合であつても本人の

記入が悪く、一緒にしている場合が若干みられたのである。だから、われわれの集計も完璧を誇ることはできないのであるが、やむをえない結果である。

なお、今回の分類項目は次に示しておく。

第 71 表　本調査における生活時間の分類方法

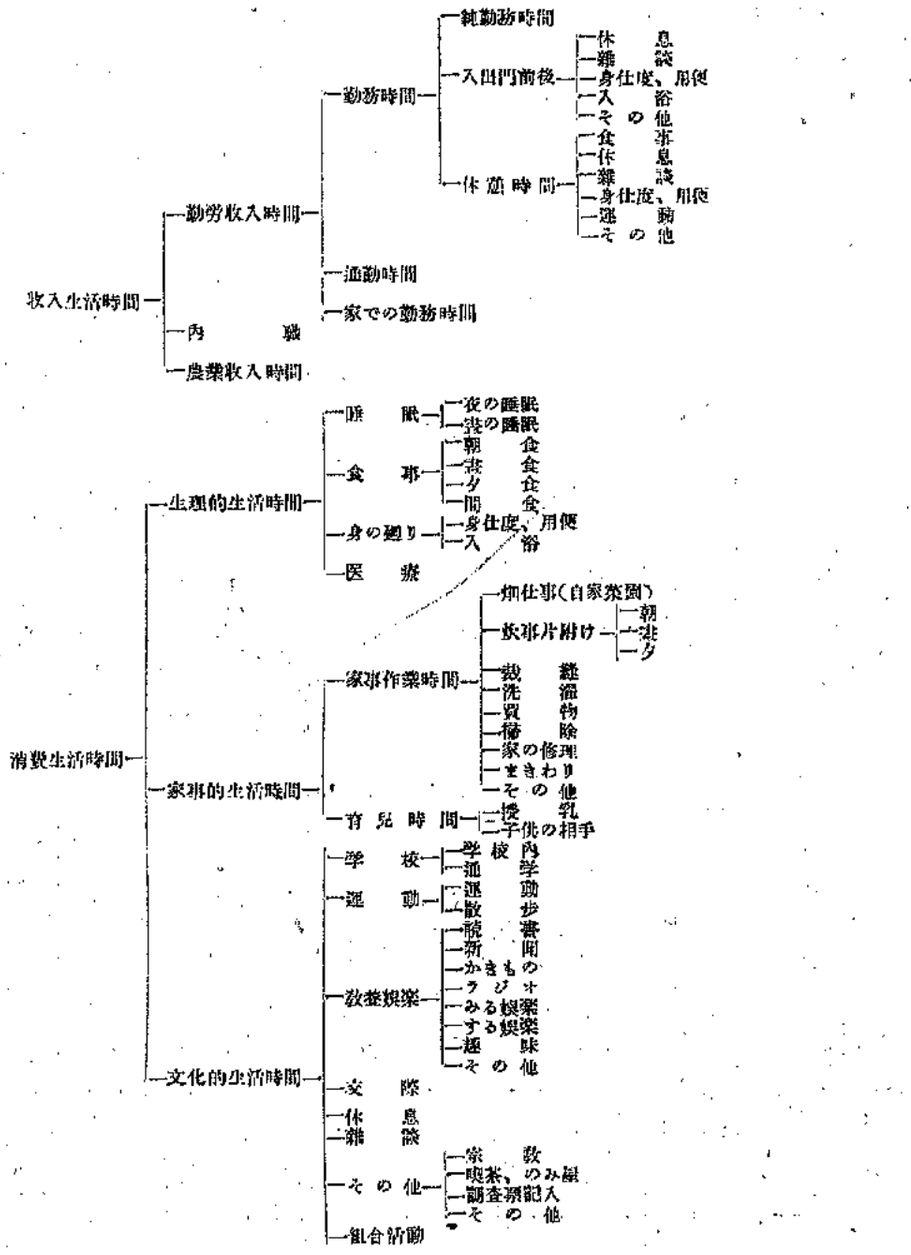

第1章　既婚勞働者の生活時間構造

第1節　晝勤勞働者の生活時間構造

1)　平日における生活時間

勞働者の生活時間は勤務の方式によつて本質的な変化をうけるので、先ずその基本型である晝勤勞働者の生活時間の概括的な内容を示しておく。

最初に平日についてのべると、1日の 24時間(1,440分) の 39.1%に当る9時間 23 分が勤務のために工場内にいる時間である。これは直接に賃金収入をうるために費される時間であるが、この他通勤時間として1時間 51 分が費されている。だから、勤務のための時間は合計 11 時間 14 分があてられ、平日における勞働者の1日のうち、実に 47% がこれに支出される。すなわち、彼は生きんがために平日の約半分の時間を勤勞に捧げていることになる。

第 31 図　晝勤者の生活時間

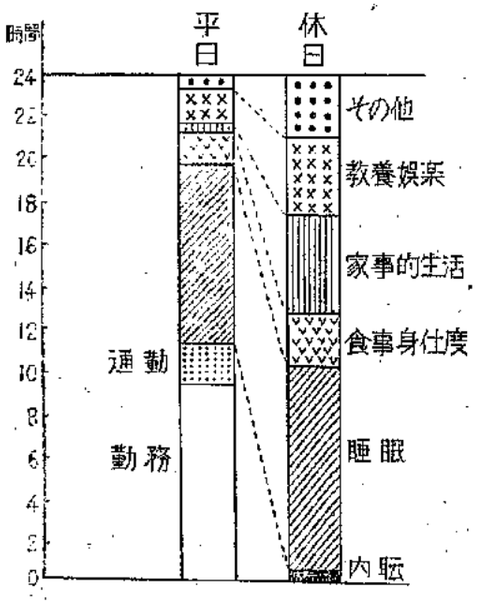

勞働者の大部分が收入のために費す時間は勤務通勤時間と一致しているが、ごく一部のものはこの外自宅勤務の時間、あるいは内職をもつている。この二つは、前者が1分、後者が7分であつて、平均値とすれば少ない時間であるが、これに従事するものでは比較的多い時間となる。以上の收入のための時間は合せると 11 時間 22 分、1日の生活の 47% を占める。

その他の時間は、私生活の時間ないしは消費生活の時間であるが、このうち生理的生活時間として9時間 47 分を費している。そのうち最も多いのは睡眠時間の8時間 17 分であるが、次が食事の 44 分身の廻りの 45 分、最後の医療のための時間はごくわずかである（但し、病欠者は集計から除外されている）。

通常、8時間勞働制の根拠の一つとして1日のうち勞働に8時間、睡眠に8時間、文化的私生活に8時間が合理的であるとされているが、睡眠は生理学的にも大体8時間がよいとみなされている。上記の睡眠時間は若干この水準をこえるものであるが、一部のものは後述するようにこれを下廻つている。

第2の消費生活の時間として、家事的生活がある。これは家事作業と育兒の時間に分れるが、前者には 10 分、後者には 14 分、合計 24 分があてられるにすぎぬ。すなわち、妻がこれらの仕事を專ら行うことになるが、1日の 47% を收入のための時間に費すものとして已むをえない一面をもつている。

第3の消費生活時間は社会的文化的生活時間であるが、これに2時間 27 分があてられているが、社会的文化的生活を充分にたのしむ時間としては不充分といわなければならない。この内容は、約3分の2に当る1時間 36 分が教養、娯楽にあてられ、残りの大部分は雑談、休息などの漫然たる生活時間であり、交際時間としてはわずか8分である。

以上の分析は平均値で論じたものであるが、この平均値は幾多の異つた生活時間構造をもつ勞働者の生活から構成されたものである。

2)　休日における生活時間

休日における生活時間は、平日にみられる勤勞收入時間がゼロになるのであるから後者と本質的に相異した構造をもつている。

全体として勤勞收入時間以外の生活時間はすべて増加するが、一様に増加するわけではない。休日にも一部のものは内職に従事するが、これが唯一の收入のための時間であつて平日の4倍にふえる。しかし、時間そのものはわずか 26 分で平均値とすれば決定的な意義をもたない。

第 72 表　晝勤勞働者の生活時間

		実数		%	
		平日	休日	平日	休日
		分	分	%	%
收入	勤務	563	–	39.1	–
	通勤	111	–	7.7	–
	家での勤務	1	–	0*	–
	小計	675 (11時間15分)	–	46.8	–
生活	内職	7	26	0.6	1.8
	計	682 (11時間22分)	26	47.4	1.8
生理的生活	睡眠	497	584	34.5	40.6
	食事	44	72	3.0	5.0
	身の廻り	45	72	3.1	5.0
	医療	1	1	0.1	0.1
	小計	587 (9時間47分)	729 (12時間9分)	40.7	50.7
家事的生活	家事作業	10	214	0.7	14.9
	育兒	14	64	1.0	4.4
	小計	24	278 (4時間38分)	1.7	19.3
文化的生活	通勤	1	12	0.1	0.8
	教養娯楽	96	222	6.5	15.4
	交際	8	73	0.6	5.1
	休息	13	42	0.9	2.9
	雑談	23	51	1.6	3.5
	その他	6	7	0.5	0.5
	小計	147 (2時間27分)	407 (6時間47分)	10.2	28.2
合計		1,440	1,440	100.0	100.0

（註）0*は1%未満

こうして1日の98.2%までは消費生活の時間であるが、そのうち生理的生活時間は平日の9時間 47 分から12時間9分へと2時間余り増加する。但し、このうち一部分は平日の勤務のための時間に含まれているものが休日ではこの項目に包含されたことを考慮せねばならぬ。睡眠時間は平日の8時間 17 分が休日には9時間 44 分と実に1時間 27 分も増加するが、後者は8時間をはるかにこえ、おそらく大部分の勞働者においては平日の疲れも回復したと考えられる（後述するところを参照）。食事と身の廻りの時間は増加するが、平日の勤務時間内にお

ける該当時間を算入すると幾分多くなる程度である。

平日では収入生活時間の圧迫をうけて家事的生活時間はほんのわずかであつたが、休日には激増し平日の 10 倍をこえ、4時間 38 分に上る。このうち、家事作業は約3時間半、育児の時間は約1時間で妻に比べれば未だ本質的な相異はあるが、休日だけは労働者も若干の時間をこれにあて、妻の家事作業に協力していることがうかがわれる。

社会的文化的生活時間は、平日の2時間 27 分に対し、6時間 47 分へと約3倍になり、生理的生活時間に次いで大きい割合を占めるようになる。このうち大半は教養、娯楽であるが、(3時間 42 分)、他の時間の増加の方が甚しく、運動は1分から 12 分へ、交際は8分から1時間 13 分へと増加し、休息も3倍をこえて 42 分となる。すなわち、労働者にとつて休日とそリクリエーションの日であつて、平日にえられなかつたものをここで享楽する。また、社会的生活の一部である友人親戚との交際も休日にのみ行うのである。

3) 職工員別の生活時間

職工員別には生活時間内容に若干の相異がある。こまかい相異は 4) 以下においてのべるが、その要点を指摘すると、次のようである(第73表)。

職員に比べると、平日の勤務時間は工員の方が多いが、これは後者に残業するものの比率が高いことと、出勤がやや厳重なことにもとずくものである。また内職の時間は職員より若干多いが、工員の收入の相対的低位にもとずく。(平日では職員4分、工員8分、休日は夫々 14 分と 30 分で工員は約 2 倍の時間をあてている)。

第 73 表　職工員別の生活時間（雇勤者）

		平日 職員	平日 工員	休日 職員	休日 工員
		分	分	分	分
收入生活	勤務	546	569	−	−
	通勤	115	110	−	−
	家での勤務	2	0	−	−
	小計	663 (11時間3分)	679 (11時間19分)	−	−
	内職	4	8	14	30
	計	667 (11時間7分)	687 (11時間27分)	14	30
生理的生活	睡眠	491	499	584	583
	食事	45	44	72	72
	身の廻り	46	45	63	75
	その他	1	−	2	1
	計	583 (9時間43分)	588 (9時間48分)	721 (12時間1分)	731 (12時間11分)
家事的生活	家事作業	7	11	193	222
	育児	11	15	67	63
	小計	18	26	260 (4時間20分)	285 (4時間45分)
文化的生活	運動	1	1	16	11
	教養娯楽	120	90	265	207
	交際	10	7	75	72
	休息	10	13	31	46
	雑談	23	23	51	51
	その他	8	5	7	7
	小計	172 (2時間52分)	139 (2時間19分)	445 (7時間25分)	394 (6時間34分)
合計		1,440	1,440	1,440	1,440

睡眠、食事、身の廻り等は職工員別に殆んど相異がないが、家事的活動については工員の方がやや多い。しかし後者は後述するように、主に細仕事によるものである。

社会的文化的生活時間では、職員に比べて工員の時間は若干低く、平日では 33 分、休日では 51 分のちがいがみられるが、その内容をみると主に教養娯楽時間のちがいであつて、他の項目ではほとんど一致している。

すなわち、職員と工員とを比較すると、工員の方がより長く勤務し、内職と家事作業に従事するが、教養、娯楽にはより少なく費すことが分る。これは、現在の工員のおかれている生活環境によつて制約されたものであるが、一部には両者の教養娯楽に対する関心度のちがいも原因している。しかし、上記の職工員別にみられるちがいが本質的なものでないことはいうまでもない。

4) 勤労收入時間

勤務内時間の詳細はいわゆるタイム・スタデイ（時間研究）による他はないが、ここでのべるのは作業時間中のそれではなく、工場内にいる時間のなかで作業時間外に属する休憩、その他の時間の分析である。第 74 表に示したように、9時間 23 分のうち7時間 45 分が純勤務にあてられ、残りの1時間 38 分が他の時間である。ここで純勤務というのは、所定の作業時間を一括したもので、このなかでの手待、息抜き等の休息時間は純勤務とみなしている。純勤務外の時間は、勤務時間の前後の時間と休憩時間とに分れる。前者は入門後から作業開始までの時間と、作業終了後から出門までの時間を含むが、36 分のうち、最も多いのは身仕度、用便の時間であつて丁度半分を占め、次が作業終了後の入浴で8分である。調査工場のうち、一部は入浴施設をもつているが、これらの工場のみをとれば、これ以上の時間を費すことになり、他ではゼロとなる。

休憩時間の1時間2分のうち、食事には 17 分が費され、他では休息と雑談が多い。運動時間は4分にすぎないが、工場における運動施設が不備であることの他、食事直後の運動は余り適切でないことも一因であろう。

職工員別では、工員の身仕度、並に入浴の時間が多く、また休憩時間も長いが、入浴と残業をする者がいるためであつて、他については本質的な区別はみられない。

勤労收入時間の一部を占める通勤時間は平均1時間 51 分、工員1時間 50 分、職員1時間 55分であるが、この時間は意外に多く、工場内時間の5分の1前後に当る。通勤時間が戦前に比べこのように多くなつたのは、主として戦災と戦後の住宅不足に負うものであるが、職工員別にほとんどちがいのみられないのは、何れも通勤距離に大差がないためである。

上記の通勤時間は生活時間調査票からえられ

第 74 表　雇勤者の勤務内時間

		職員	工員	平均
		分	分	分
純勤務		462 (7時間42分)	465 (7時間45分)	465 (7時間45分)
前後	休息	4	5	5
	雑談	5	3	3
	身仕度・用便	11	22	18
	入浴	3	9	8
	その他	4	1	2
	小計	27	40	36
休憩	食事	16	17	17
	休息	20	15	17
	雑談	5	9	8
	身仕度	5	7	6
	運動	2	4	4
	その他	9	12	10
	小計	57	64	62
合計		546 (9時間6分)	569 (9時間29分)	563 (9時間23分)

たものであるが、帰宅時に他に立ちよつたりして若干不正確な面もあるので、質問票によつて毎日の通勤時間をみると、片道平均 50.2 分、さきの往復1時間 51 分よりも約 10% 少ない。しかし実際にはおそらく 53 分位であろうと思う。片道通勤時間は最高3時間をこえるものから最低 10 分未満まで広汎に分散しているが、最も多いのは 60分～90分 未満の層、次が 10～20 分未満の層であつてピークが二つできている。第 75 表（第 32 図）からも明らかなように、徒歩のものでは片道 10～20 分の層に、電車利用者では 60～90 分の層に大きな山があり、しかもこの二つの通勤方法が全体の 22% と 65% を占めているために生じたものである。

第 32 図　通勤時間の分布

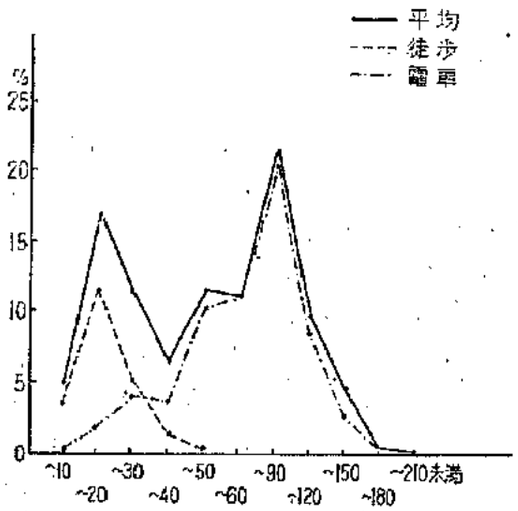

調査対象の通勤方法としてバスや汽車を利用するものはごく一部であるが、自転車が約7%みられ、京浜地帯でも案外この型が多かつた。通勤方法別の通勤時間をみると、最も長いのは汽車で片道約2時間、電車がこれに次ぎ1時間3分、バスはぐつと少なく(約 30 分)、徒歩と自転車は夫々15分と 16 分である。すなわち、最後の二つの通勤方法をとる場合には非常に短い通勤時間でことたりるが、汽車を利用するものは往復4時間をこの時間にあてるのであるから、少なくともこの分だけ他の生活時間にくいこむ結果となる。

「註」 工場別の通勤時間では若干のちがいがあつた。最も短いのは、農村地帯に近い E工場で 35 分、最も長いのは川崎工場地帯の真中に位する B工場の1時間7分であつた。

第 75 表　質問票による通勤時間の分布と平均

	徒歩	自転車	電車	バス	汽車	計	%
	人	人	人	人	人	人	
～10分未満	14	5	—	—	—	19	5.0
10～ 20	43	12	7	3	—	65	17.1
20～ 30	20	4	16	4	—	44	11.6
30～ 40	6	2	14	3	—	25	6.6
40～ 50	2	1	40	1	—	44	11.6
50～ 60	—	—	43	—	—	43	11.3
60～ 90	—	—	79	1	1	81	21.4
90～120	—	—	33	—	4	37	9.8
120～150	—	—	11	—	7	18	4.8
150～180	—	—	2	—	—	2	0.5
180～210	—	—	1	—	—	1	0.3
計	85	24	246	12	12	379	100.0
平均	分 15.0	分 16.1	分 63.0	分 29.0	分 119.5	分 50.2	

以上のべた勤務と通勤時間の二つを合せた勤労收入時間は、1日の生活の 46.8% に当る 11 時間 14 分を占めるのであるが、この分布をみると第 33 図の通りで、最も多いのが 10～11 時間で約4分の1を占め、次位の 11～12 時間の階層も殆んどこれに匹敵し、両者で全体の半分を少しこえる。この二つの階層を中心として前後に低まるが、若干名は9時間未満で、ごく一部に 15 時間をこえるものがある。勤労收入のための時間が12時間をこえると、他の生活時間にどんな影響を与えるかについては、第2節においてくわしくのべる。

5) 睡眠時間

睡眠は労働力の生理的再生産のために約8時間は必要といわれているものであるが、平均値において

第 33 図　壜勤者の勤労收入時間の分布

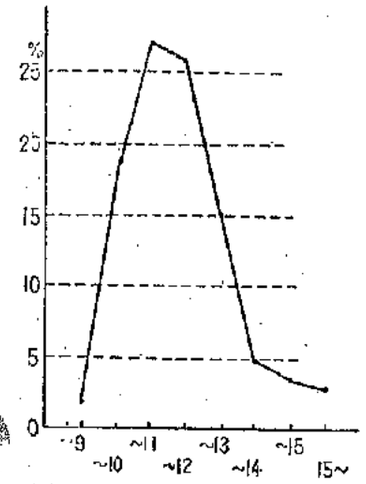

は平日は8時間17分であるからこの基準をこえ、休日には9時間44分で、それをはるかに上廻る。但し、ここでいう睡眠時間は純粋のものでなく、ただ床に入つている時間に近いこと、睡眠の深さなどは論外にされていることに留意しなければならない。

睡眠時間は職工員別に何らのちがいのみられないのは特徴であるが（生理的生活時間全体についてもいえる）、問題はその分布である。休日には平均値も高いから一応除外し、平日のみについてのべると、最低は5時間未満から最高は 11 時間未満まで広汎に分散しており、そのピークは8時間半～9時間の階層にあり（20.7%）、これを中心として前後に低まり、8時間以上が64.1%、これ未満が35.9%を占める。この個人別平均時間は何れも2日間の平日であるが、必要な睡眠時間は個人差があるから（睡眠の深さについても個人差がある）8時間未満に属する約3分の1の労働者がすべて睡眠不足と断定することはできないが、7時間半未満の19.2%については睡眠不足の部類に入るものが多いであろう。

第 34 図　既婚男子労働者の睡眠時間の分布

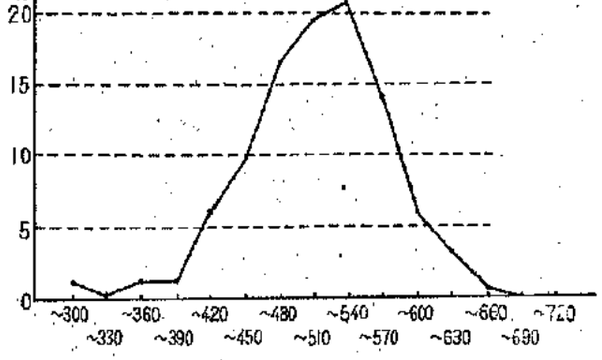

第 76 表
睡眠時間の分布
—壜勤労働者平日—

	%
5 時間未満	1.2
5～ 5.30	—
5.30～ 6	1.2
6～ 6.30	1.2
6.30～ 7	6.0
7～ 7.30	9.6
7.30～ 8	16.7
8～ 8.30	19.5
8.30～ 9	20.7
9～ 9.30	14.3
9.30～10	6.0
10～10.30	3.2
10.30～11	0.4
計	100.0

なお、この睡眠時間の大小と勤労收入時間の相関については、第2節において詳しく考察する。

6) 食事，身の廻りの時間

平日では食事時間として朝 19 分、夕 25 分を費しているが、書間勤務中の食事 17 分を加えると、1日の食事時間は1時間1分となる。休日のこれに当るものが1時間 12 分であるから、後者では約2割だけゆつくり食事をとることになる。

身の廻りの時間の大部分は身仕度と用便であるが、勤務時間中のそれらを加えると、身仕度 55 分、入浴 16 分計1時間 11 分になり、平日でも相当数のものが入浴することが分る。休日では総時間とす

ると大差ないが、若干入浴時間がふえ、勤務がないから身仕度は少なくなる。

7) 家事作業時間

第1篇では質問票によつて家事作業への参加程度をみたのであるが、ここでは生活時間の面からそれを考察する。

平日の家事作業時間は第78表に示したようにわずか10分であるから殆んど問題とするにたりないが、休日にはぐつとふえ、職員3時間13分、工員3時間42分、平均3時間34分となり、全生活時間の15%を占めることになる。この時間の内容で最も多いのは、家の修理の45分、次が畑仕事、3位が買物、4位が「まきわり」5位が掃除で、これ以外のものはぐつと少なく、洗濯、炊事、裁縫などの基幹的家事作業は何れも10分にみたない。これらの事実は、第1篇の分析と適合するものであつて、既婚労働者の生活時間における特質を示している。

また、職工員別にみると、工員の方に畑仕事が多いだけで、他の生活時間は大差がない。すなわち、両者の家事作業時間におけるちがいは本質的なものでないことが知られる。

第77表　労働者の食事、身の廻り時間
—書　勤　者—

		平日	休日
		分	分
食事	朝	19	22
	昼	—	21
	夕	25	28
	小計	44	72
身の廻り	身仕度，用便	37	48
	入浴	8	24
	小計	45	72

第78表　労働者の家事作業時間　—書勤者—

	平日			休日		
	職員	工員	平均	職員	工員	平均
	分	分	分	分	分	分
炊事，片附	1	2	2	5	8	8
裁縫	—	0	0	8	4	5
洗濯	—	—	—	2	3	3
買物	2	2	2	33	37	35
掃除	1	2	2	28	28	28
家の修理	2	0	1	40	47	45
まきわりなど	0	1	0	21	31	29
他	1	3	2	41	20	25
畑仕事	0	1	1	15	44	36
計	7	11	10	193 (3時間13分)	222 (3時間42分)	214 (3時間34分)

「註」0＝1分未満

8) 教養娯楽時間

平均でみると、平日では1時間36分、休日では3時間42分で、休日は平日の2倍をこえるが、その内容についても両者は相異する。

平日に最も多いのは、ラジオ30分、読書20分、新聞20分で、この三つが全体の時間の70%を占め、娯楽時間はわずか12分にすぎぬ。すなわち、平日には勤務の制約をうけて娯楽をするものが非常に少ないのであるが、新聞よみの時間は通勤時間内のものが除外されているから、実際には上記の値よりも多いことに留意しなければならない。

休日になると何れの時間も増加するが、項目により増加率に著しいちがいがある。平日と余りちがいのないのは書きものの時間であつて（5→6分）新聞よみの時間も通勤時間内のものを考慮すると若干増加する程度である（20→36分）。これに対し、平日では殆んど問題にならなかつた趣味の時間は2分から22分へと11倍となり、「する娯楽」も4→16分と4倍に増加し、「みる娯楽」も8→20分と2.5倍になり、読書時間も20→52分へと増加する。しかしながら、時間とすれば、ラジオが最も多く約1時間を占め、他の生活時間とダブつている部分をこれに加えると（例えば休息しながらラジオをきく）労働者の生活の中で非常に大きな地位を占めていることが知られるであろう。

職工員別に大きなちがいがみられるのは読書時間であるが（工員の42分に対し、職員81分と約2倍）

第35図　書勤者の教養娯楽時間の内訳

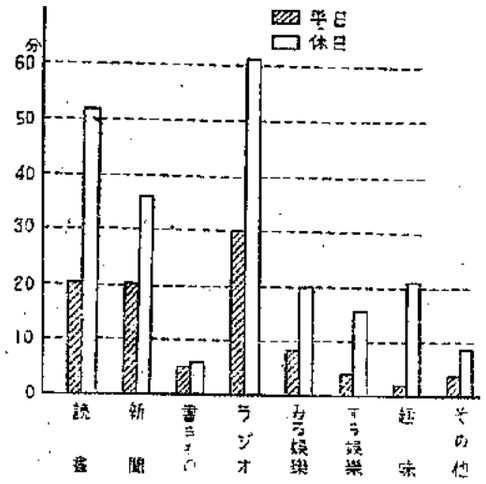

第80表　書勤者の1週間分の推定教養娯楽時間

	職員	工員
読書	309 分	132 分
新聞	147	161
書きもの	29	36
ラジオ	229	249
みる娯楽	114	55
する娯楽	54	34
趣味	49	31
その他	54	49
計	985 (16時間25分)	747 (12時間27分)

「みる娯楽」「する娯楽」「趣味」は職員が多く、新聞、書きもの、ラジオ、その他について差がないか、又は工員の方が多い。いまこの関係をはつきりさせるために1週間分の推定時間をみると、1週間で職員の教養娯楽時間は約4時間も多く、このうち3時間近い差が読書によつて生じていることが分る。すなわち、第1篇でみた文化的生活における職工員別の相異が生活時間の点でも明らかになる。これは、収入並に学歴教養のちがいにもとずく。

第79表　書勤者の教養娯楽時間の内訳

	平日			休日		
	職員	工員	平均	職員	工員	平均
読書	38分	15分	20分	81分	42分	52分
新聞	18	21	20	39	35	36
書きもの	4	5	5	5	6	6
ラジオ	26	32	30	73	57	61
みる娯楽	15	6	8	24	19	20
する娯楽	6	3	4	18	16	16
趣味	6	1	2	13	25	22
その他	7	7	7	12	7	9
計	120 (2時間)	90 (1時間30分)	96 (1時間36分)	265 (4時間25分)	207 (3時間27分)	222 (3時間42分)

〔註〕1.　ここで「みる娯楽」とは映画，演劇，スポーツをみるなど，「する娯楽」とは囲碁，将棋，マージャン，トランプ，パチンコなどである。何れもそのために費された実働時間を含む。

2.　ここで算出した1週間分の時間は（平日×6＋休日）の式によつて得たものであつて，あくまでも推定である。生活時間も厳密にいえば月火水木金土と変化し，特に土曜はちがつた構造をもつのであるが，このことを承知の上で推定値を算出したのは総合することの方が対比を浮彫りにできるためである。あとでも度々この方法を用いるがここで一言しておく。

なお次に、書勤労働者の社会的文化的生活時間の分布を示しておくが（第36図）、非常に広散していること、90～210分の階層に約半分が属すること、一部に非常に少ないものがみられることなどが分る。この時間と勤労収入時間との関係については後節においてのべる。

第2節　勤労収入時間の長さが、他の生活時間に及ぼす影響

労働者が一家の生活を維持するために費す勤労収入時間は、勤務と通勤時間から構成されているが、それは資本主義社会における労働者の生活時間の中で第一義的な重要性をもつものであつて、他の要素

生活時間は、この勤労收入時間の長短によつて影響をうけざるをえない。本節では、生活の仕方が相互に似ている壹勤労働者のみをとつてこの問題を考察する。

第36図　壹勤労働者の社会的文化的生活時間の分布

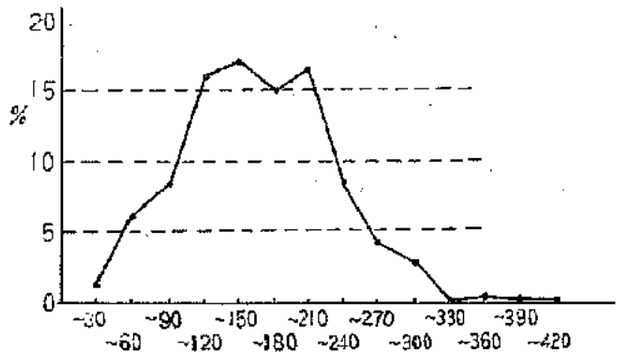

「註」　通常、同一事業場を単位とする場合には通勤時間別に生活時間を層化するのであるが、今回のように対象が8工場にわたり、しかも所定労働時間が夫々相違し、あるところでは残業が多く、他ではそれがないというような場合には、通勤時間によつて層別化することは分析結果を不明確にするだけである。

なお、対象労働者の勤労收入時間は7時間未満から最高17時間をこえるものまで見出されたが、ここでは9時間未満から15時間までを1時間ごとに区切り、それ以上を一括した。

勤労收入時間の内容を時間別に比較すると、9時間未満から10時間未満にかけては通勤時間の変化は余りなく、むしろ勤務時間の増加が著しいが、それをこえると14時間未満まではその増加の半分以上が通勤時間によつて生じている。しかるに15時間以上になると通勤時間が逆に低下し、勤務時間が飛躍的に増大し、勤労收入時間の増大が主として残業にもとずく過長労働によつて生じていることが分る。

第37図　勤労收入時間別にみた壹勤労働者の生活時間

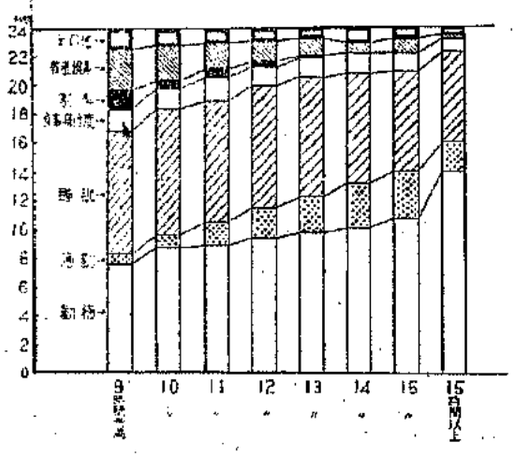

すなわち、15時間以上では徹夜作業又はこれに近い形の勤務が行われているのである。

勤務收入時間の増大は他の生活時間に種々の影響を与えるが、1日は24時間と定つているのであるから、全体として一方的な圧縮的影響をうけ、逆にふえるという要素時間は全然見出されない。ただ、要素生活時間の特質にもとずいて圧縮の程度がちがつてくる。

勤務通勤時間の圧迫をうけて、徹底的に縮少するのは家事的生活時間であるが、睡眠を中心とする生理的生活時間の圧縮程度は最も少なく、その抵抗力は頑強である。数値を示すと、家事的生活時間は勤労收入9時間未満のものでは1時間19分であるのに対して、15時間未満の場合は4分へとほとんどゼロに近く減少している。ところが生理的生活時間は10時間15分から、8時間14分へと約2時間減少するものの、低下率とすれば約20%にすぎない（このうち、睡眠、食事、身の廻りの何れも同じように約20%程度低下する）。このように二つの異つた変化が生じたのは、前者の家事的生活は労働者本人の生活時間にとつて本質的なものでなく、単に第二義的でしかないこと、これに反し、後者の睡眠、食事時間などは、労働者の生命維持はいうまでもなく、労働力を順当に再生産するためにそれの低下は極力阻止されねばならぬという必要性、すなわち生物学的必然性があるからである。

これに対し、中間的な形態は社会的文化的生活時間であつて、勤労收入時間9時間未満では4時間12分であつたものが、15時間未満では1時間26分と約3分の1に低下している。しかもその内容をみると、社会生活上も融通性のある交際時間はゼロになり、生理的生活時間に近い性格をもつ休息時間は16分が12分に低下しただけにとどまり、文化的生活時間の中心を占める教養娯楽時間は2時間51分から58分へと約3分の1に低下する。すなわち最後のものは、労働者の生活にとつて案外にその必要性が高く、抵抗力も比較的強いのであるが、15時間をこえて勤務通勤時間が高まつてくるとこの教養娯楽時間はわずか20分に減少し、9時間未満の場合の実に8分の1を下廻ることになる。すなわち、勤労收入時間の圧迫に対する消費生活時間の抵抗度は丁度生活費における各費目の緊急度に近い性質をもつものであつて、高い方からその順位を示すと、睡眠（81%）、食事（77%）身の廻り（77%）、休息（75%）、雑談（30%）

第81表　勤務通勤時間別にみた壹勤労働者の生活時間

生活時間内容 ＼ 勤労收入時間		9時間未満	9～10	10～11	11～12	12～13	13～14	14～15	15時間以上
收入生活	勤務 純勤務	分 357	分 426	分 436	分 469	分 483	分 519	分 567	分 680
	勤務 前後	36	39	36	40	39	29	24	32
	勤務 休憩	61	57	63	56	63	64	61	136
	勤務 小計	454 (7時間34分)	522 (8時間42分)	535 (8時間55分)	565 (9時間25分)	585 (9時間45分)	612 (10時間12分)	652 (10時間52分)	848 (14時間8分)
	通勤	40	55	96	118	155	191	204	127
	勤務通勤計（自宅を含む）	494	577	632	686	743	803	856	975
	内職	—	12	12	2	6	—	—	—
生理的生活	睡眠	516	523	503	510	485	457	419	376
	食事	53	47	48	42	41	45	41	26
	身の廻り	44	44	49	44	49	41	34	27
	医療共	615 (10時間15分)	614 (10時間14分)	601 (10時間1分)	596 (9時間56分)	575 (9時間35分)	545 (9時間5分)	494 (8時間14分)	429 (7時間9分)
	小計								
家事的生活	家事作業	18	11	13	10	4	—	4	2
	育児	61	18	18	11	7	7	—	—
	小計	79	29	31	21	11	7	4	2
文化的生活	教養娯楽	171	139	109	91	66	38	58	20
	交際	16	12	10	6	7	4	—	—
	休息	16	19	12	11	10	14	12	4
	雑談	46	28	26	22	15	23	14	10
	その他	3	10	8	5	7	6	2	—
	小計	252 (4時間12分)	208 (3時間28分)	164 (2時間44分)	135 (2時間15分)	105 (1時間45分)	85 (1時間25分)	86 (1時間26分)	34
計		1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
人員		5	47	68	65	38	12	9	7

第38図　勤労収入時間別の睡眠時間の分布
— 壷勤者 —

睡眠 / 勤労	～9時間	～10	～11	～12	～13	～14	～15	15～
～5時							•	••
～5.30								
～6時			•			•	•	
～6.30			•		•			•
～7.		•	••		⁘		•	••
～7.30	•	•	⁘	⁘	⁘	•••	•	•
～8.		⁘	⁘	⁘	⁘	⁘	•••	•
～8.30	•	⁘	⁘	⁘	⁘	•••	••	
～9.		⁘	⁘	⁘	⁘	•		
～9.30	••	⁘	⁘	⁘	•••			
～10.	•	⁘	••	⁘				
～10.30		••	⁘	••				
～11.			•					
～11.30								
～12								

教養娯楽（34%又はこれ以下）、家事的生活（50%）、交際（0%）である。すなわち、妻をもつ労働者の場合には、勤労収入時間の増大に対して、家事、次いで文化的生活を最も多く犠牲にして生命保持のための生活、生理的再生産に重点をおいた生活を余儀なくされるわけである。

注意すべきは、勤務通勤すなわち勤務収入時間の圧迫によつてすべての生活時間が同じテンポで切下げられないことである。9時間未満から12時間未満にかけて勤労収入時間は3時間増加しているが、睡眠時間は8時間38分が8時間30分に低下するだけで殆んど変化なく、文化的生活時間は約2時間、家事的生活時間は48分、率にすると夫々40%と60%切下げられている。しかるに12時間をこえると、いよいよ睡眠時間の圧縮が深刻化し、勤務通勤時間が更に約3時間増加する15時間未満の層では、その半分が睡眠時間への喰いこみによつてまかなわれている。もちろんこの階層においても家事的生活並に社会的文化的時間の圧縮はつづくが、この12時間を境として二つの異つた動きのあるのは、睡眠の必要度が最も高く、8時間以上の睡眠をぜひ確保したいという肉体的必要性がつよいこと、しかるに勤労収入時間が12時間をこえると、社会的文化的な存在としての労働者は、生理的生活時間にくいこんでもその文化的生活時間をある程度維持しようとする努力が生じることを示すものである。

この関係を生活時間の分布の方からみると、勤労収入時間が10時間未満の場合には80%または83%までが8時間の睡眠をとつており、最も多いのは8時間半～9時間でその前後に低くなるが、これをこえると8時間以上のものの比率は66%（11時間未満）又は72%（12時間未満）とおち（過少睡眠時間のものの比重が高まる）、12時間をこえるといよいよこの傾向は急速で、53%→33%→22%とおち、15時間をこえると8時間以上の睡眠のものはゼロとなる。すなわち、勤労収入時間の増大が睡眠時間への圧迫を加えている実状は明かである。

これに比べると、社会的文化的生活時間に対する影響の方はもつと明確である。1日のうち、3時間以上の生活をこれにあてる労働者は10時間未満では66%を占めるが、これをこえると46%→23%→8%とおち、13時間以上ではただの1名を除くと全部が3時間にみたない。この反面1時間未満のものは10時間までゼロであるが、10時間をこえると、4%→5%→11%→8%→55%→100%と高まる。すなわち、14時間以上では徹底的に犠牲にされるわけである（第39図）。

第39図　勤労収入時間別の社会的文化的生活時間の分布
— 壷勤者 —

社会的文化的生活 / 勤労	～9時間	～10	～11	～12	～13	～14	～15	15～
～30分			•	••	•	•		••
～60			••	•	•••		⁘	⁘
～90		•	••	⁘	⁘	⁘		
～120			⁘	⁘	⁘	⁘	••	
～150		•••	⁘	⁘	⁘	•	•	
～180	•	⁘	⁘	⁘	⁘	•		
～210	••	⁘	⁘	⁘	••			
～240		⁘	⁘	•				
～270		⁘	⁘					
～300	•	⁘	•					
～330								
～360		•						
～390								
～420	•							

すなわち、勤労収入時間が10時間をこえると、睡眠時間への喰いこみが幾分みられ、文化的生活は非常に圧縮されるが、12時間をこえると睡眠時間は極度に切下げられ、8時間の睡眠の確保は殆んど不可能であることが知られる。かくて労働を生理的にも文化的にも再生産するためには、できるだけ勤務通勤時間が10時間をこえないことが望ましいこと、最高限として12時間をこえては絶対不可であることが知られるのである。

第3節　特殊勤務者の生活時間

ここでは特殊勤務の労働者についてその生活時間内容を分析する。とりあげるのは、晩勤者、夜勤者、24時間勤務の三者である。

（1）　晩　勤　者

晩勤とよぶのは、午後から出勤し午後10時前後に帰宅する勤務方式であるが、このものの生活時間の大要は第82表に示した通りである。

壷勤者に比べてその特徴というべきものは、勤務時間が7時間27分ではるかに（約2時間）少ないこと、内職時間が幾分多いこと（壷勤の7分に対し16分）、睡眠時間が7時間47分で壷勤者の8時間17分より約30分少ないこと、家事作業時間が1時間9分で約1時間も多いこと、教養娯楽時間が幾分又は非常に多いことの6点である。

勤務時間の少ないのは一部は残業がないことも関係しているが、多くの場合所定勤務時間が少ないためである。かくて勤労収入時間の少ないことと、その時間が午後から始まり（12時間20分出宅）夜帰るという不自然な勤務のため、生活時間構造は非常に影響をうけることになる。

睡眠時間が短いのは、就床時間がおそく、起床も案外早いために生じた結果である。多くの労働者は午後10時頃帰るが、これからお茶をのんだり、雑談をしたりするとどうしても11時をこえるから睡眠もみじかくならざるをえない。

家事作業は平日でも1時間をこえるが、その内容をみると、掃除、まきわり、家の修理、畑仕事が大部分であつて、丁度、壷勤者の平日と休日の中間の形であつて（総家事時間も中間である）、作業内容

第82表　晩勤者の生活時間

人員		8人
		時分
起床		7.13
就床		
出宅		12.20
帰宅		22.07
		分
収入生活	勤務	447
	通勤	105
	小計	(9時間12分)
	内職	552
		16
	計	(9時間28分)
		568
生理的	睡眠	467
	食事	61
	身の廻り	42
	医療	—
	小計	(9時間30分)
		570
家事的	家事作業	69
	育児	43
	小計	(1時間52分)
		112
社会的文化的	通勤	1
	教養娯楽	91
	交際	28
	休息	35
	雑談	25
	その他	11
	小計	(3時間10分)
		190
合計		1.440

第40図　晩勤者の生活時間

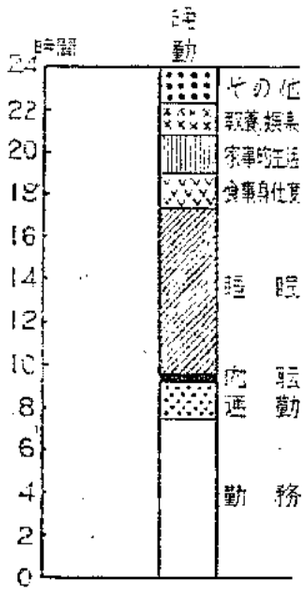

には特別の性格はみられない。この時間は主として勤務前すなわち午前中に使われるのであるが、教養娯楽時間としてそれが余りつかわれないのは夜であると教養娯楽に使いやすいが午前中ではむしろ主婦の家事作業の手伝に向けがちとなるためであろう。

また教養娯楽時間の内容をみると（第83表）、ラジオの時間は非常に少なく（12分）、新聞よみの時間が長く（37分）、「する娯楽」は全然みられない。ウイークデイでは朝つばらから囲碁将棋をしたり、ゆっくりラジオをきくこともできにくいのである。

（2）夜勤者の生活時間

第84表と第41図は夜勤者の生活時間を示したものであるが先ず夜勤日についてみると、晝勤に比べ勤務時間は少なく、睡眠が短く、家事的生活が多く、教養娯楽時間が多いという四つの特色がある。このうち前の三つは晩勤者にみられたものと同じであるが、ここでは教養娯楽時間が多いという点がちがつている。ただ睡眠時間は、7時間20分のうち3時間33分が夜の睡眠、3時間47分が晝の睡眠であるが、後者は第1篇でのべたような僅小な住宅であるし、夜の睡眠に比べて質がおちること、現場における仮睡がこれに加わることがあるとしても、実質的には晝勤者の8時間余の睡眠よりはるかにおとるものである。

第83表　晩勤者の家事作業並に教養娯楽時間

家事作業	分	教養娯楽	分
炊事	3	読書	17
裁縫	—	新聞	37
洗濯	—	書きもの	5
買物	3	ラジオ	12
掃除	15	みる娯楽	17
家の修理	8	する娯楽	—
まき割り	10	趣味	—
畑仕事	12	その他	3
その他	18	計	91
計	69		

夜勤明けの生活時間は、朝仕事をおえて帰り、その日は出勤しない日であるが、勤務時間が6時間41分あり、前日の夜勤日よりは勤務時間が少なくなつている。かくて帰宅すればあと「自由」な時間であるから、内職の時間（17分）も生れ、家事作業や教養娯楽時間も多くなるのであるが、晝勤の場合とちがい、勤労収入時間がこんなに少なくても睡眠時間は夜勤日よりも少なく、わずか6時間55分にすぎない。このうち、3時間58分が夜、2時間57分が晝眠であるが、彼等は1日の仕事をおえて帰つてから約3時間やすみ、完全に疲労を回復しないままで1日の生活をすごし、夜、早寝をするわけである。かくてこの日も彼等は充分な休養をとらない結果となる。

第41図　夜勤者の生活時間

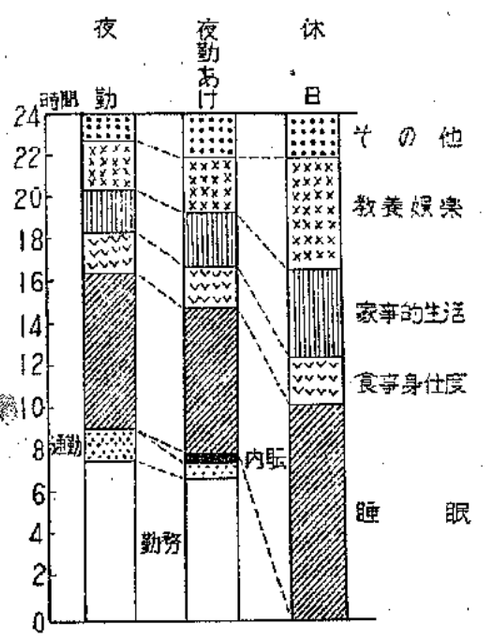

第84表　夜勤者の生活時間

		夜勤	夜勤あけ	休日
		分	分	分
収入生活	勤務	453	401	—
	通勤	90	47	—
	小計	543	448	—
		(9時間3分)	(7時間28分)	
	内職	—	17	—
	計	543	465	—
		(9時間3分)	(7時間45分)	
生理的	睡眠	440	415	597
	食事	58	70	84
	身廻	50	56	58
	医療	3	—	—
	小計	551	541	739
		(9時間21分)	(9時間1分)	(12時間19分)
家事的	家事作業	81	111	127
	育児	42	36	122
	小計	123	147	249
		(2時間3分)	(2時間27分)	(4時間9分)
社会的文化的	通勤	10	10	11
	教養娯楽	133	156	313
	交際	13	41	40
	休息	32	33	39
	雑談	24	36	45
	その他	1	11	4
	小計	213	287	452
		(3時間33分)	(4時間47分)	(7時間32分)
合計		1,440	1,440	1,440
人員		20	34	8

次に、この三種の日について家事作業と教養娯楽時間の内容を示しておいたが（第86・87表）家事作業では掃除時間が少ないこと（夜勤の特色である）、教養娯楽時間ではラジオをきく時間が多くて（晝勤の30分と1時間1分とに対し、44分、1時間5分、1時間14分をあてる）、読書（晝勤平日20分、休日52分に対し、夜勤10分、夜勤あけ16分、休日21分や「みる娯楽」が少ないことが特徴といえる。なぜ読書が少ないかといえば、夜勤者に工員が多いことの他、やはり勤務方式が反生理的であるため、集中的に頭脳を使用する読書がし難いことがその理由である。また、「みる娯楽」がないのは、晝間わざわざどこかへ出かけて行く気力を失うものと考えられる。すなわち、夜勤は種々の点で標準的な晝勤者の生活時間構

第85表　晩勤並に夜勤者の勤務内時間

		晩勤	深夜勤	夜勤あけ
		分	分	分
純勤務		362	338	283
前後	休息	8	5	4
	雑談	8	5	2
	身仕度便用	18	19	10
	入浴	18	10	14
	他	1	3	12
	小計	53	42	42
休憩時間	食事	14	10	7
	休息	8	32	22
	雑談	8	3	3
	身仕度便用	2	6	5
	運動	–	–	39
	他	0	22	–
	小計	32	73	76
計		447 (7時間27分)	453 (7時間33分)	401 (6時間41分)

た勤務方式である。人員は15名であるが、このものの生活時間構造は全然ちがつた形をとる。

朝6時すぎ起床し、7時38分に出宅するが、勤務時間は15時間30分であつて、この時間は工場内に拘束をうけている。この時間のうち、純勤務は12時間30分、前後が22分、途中の休憩が2時間37分であるが、この間若干の運動時間あるいは仮眠があると考えてよい。

睡眠時間は出勤前に6時間29分見出されるが、これは他の勤務方式にも見出されない少ない時間である。彼はその日は帰宅しないのであるから、家事作業はわずか5分、育児も3分で何れもなしに近く、工場外の社会的文化的生活時間も15分という僅少さである。しかしながら、工場内時間において、運動17分、雑談11分、その他51分があるから、こういう時間が全然みられないわけではない。

勤務あけは9時21分に帰宅し、勤務時間は8時間22分である。彼は昼1時間31分、夜3時間34分ねるのであるが、「ひるね」の少ないのは24時間勤務中に仮眠の含まれていることと眠り難いためである。但し合計時間が5時間5分にすぎないとはいえ、これ以外に若干の睡眠があることを考慮せねばならない。彼はこの日は2時間26分家事を手伝い、32分子供の世話をし、約5時間を社会的文化的生活時間として費すのであるが、この時間を昼勤者の休日のそれに比べると、睡眠、家事作業、社会的文化的

造とちがつた型を生み出しているわけである。

(3) 24時間勤務

24時間勤務というのは、朝8時頃から始まる丸24時間の勤務であつて、さきの勤務とは全く異つ

第86表　夜勤者の家事作業時間

	夜勤	あけ	休日
	分	分	分
炊事	2	9	5
裁縫	–	5	–
洗濯	2	3	9
買物	11	33	5
掃除	7	6	5
家の修理	9	14	48
さきわり	11	17	47
畑仕事	30	12	4
その他	9	12	3
計	81 (1時間21分)	111 (1時間51分)	127 (2時間7分)

第87表　夜勤者の教養娯楽時間

	夜勤	あけ	休日
	分	分	分
読書	16	16	21
新聞	24	31	44
かきもの	6	7	–
ラジオ	44	65	74
みる娯楽	–	16	–
する娯楽	31	7	133
趣味	2	1	24
その他	10	13	17
計	133 (2時間13分)	156 (2時間36分)	313 (5時間13分)

第42図　24時間勤務者の生活時間

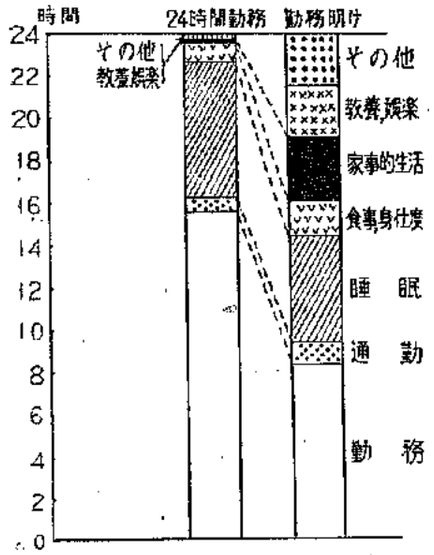

第88表　24時間勤務者の生活時間

		24時間勤務	勤務あけ	休日
		分	分	分
収入生活	勤務	930	502	–
	通勤	45	53	–
	小計	975	555	–
	内職	–	–	–
	計	975 (16時間15分)	555 (9時間15分)	–
生理的	睡眠	389	305	660
	食事	20	61	40
	身の廻り	33	42	30
	医療	–	–	–
	小計	442 (7時間22分)	408 (6時間48分)	730 (12時間10分)
家事的	家事作業	5	146	245
	育児	3	32	–
	小計	8	178 (2時間58分)	245 (4時間5分)
文化的	運動	1	5	–
	教養娯楽	9	151	340
	交際	–	58	325
	休息	1	48	–
	雑談	3	36	–
	その他	1	1	–
	小計	15	299 (4時間59分)	465 (7時間45分)
合計		1,440	1,440	1,440
人員		15	15	1

第89表　24時間勤務者の勤務内時間

		24時間勤務	あけ
		分	分
純勤務		751	307
前後	休息	4	1
	雑談	5	1
	身仕度便用	8	11
	入浴	3	9
	その他	2	13
	小計	22	35
休憩時間	食事	39	12
	休息	24	2
	雑談	11	5
	身仕度便用	15	10
	運動	17	6
	その他	51	125
	小計	157 (2時間37分)	160 (2時間40分)
合計		930 (15時間30分)	502 (15時間22分)

睡眠時間については何れも少ない。しかし、昼勤者の平日に比べると、はるかに多くの家事的活動時間をもち、教養娯楽並に社会的文化的生活時間も多い（昼勤平日の家事活動24分、社会的文化的生活2時27分に対し夫々2時間58分と4時間59分）。すなわち、24時間勤務あけの生活時間構造は昼勤者の平日と休日の中間型であるといつてよい。

また教養娯楽時間の内容をみると、あけの日の読書時間はわずか15分にすぎないが、これも睡眠不足によつて頭のもやもやしているためであろうと思われる（職員のいないのも1因）。

なお、24時間勤務者の休日のものが1名あつたのでその概要を示したが、この労働者は休日には11時

第90表　24時間勤務者の家事作業と教養娯楽時間

家事作業	24時間勤務	あけ	教養・娯楽	24時間勤務	あけ
	分	分		分	分
炊事	1	2	読書	–	15
裁縫	–	1	新聞	6	30
洗濯	–	1	書きもの	–	5
買物	1	7	ラジオ	2	51
掃除	1	13	みる娯楽	–	–
家の修理	–	42	する娯楽	–	14
まきわり	–	18	趣味	–	16
細仕事	–	16	その他	1	20
その他	2	46			
		149			151
計	5	(2時間36分)	計	9	(2時間31分)

間ねており、他の日の睡眠不足をこの日の睡眠によつて補つていることが分る。この睡眠時間についてはおそらく多くの対象労働者を調査したにしても同様の結果がえられたものと思う。

以上の24時間勤務者の生活時間内容を検討して知られることは、不自然な勤務が生活時間全体に歪みを生み出し、正常な睡眠を確保することを許さず、睡眠不足が社会的文化的生活の内容をも規制していることである。

(4) 睡眠時間について

今まで考察した勤務方式別の睡眠時間を一括してみると、最も長いのは夜勤者の休日の9時間57分、次が昼勤者の休日の9時間44分で何れも9時間をはるかにこえている。これに対し勤務のある日又はそれを実質的にふくんでいる日になると、ぐつと少なくなり、8時間20分をこえるものはみられない。最も多いのは昼勤者であつて、8時間16分、次が晩勤者で7時間47分、3位が深夜勤の7時間20分、4位が夜勤明け6時間55分、5位24時間勤務6時間29分、最も短いのは24時間勤務明けの5時間5分である。すなわち、標準的な勤務であればあるほど十分な睡眠をとれるのであるが、くずれるに従つて次第に短くなり、晩勤では標準の8時間をわり、夜勤では7時間前後におち、24時間勤務になるときには6時間を下廻る。

第91表　既婚労働者の睡眠時間の分布

	平日						休日
	昼勤	晩勤	深夜勤	夜勤明	24時間勤務	24時間勤務明	昼勤者
	%	%	%	%	%	%	%
300 分未満	1	–	13	22	7	54	–
300～330	–	–	–	7	7	13	–
330～360	2	–	13	–	13	–	–
360～390	2	12	15	7	40	–	1
390～420	2	12	13	4	20	–	–
420～450	8	–	4	26	–	7	2
450～480	19	38	8	7	–	13	3
480～510	24	13	14	4	7	13	6
510～540	19	–	4	7	–	–	13
540～570	14	25	4	–	–	–	18
570～600	6	–	4	4	–	–	17
600～630	3	–	4	4	6	–	11
630～660	0	–	–	–	–	–	8
660～690	–	–	–	4	–	–	10
690～720	–	–	–	–	–	–	5
720～750	–	–	4	–	–	–	1
750～780	–	–	–	4	–	–	2
780 分以上	–	–	–	–	–	–	1
計	100	100	100	100	100	100	100
平均(分)	496 (8時間16分)	468 (7時間48分)	431 (7時間11分)	419 (6時間59分)	389 (6時間29分)	315 (5時間15分)	583 (9時間43分)
人員	327人	9人	26人	27人	15人	15人	261人

「註」本表はさきに包括させなかつた不正規勤務者を含むため，人員がふえ，平均時間も他の者と若干相違している。

いまこの分布をみると、第91表に示したように、休日の睡眠時間は殆んど全部が8時間以上を確保しているが、昼勤者では34%が既にこれをわり、晩勤者は62%、深夜勤では66%、夜勤明け73%、24時間勤務87%、24時間勤務明け87%がこの8時間の睡眠を確保していない。また甚しい過少睡眠として、6時間未満をとれば、昼勤と晩勤ではほとんどみられないが、深夜勤26%、夜勤明け29%、24時間勤務27%、24時間勤務明け67%がこれに属し、5時間未満は、夜勤明けと24時間勤務明けに夫々22%と54%見出される。すなわち、ここに特殊勤務が一般的に労働者の睡眠時間を少なくさせ、その質をも考慮すれば労働力の再生産を著しく脅威するものであることが知られる。

第2章　妻の生活時間構造

本章では妻の生活時間構造を考察する。妻は夫とちがい、各種の層から形成されているし、本調査の一つの目的である家事作業の主な担当者であるから、ややくわしく分析する。

第1節　農勤者の家庭婦人の生活時間

家庭婦人の生活時間構造は勤務をもたないこと、主な家事担当者であること、総じて婦人の特殊な社会的地位にもとずいて特殊な型をもつているのであるが、先ず、農勤者の家庭婦人を対象として、一般婦人の基本型を分析しておきたい。

(1) 生活時間の概要

第92表並に第43図は247名の家庭婦人の平均生活時間内容を示したものであるが、内職すなわち収入のための時間は平日31分、休日26分で夫のそれに比べると雲泥の差がみられるが、家事的生活時間として、平日10時間50分、休日9時間46分がある。すなわち、1日の40%はこの家事のために費されているのであるが、このうち家事作業への支出は平日9時間14分、休日8時間34分で、かりにこれを労働とみなすと、さきの内職と合せて、平日9時間45分、休日9時間労働に従事することになる。この時間は夫の勤労収入時間に家事作業を加えた、平日11時間32分、休日4時間に比べると、平日は約2時間少なく休日は5時間多いものであるが、作業自体からみると妻の作業は拘束をうけないから自己休憩がとれるという利点があり、仕事そのものは一部を除くと軽度であるから、夫に比べれば楽な仕事であるが、他に育児の時間があり、しかもこまごましてきりのないような仕事である点は留意を要する。

彼女達は育児のために平日1時間36分、休日1時間12分を費すが、これらを含めた家事的生活時間が平休日で余り相異しない点は注意せねばならぬことであつて、この点、夫、あるいは後述する男女労働

第 43 図　家庭婦人の生活時間

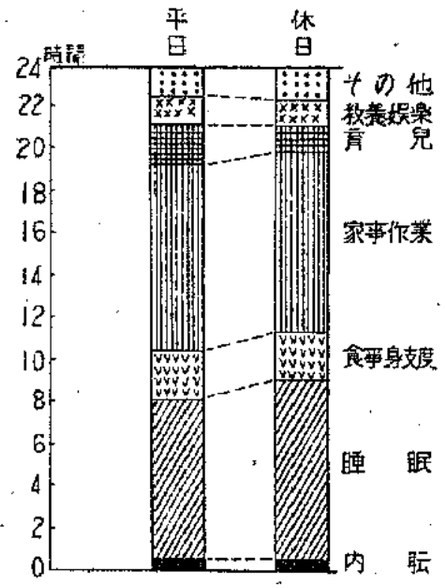

第92表　家庭婦人の生活時間

		実数 平日	実数 休日	% 平日	% 休日
内職		分 31	分 26	% 2.1	% 1.8
生理的	睡眠	446	509	31.0	35.4
	食事	79	78	5.5	5.4
	身の廻り	61	68	4.2	4.7
	医療	6	5	0.4	0.3
	小計	592 (9時間52分)	660 (11時間)	41.1	45.8
家事的	家事作業	554	514	48.5	35.7
	育児	96	72	6.7	5.0
	小計	650 (10時間50分)	586 (9時間46分)	45.2	40.7
社会的文化的	学校	1	1	0.1	0.1
	運動	—	1	0.0	0.1
	教養娯楽	75	73	5.1	5.1
	交際	27	29	1.9	2.0
	休息	27	27	1.9	1.9
	雑談	30	32	2.1	2.2
	その他	7	5	0.5	0.3
	小計	167 (2時間47分)	168 (2時間48分)	11.6	11.7
合計		1,440	1,440	100.0	100.0
人員		247人	247人		

妻、学生などの場合とはちがつた傾向である。

妻の家事的生活時間は、それ自体は何ら社会的労働として評価できないのであるが、家庭内において一家の生活を維持し、労働力を再生産するためには不可欠のものであつて、それの絶対的な長さは、決して自由自在に圧縮できるようなものではない。かくて彼女の生活は、夫の場合における勤労収入時間と同じく、この家事的生活時間が第一義的な重要性をもつことになるのであつて、この長短が他の生活時間に対して決定的影響を与えることになる。

生理的生活時間のうち、睡眠時間として平日7時間26分、休日8時間29分があてられ、休日では約1時間長くねている。しかし夫に比べると、平日では50分、休日では1時間15分も少ないのであつて、平日の平均が7時間台であることは一部に睡眠不足の者の存在することを推定させる（後述する）。

社会的文化的生活時間は、平日2時間47分、休日2時間48分で両者殆んど相異なく、1日の生活の約11%があてられている。だから夫に比べると、平日では20分多いだけで、休日には約4時間も少ないことになる。しかしながら、夫が勤務中に費すこれに当る時間を考慮にいれると、平日でも夫に劣ることになろう。

夫に比べて文化的生活時間の内容において異る点は、平日においては夫に比べ教養娯楽時間が 20 分

少なく、休息、交際、雑談の時間が多いこと、休日ではすべての項目について夫に劣り、特に教養娯楽時時がぐつと少ないことである。数字を示すと、夫の3時間42分に対し妻は1時間13分で40%にもみたない有様であるが、これは家事的生活時間からうける圧迫に他ならない。

すなわち、家庭婦人の生活時間は夫と全く異つた構造をもち、勤務のための時間がなく、それだけ他の生活を享楽できる筈であるが、家事担当者としての社会的特質にもとずいて1日の3分の1をこえる時間が家事的生活にあてられるために、社会的文化的生活時間も睡眠時間も男子よりは少なくなるという逆の現象がみられるわけである。

第93表　家庭婦人の家事作業時間

		平日	休日	推定1週間分の時間
炊事	朝	分 67	分 64	分 466
	昼	32	37	229
	夕	82	77	569
	計	181 (3時間1分)	178 (2時間58分)	1264 (21時4分)
裁縫		160	149	1229
洗濯		50	49	349
買物		53	58	376
掃除		55	44	374
家の修理		3	6	24
後まわり		4	2	25
畑仕事		3	6	24
その他		25	22	172
計		554 (9時間14分)	514 (8時間34分)	3838 (63時間58分)

（2）家事作業時間

家庭婦人は平日9時間14分、休日8時間34分を家事作業に費すわけであるが、このうち最も多いのは、片附けをふくんだ炊事と裁縫であり、前者は平日3時間1分、休日2時間58分、後者は平日3時間、休日2時間29分をこれにあて、前者は家事作業の約3分の1、後者もそれに近い時間である。すなわち、主婦の家事作業では、この二つの時間が主なもので、他のすべてを合せてもやつとこの一つに必敵する程度である。

いま週間の推定家事作業時間をみると63時間58分となるが、このうち炊事に21時間40分、裁縫に20時間29分があてられ、残りの時間は全部合せても22時間25分にすぎない。この意味では、主婦の家事作業

第44図　家事作業時間の分布
— 家庭婦人の平日 —

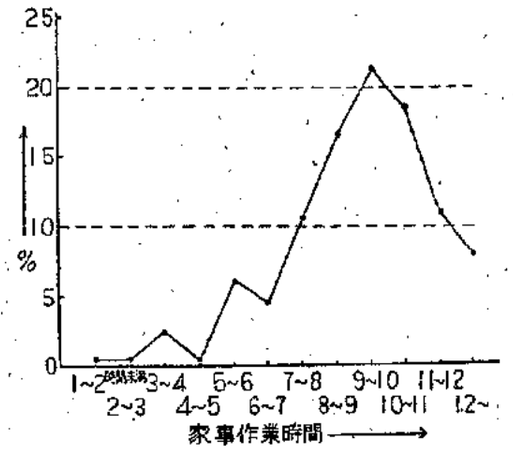

第94表　家事作業時間の分布
— 家庭婦人の平日 —

	実数	%
1時間～ 2時間未満	1	0.4
2 〃 ～ 3 〃	1	0.4
3 〃 ～ 4 〃	6	2.4
4 〃 ～ 5 〃	1	0.4
5 〃 ～ 6 〃	15	6.1
6 〃 ～ 7 〃	11	4.5
7 〃 ～ 8 〃	26	10.5
8 〃 ～ 9 〃	41	16.6
9 〃 ～10 〃	52	21.1
10 〃 ～11 〃	46	18.6
11 〃 ～12 〃	27	10.9
12 〃 ～	20	8.1
計	247	100.0

時間を圧縮するためには、この二つの時間を合理化することが最も重要なことが分る。

炊事時間を、朝、晝、夕の三つに分けると、最も比重の高いのは夕食で、次が朝食、三位が晝食で、晝の炊事が最も少ない。これは、晝食が妻その他留守居のものだけの食事であり（だから休日の晝食の準備片附けは37分で平日の32分よりも多い）、しかも朝の「ごはん」をそのままたべるか、又はパンその他で簡単に片附けるためである。推算週間時間で炊事片附けの時間をみると、朝37%、晝17%、夜45%、で、夜の炊事時間が最も長いことが分る。おそらく、夜食が1日のうちで「ごちそう」であり、一部は翌朝の炊事準備も含まれているからであろう。また、平休日で炊事時間に余りちがいのないのは、これがミニマムとしてどうしても必要なこと、裁縫時間が休日に減るのは、夫や子供がいて、他の時間により向けられるためであろう。

上記の二つに次いでややみるべき主婦の家事作業は洗濯、買物、掃除の三者であつて、何れも殆んど同じ位の時間をあてている。洗濯は平日50分、休日49分で両者ほとんど相異がなく、買物もこれに近く53分と58分、掃除は55分と44分で後者は休日が少ない。これは夫が掃除を手伝うためと考えてよい。週間作業時間でみると、洗濯6時間49分、買物6時間16分、掃除6時間14分で、夫々家事作業時間の 9.1%を占める。

以上5つの家事作業を除くと他の時間はごくわずかで、合計しても平日35分、休日36分と、何れも他の5つの作業のうちの一つの時間にもみたない。いま週間合計でみると、4時間6分で全家事作業時間のわずか6.4%を占めるにすぎないのであるから主婦の家事作業をみるにはさきの5つを調査すればよいことが知られる。この点、夫の家事作業との、ちがいは歴然たるものがある。

彼女達は、家の修理には平日3分、休日6分、まきわりには4分と2分をあてるだけであつて、この時間については夫よりも少ない（夫は週間で修理51分、まきわり29分であるが、妻は24分と26分、しかも後者については夫の能率の方がはるかに高い）。畑仕事は週間24分でこれも夫の42分よりはるかに少ない。

第45図　睡眠時間の分布
— 家庭婦人の平日 —

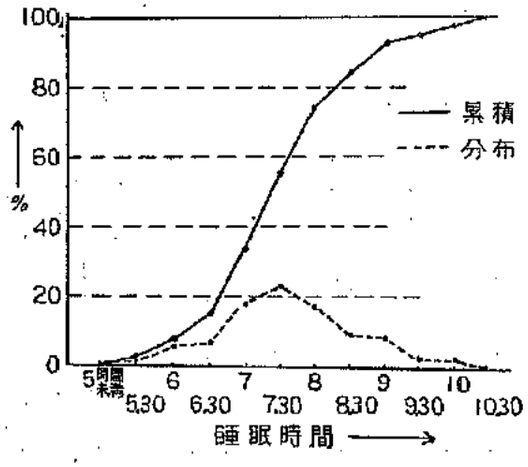

第95表　睡眠時間の分布
— 家庭婦人の平日 —

	人員	%
5 時間未満	1	0.5
5時間～5時間30分	4	1.6
5. 30～ 6	15	6.1
6 ～ 6. 30	18	7.3
6. 30～ 7	45	18.2
7 ～ 7. 30	56	22.7
7. 30～ 8	45	18.2
8 ～ 8. 30	25	10.1
8. 30～ 9	21	8.5
9 ～ 9. 30	7	2.8
9. 30～10	7	2.8
10 ～10. 30	3	1.2
計	247	100.0

いま平日をとつて家事作業時間の分布をみると、2時間にみたないものから12時間をこえるものまでみられるが、5時間未満というのはわずか3.6%であるから例外的な場合といえる。最も多いのは9時間台で、次が10時間台、三位が8時間台でこの三つを合せると56.3%と過半を占めることになる。しかし、10時間をこえるものが37.6%もみられることは注目すべきであつて、これが他の生活時間をどのように圧迫するかは後述する通りである。

（3）睡眠時間

家庭婦人は炊事を担当するのであるから非常に早くおきる。平日では5時21分、休日でも6時11分におきるが、これは夫の起床時刻である6時0分と7時4分に比べると、平日では39分、休日では53分早いわけである。ところが彼女は、平日では21時41分、休日には21時4分にねるから、夫の21時37分及び21時8分と大差なく、それだけ睡眠時間が短くなる必然性をもつ。そこで、妻の睡眠時間は前述したように、平日7時間26分、休日8時間29分で、夫よりはぐつと短い睡眠しかとれない。

睡眠時間はこのように短いが、いま分布をみると第95表並に第45図に示したように、なかには10時

第46図　妻の家事作業時間別睡眠時間分布　— 妻の平日 —

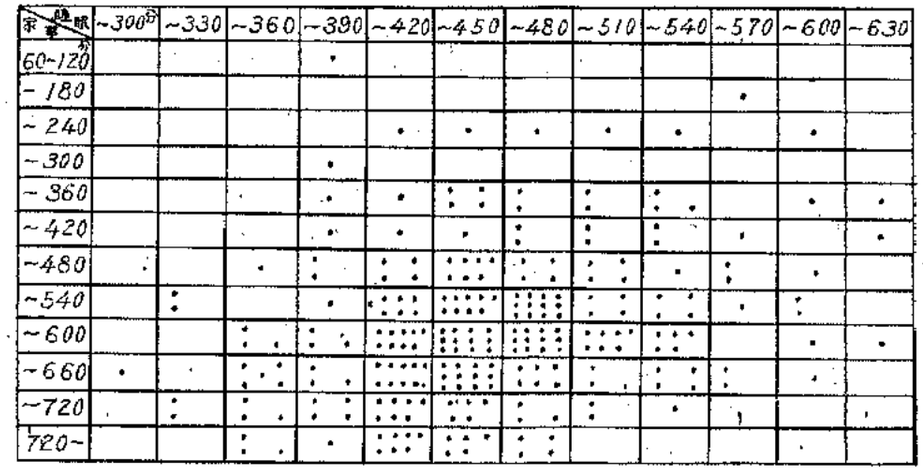

間以上もねているものが見出されるが、8時間をこえるものは25.4%と約4分の1を占めるにすぎず、夫の場合64%を占めているに対し彼女達の睡眠が短いことを示している。また、夫の場合には7時間未満はわずか9.6%であつたのに対し、妻では33.7%に達し、6時間未満がそのうち8.2%を占めている。

ここで注目すべきは、睡眠と家事作業時間との相関である。第49図は之をみたのであるが、睡眠時間の短い場合には家事作業時間は確実に長いが、家事作業時間の長い場合にすべての場合睡眠時間を短くさせているわけではなく、非常に広散していることが分る。相関係数は算出しなかつたが、この相関が余り高くないのは、長い家事作業時間からくる圧迫を、ある妻は社会的文化的生活時間を切りつめ、他のものは睡眠時間への喰いこみを甘受するわけであつて、この点、夫の長い勤労収入時間が、相当確実に睡眠時間を圧迫して行くのに比べると若干ちがつた傾向である。これは、妻の睡眠の長さが夫の就寝

時刻によつて制約をうけるためであつて、彼女は夫と殆んど同じ時刻にねて、いつでもより早く起きざるをえないために生じた現象であり、妻は睡眠時間について自律性が乏しいといわなければならない。

何れにせよ、妻の睡眠時間は少なく、一部のものはおそらく睡眠不足に近い状況にあるものと推定される。

（4）食事並に身の廻り時間

食事時間は平日79分、休日78分で大差がないが、このうち最も多いのは夕食で30分、朝食がこれに次ぎ25分、昼食は23分で最も短い。すなわち、昼は軽くすませ、夕食は一家のだんらんの機会となる。夫に比べると平休日とも多いが（朝6分と3分、夕5分と1分）、休日の夕食だけは接近している。これは夫が急いでたべること、妻は食事の傍ら他のものの世話をしたりする時間が加わるためであつて、必ずしも妻の方がゆうゆうと食事するわけのものではない。

第96表　家庭婦人の食事並に身の廻り時間

		平日	休日
		分	分
食事	朝	25	25
	昼	23	23
	夕	30	29
	間食	1	1
	計	79	78
身の廻り	身仕度、用便	44	48
	入浴	17	20
	計	61	68

第97表　家庭婦人の教養娯楽時間—平均

	平日	休日	1週間合計
	分	分	分
読書	14	10	94
新聞	21	18	144
かきもの	3	2	20
ラジオ	26	28	184
みる娯楽	5	9	39
する娯楽	—	—	—
趣味	1	—	6
その他	5	6	36
計	75	73	523

第98表　家庭婦人の教養娯楽時間の分布

	人員	%
	人	
ナシ	20	8.1
30分未満	38	15.4
30～60〃	55	22.3
60～90〃	51	20.7
90～120〃	30	12.1
120～150〃	21	8.5
150～180〃	15	6.1
180～210〃	7	2.8
210～240〃	4	1.6
240～270〃	4	1.6
270～300〃	—	—
300～330〃	2	0.8
計	247	100.0

1日の身の廻り時間は平日休日とも1時間をこえるが、休日の方が幾分多いのは、入浴が平日17分に対し20分と約3分多いことの他、身仕度の時間が4分だけ多くなるためである。夫に比べると、妻の平日の入浴時間は殆んど同じであるが、休日にはわずかながら少ない。しかし入浴回数とすれば夫の方が多いことは前述した。

（5）教養娯楽時間

文化的生活時間のなかで最も文化性の高いのは教養娯楽時間であるが、この時間はわずか平日1時間15分、休日1時間13分で、週間推定時間も8時間43分にすぎず、夫の13時間18分に比べると、約3分の2に当るにすぎない。

彼女の教養娯楽時間の特質は、平休日で殆んどちがわないこと、読書時間が14分又は10分で非常に少なく、「する娯楽」がほとんどないこと、ラジオの時間が最も多く、これと新聞よみの時間の二つで全時間の60%以上を占めること、趣味の時間もほとんどなく、夫に比べると無趣味、無娯楽の状態に近いことなどがその特色である。また、平日では夫と余りちがわない時間を新聞よみにあてているが、休日ではわずか半分であつて、さきの新聞への関心度に対応する事実が現われているし、読書時間も平日でさえ夫より少なく、休日には夫は52分をあてるのに、彼女の時間はかえつて10分にへるのである。すなわち夫は一応、休日をリクリエーション、文化享楽の日として費すのであるが、家庭婦人は逆にかえつて平日より内容的に低下するという事態がみられる。

第47図　家庭婦人の教養娯楽時間の分布—妻の平日

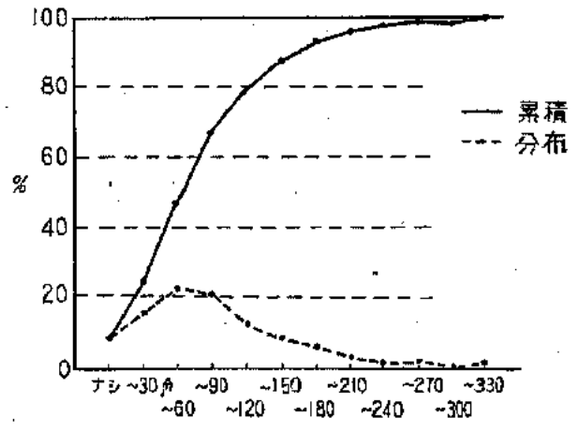

教養娯楽時間は個人によりちがいがある。2日間の平日の平均であるから完全なデータではないが、ナシが8%を占め、30分未満の15.4%を加えた約3分の1は殆んど教養娯楽時間らしいものをもつていないのである。かりに彼女達が他の日にある程度この時間を余計もつにしても、教養娯楽という広い範囲の生活時間をとつたのであるから、決して平生から充分な時間をあてているとは思えない。他方、2時間以上の教養娯楽時間をもつ婦人もみられるが、それは全体の21.8%を占め、ごく一部には4時間以上のものもみられる。しかし、最も多いのは、30~60分の層であり、次が60~90分でこの二つが40%余

第48図　家事作業時間別教養娯楽時間の分布

—妻の平日—

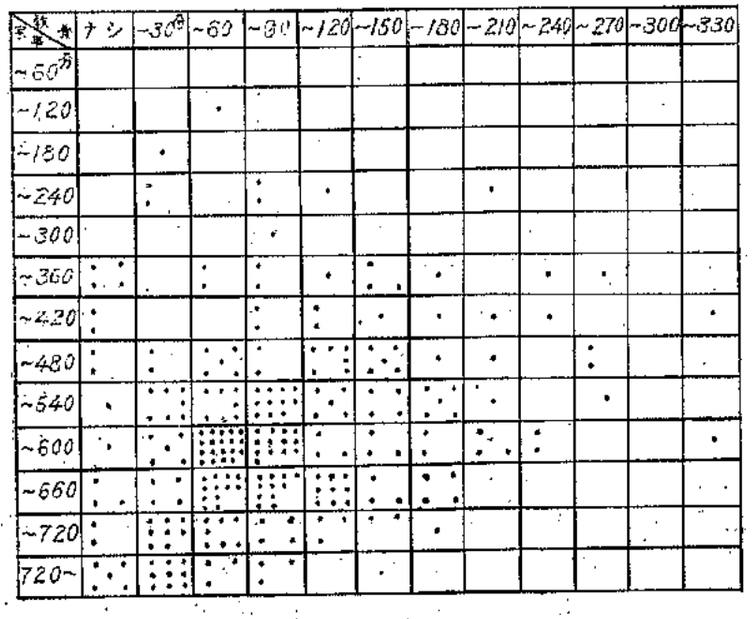

を占めている。何れにせよ家庭婦人の個人間における不均等は注目せねばならぬ。

ここで検討しておきたいのは、教養娯楽時間と家事作業時間との相関である。第48図は之を示したものであるが、家事作業時間の長いものは教養娯楽時間も短い傾向はでているが、その相関は予期された程高くはない。これは教養娯楽時間が単純に家事作業時間の長さだけできまるものではなく、育児時間や睡眠時間などあるいは他の社会的文化的生活時間の制約をうけるためであり、夫々の主婦の教養娯楽への欲求度のちがいも影響を与えている。

第 2 節　内職の有無別にみた家庭婦人の生活時間

（1）生活時間の概要

内職は収入生活時間の一部であるが、内職をもつ主婦では平日 4 時間 3 分、休日 3 時間28分をこれにあてており、平日の方が休日よりも多いが、勤務とちがつて平休日にかかわらず内職をつづけることがその特色である。

第49図　内職の有無別にみた生活時間—家庭婦人

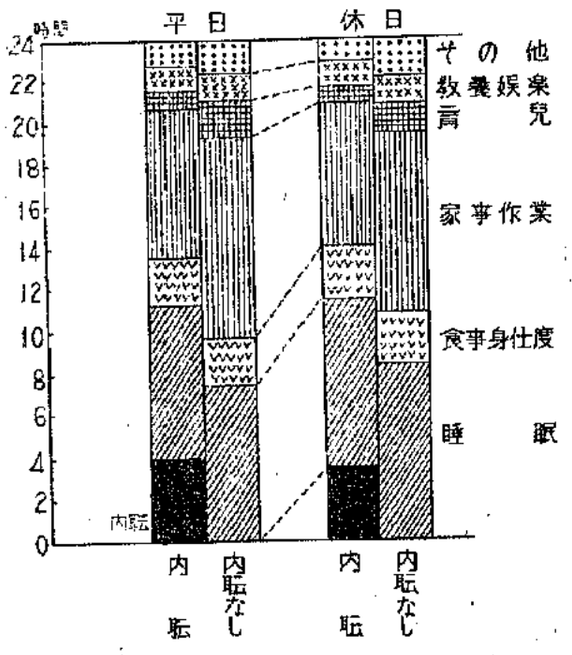

第99表 内職の有無別にみた生活時間—家庭婦人

		平日 内職	平日 なし	休日 内職	休日 なし
		分	分	分	分
内職		243	–	208	–
生理的	睡眠	442	447	486	513
	食事	75	79	79	78
	身の廻り	62	61	73	67
	医療	–	7	–	5
	小計	579 (9時間39分)	594 (9時間54分)	638 (10時間38分)	663 (11時間3分)
家事的	家事作業	428	573	428	527
	育児	49	103	35	77
	小計	477 (7時間57分)	676 (11時間16分)	463 (7時間43分)	604 (10時間4分)
文化的	学校	–	1	–	1
	運動	–	–	2	1
	教養娯楽	66	76	71	74
	交際	25	27	6	32
	休息	20	26	20	28
	雑談	25	31	25	33
	その他	5	7	7	4
	計	141 (2時間21分)	170 (2時間50分)	131 (2時間11分)	173 (2時間53分)

このため、無職とちがつた生活時間構造が現われている。家庭婦人にとつて通常第 1 義的な家事作業時間は、内職者では平日 7 時間 8 分で無職者の 9 時間33分に比べ 2 時間以上少なく、休日でも約 2 時間少ない。ただ無職者の場合には休日の家事作業時間が減少するに対し（約50分）内職者の場合へらないのは、前者の場合その家事作業時間に余裕性をもつに対し、後者は平生からいわばギリギリの時間をあてているからである。また家事的生活の一部である育児時間も内職者の方がはるかに少ないが、この二つの傾向は、内職時間を生み出すためにとられた措置の結果であつて、家事生活時間が平日 3 時間20分、休日 2 時間20分切下げられ、内職の 4 時間前後の80～70%がここから生み出されている。但し一方家事的負担の少ない人々が内職に従事する傾向があるから、それが逆に上記の家事的生活時間を低めた一つの理由ともなつていることも留意しなければならない。

生理的生活時間についても、内職者の時間は内職のない者より平日15分、休日25分少ないが、睡眠時間についても同じ傾向がみられ、平日は差がわずか 5 分であるが、休日には 27 分のちがいがみられる。これは内職者が朝早くおき、夜はおそくねるからであつて、やはり内職の「しわよせ」が睡眠にも及んでいるわけである。

文化的生活時間も同じく内職者の方が少ない。平日では29分、休日では42分のちがいがみられるが、この相異はすべてにわたつてみられるもので、特に休日におけるちがいが顕著である。といつて、両者の間で夫と妻の場合にみられるような本質的相異はなく、分布をとれば、おそらく重なり合つている部分が多いと思われる。

（2）家事的生活時間

家事作業時間について決定的なちがいがみられるのは、裁縫時間であつて内職者の時間は平日 1 時間48分、休日 1 時間28分も少なく、家事作業時間における差の半分以上（平日）あるいは殆んど全部（休日）はこの時間差にもとずいて生じている。両者のちがいが最も少ないのは炊事片附時間で殆んど同一時間であるが、洗濯ならびに掃除時間になると内職者の方がやや少なく、特に就者では確実で、平日17分、休日18分、後者では平日 6 分、休日11分の相異がみられる。買物時間については余りちがいがなく、その他の家事時間については内職者が若干少ないが、もともと時間そのものが少ないから大した影響は与えていない。また、育児時間については、授乳並に子供の相手の時間ともに内職者のそれははるかに少ない。

すなわち、内職に従事する主婦は、不変的に必要な、又主婦以外のものでは非能率的となる炊事時間を切下げることなく、主に洗濯と裁縫、特に後者の時間を圧縮して内職時間の大部分を生み出していることになる。だから内職者の場合には、自分で衣服を仕立てる充分な時間を生み出せず、——但し洋裁などの内職の場合は別——かえつて高い被服費を支払うことにもなる。

第100表 内職の有無別にみた家事的生活時間—家庭婦人

		平日 内職	平日 なし	休日 内職	休日 なし
		分	分	分	分
家事作業	炊事 朝	66	67	69	64
	炊事 昼	30	32	35	37
	炊事 夕	84	82	78	77
	炊事 計	182	181	182	178
	裁縫	86	194	72	160
	洗濯	35	52	33	51
	買物	50	54	74	56
	掃除	50	56	34	45
	家の修理	1	3	5	6
	まきわり	1	4	1	3
	畑仕事	–	4	5	7
	その他	23	25	22	21
	計	428 (7時間8分)	573 (9時間33分)	428 (7時間8分)	527 (8時間47分)
育児	授乳	8	18	10	16
	子供の相手	41	85	25	61
	計	49	103	35	77
合計		477 (7時間57分)	676 (11時間16分)	463 (7時間41分)	604 (11時間4分)

（3）教養娯楽時間

教養娯楽時間のちがいは余り決定的ではない。読書、新聞の時間も大差なく、「みる娯楽」も余りちがいがみられない。ただラジオが幾分相異するが、時間とすると1週間でわずか50分にみたない時間差である。この事実はもともと内職をもたない婦人の場合既にミニマムを下廻り、これ以上に切下げる余地に乏しいために生じたものであつて、もし男子労働者であればおそらくもつと決定的な相異がみられたであろう。すなわち、内職は教養娯楽時間の切下げによつて生み出されるものでは決してないといわなければならない。

第101表　内職の有無別にみた教養娯楽時間

	平日		休日	
	内職	なし	内職	なし
	分	分	分	分
読書	14	14	10	10
新聞	19	21	18	18
かきもの	2	3	2	2
ラジオ	20	27	26	29
みる娯楽	8	4	14	8
する娯楽	−	−	−	0
趣味	−	1	−	−
他	3	6	1	7
計	66	76	71	74

第3節　職工員別にみた家庭婦人の生活時間

既婚労働者の場合にも職工員の間でその生活時間内容に若干の相異がみられたのであるが、妻の場合にはどうかというと夫ほどのちがいはない。

第102表と第50図に示したように、内職時間は工員の妻の方が多く、平日28分、休日30分のちがいがみられるが、睡眠は殆んど相異がなく、家事作業時間のちがいもごくわずかである（平日14分、休日10分）。後者のちがいはおそらく内職時間の圧迫から生じたものであろうが、もともと家事作業に費される時間が多いのであるから、10分前後の相異はわずか50分の1の比重をもつにすぎない。

第50図　職工員別にみた家庭婦人の生活時間

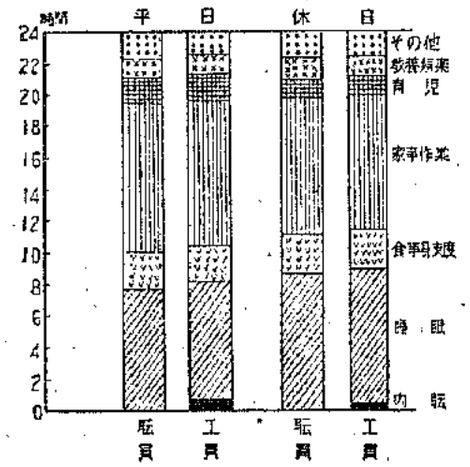

第102表　職工員別にみた家庭婦人の生活時間

		平日		休日	
		職員	工員	職員	工員
		分	分	分	分
内職		10	38	4	34
生理的	睡眠	445	447	512	509
	食事	82	78	81	79
	身の廻り	62	61	67	68
	その他共	593	592	664	659
	小計	(9時間53分)	(4時間53分)	(11時間4分)	(11時間59分)
家事的	家事作業	565	551	521	511
	育児	86	99	71	72
	小計	651 (10時間51分)	650 (10時間50分)	592 (9時間52分)	583 (9時間43分)
文化的	教養娯楽	82	73	81	71
	交際	34	24	32	28
	休息	24	28	21	29
	雑談	29	30	36	31
	その他	17	5	10	5
	小計	186 (3時間6分)	160 (2時間40分)	180 (3時間)	164 (2時間44分)
合計		1,440	1,440	1,440	1,440

文化的生活時間は平日26分、休日16分のちがいがみられ（職員が多い）、その相異は前者は16%後者は約10%を占める位大きい。この生活時間のうち相異の決定的なものは教養娯楽時間であつて平日9分、休日10分のちがいがみられ、その内容では第103表に示したように、読書と新聞のちがいが大きく、ラジオなどは殆んどちがいがない。すなわち、第1篇で分析したように、職員の妻の方がよりよく読書し、新聞をよむ傾向が時間的側面においても現われているわけである。しかしながら、文化的見地からいえば、職員の妻の場合にもその文化生活の内容ははなはだ貧弱という他はない。

また家事作業時間の内容を一べつすると、職員の妻の方が裁縫時間が少なく、洗濯、掃除時間が多いという傾向がある。掃除時間の多いのはより広い住宅にすむこと、洗濯時間の多いのは身ぎれいにしたいという欲求が高いためであるが、裁縫時間がかえつて少ないのは、工員の場合内職時間が混入したのか、あるいは衣類のつくろいが多いのか、あるいはまた職員がミシンを多くもちより能率的に時間を使用するためかは明らかではない。

以上のべたことを要約すれば、職工員別の家庭婦人の生活時間構造には若干のちがいはあるが、内職時間の他には決定的なちがいはみられないといつた方がより適切であろう。

第103表　職工員別にみた家庭婦人の家事作業時間と教養娯楽時間

		平日		休日	
		職員	工員	職員	工員
		分	分	分	分
家事作業	炊事	178	183	174	179
	裁縫	174	183	135	154
	洗濯	55	48	53	47
	買物	54	53	61	57
	掃除	67	51	54	41
	その他	34	30	34	28
	計	562 (9時間22分)	548 (9時間8分)	511 (8時間31分)	506 (8時間26分)
教養娯楽	読書	18	13	14	9
	新聞	23	20	20	18
	かきもの	6	2	2	1
	ラジオ	28	26	29	29
	みる娯楽	−	7	12	8
	する娯楽	−	−	−	−
	趣味	1	0	−	−
	その他	6	5	4	6
	計	82 (1時間22分)	73 (1時間13分)	81 (1時間21分)	71 (1時間11分)

第51図　年令別にみた家庭婦人の生活時間

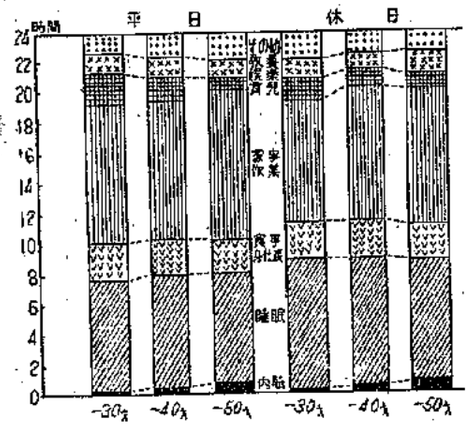

第4節　年令別にみた家庭婦人の生活時間

年令により婦人の生活欲求や家庭内の条件も相異するが、これは種々の面で生活時間に影響を与えるはずである。

（1）生活時間の概要

年令が高くなるほど内職時間が確実にふえ、40才以上で平均50分づつの内職時間がみられるのは注目すべき傾向である。これは、年令の高いものの家計が苦しくそれを補うために已むなく内職をもつものが多いために他ならない。

次に家事作業時間をみると、平日では40才以上に多いが、休日では高年令者に高い傾向がでてお

第104表　年令別にみた家庭婦人の生活時間

		平日 ～30才	平日 ～40才	平日 ～50才	休日 ～30才	休日 ～40才	休日 ～50才
		分	分	分	分	分	分
	内職	21	32	51	16	27	50
生理的	睡眠	439	452	444	520	509	484
	食事	80	79	74	78	80	74
	身の廻り	68	57	59	72	65	64
	その他共計	596 (9時間56時)	593 (9時間53分)	579 (9時間39分)	681 (11時間21分)	655 (10時間55分)	622 (10時間22分)
家事的	家事作業	551	549	585	479	533	540
	育児	120	91	48	80	69	58
	計	671 (11時間11分)	640 (10時間40分)	633 (10時間33分)	559 (9時間19分)	602 (10時間2分)	598 (9時間58分)
文化的	教養娯楽	76	77	66	78	65	92
	交際	19	30	35	39	24	19
	休息	21	29	41	26	26	34
	雑談	31	28	31	36	34	23
	その他	5	11	4	5	7	2
	計	152 (2時間32分)	175 (2時間55分)	177 (2時間57分)	184 (3時間4分)	156 (2時間36分)	170 (2時間50分)
合計		1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440

り、1週間分を推計すれば、30才未満63時間6分→40才未満63時間47分→50才未満67時間30分と増加し、この場合には何ら内職時間の影響がみられない。ところが育児時間となると、平日では120→91→48→分、休日では80→69→58分と減少し、高年令者の育児時間の少ないことは歴然たるものがある。すなわち高年令者に内職時間の多いのは主にこの育児時間の減少によつてまかなわれているのであつて、逆にいえば、育児に手がかからないために内職をする可能性が生れたともみることができる。（このことは第1篇において既にのべた通りである）。

生理的生活時間のなかでも、身の廻り時間は高年令者に少なくなる一般的傾向がみられるが、睡眠時間では休日にはその傾向があきらかであるが、平日では必ずしもそうではない。いま週間平均の睡眠時間を推定すると、30才未満451分（7時間31分）→460分（7時間40分）→450分（7時間30分）であるから、年令による睡眠時間のちがいというものは決定的ではない。強いていえば、30才未満に乳児をもつものが多いので、30才以上に比べその睡眠時間が短くなつたと考えられる。

文化的生活時間は平日と休日でちがつた傾向がでているので、週間合計を算出すると、1096分（18時間16分）→1206分（20時間6分）→1232分（20時間32分）と年令の高いものに多い傾向がみられる。またその内容についても平日と休日でちがつた傾向がみえるから週間合計を算出すると、次表の通り（第105表）交際、休息の時間は高年令者に多くなるが、雑談ははつきりせず、教養娯楽時間ではむしろ低年令のものが多い。すなわち家庭の主婦は年令が高まるにつれて、身体の休息や交際の必要性が高まり、またその時間を生み出せるに対し、年令の若いものはその生活欲求にもとずいて少ない時間をむしろ少しでも教養娯楽の方にあてようと努力することが分る。

第105表　年令別にみた家庭婦人の週間の文化的生活時間

	～30才	～46才	～50才
	分	分	分
教養娯楽	534	527	488
交際	153	204	229
休息	152	200	280
雑談	222	202	259
その他	35	73	26
計	1,096 (18時16分)	1,206 (20時6分)	1,232 (20時32分)

第106表　年令別家庭婦人の週間家事作業時間

	30才未満	30～40才	40～50才
	分	分	分
炊事	1,230	1,270	1,358
裁縫	1,244	1,193	1,349
洗濯	381	336	295
買物	341	376	479
掃除	397	370	339
その他	189	273	225
計	3,782 (63時間2分)	3,818 (63時間38分)	4,045 (67時間25分)

第52図　年令別家庭婦人の週間家事作業時間

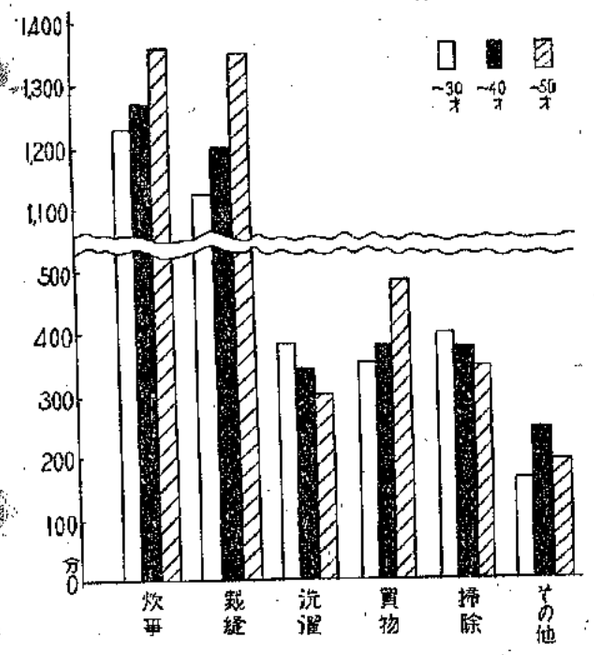

第107表　年令別の家庭婦人の教養娯楽時間

	平日 30才未満	平日 30～40才	平日 40～50才	休日 30才未満	休日 30～40才	休日 40～50才
	分	分	分	分	分	分
読書	20	12	6	12	12	1
新聞	19	23	17	17	20	13
かきもの	4	2	2	2	1	1
ラジオ	26	26	29	27	26	43
みる娯楽	3	7	4	14	1	23
する娯楽	–	–	–	1	–	–
その他	4	7	8	5	5	11
計	76	77	66	78	65	92

（2）家事作業時間

年令別の家事作業時間は、全体として高年令者に多いのであるが、いま週間の時間を推計すると次表の通りであつて、30才→40才→50才未満と増加するのは、炊事、裁縫、買物の三者であり、逆に減少するのは洗濯、掃除の二つである。後の二つはやや重い仕事であるし、前者は世帯人員の増加がいや応なしに主婦の家事時間をふやしたものと考えられよう。

（3）教養娯楽時間

一般的にいえば、若い者に比べ年寄りの時間の少なくなるのは、読書、かきものであつて、逆に増加するのはラジオ、「みる娯楽」その他の時間であり、新聞よみは中間の40才未満が多い。すなわち、年令が高まると読書や新聞よりラジオにとりつき易くなることを示している。しかし読書、かきもの、「みる娯楽」時間を除くと、年令によるちがいは決定的とはいえないようである。

この関係を鮮明にするために、週間の時間を推計すると第108表のようになる。

第108表　週間の教養娯楽時間
— 家庭婦人の年令別 —

	30才未満	30～40才	40～50才
	分	分	分
読書	132	84	37
新聞	131	158	115
かきもの	26	13	13
ラジオ	183	182	217
みる娯楽	32	43	47
その他	30	47	59
計	534 (8時間54分)	527 (8時間47分)	488 (8時間8分)

第5節　同居人員別にみた家庭婦人の生活時間

同居世帯人員が多い場合と少ない場合で家庭生活の中心者である妻の生活時間は相異するはずであるが、第109表は平日並に休日の内容を示したものである。

これによると、はつきりした傾向のみられるものもあるが、ある場合には平日と休日と別の動きを示すものがあるから、綜合的にみるために週間の1日当り平均時間（推定）を示したのが第110表である。次にこの綜合生活時間を中心にして考察を加えたい。

第109表　同居人員別にみた妻の生活時間

		平日						休日					
		2人	3人	4人	5人	6人	7,8人	2人	3人	4人	5人	6人	7,8人
内職		分 56	分 19	分 20	分 23	分 26	分 86	分 44	分 17	分 11	分 23	分 30	分 76
生理的	睡眠	447	449	458	460	437	407	513	516	533	508	479	460
	食事	65	75	82	79	86	80	69	74	81	77	84	85
	身の廻り	71	65	62	56	58	58	86	63	63	71	70	61
	医療	23	5	8	2	1	3	11	6	8	—	1	4
	小計	606 (10時間6分)	594 (9時間54分)	610 (10時間10分)	587 (9時間47分)	582 (9時間42分)	548 (9時間8分)	679 (11時間19分)	659 (10時間59分)	685 (11時間26分)	656 (10時間56分)	634 (10時間34分)	610 (10時間10分)
家事的	家事作業	519	548	555	568	576	543	470	501	511	518	540	566
	育児	19	127	95	93	108	96	10	76	75	86	96	60
	小計	538 (8時間58分)	675 (11時間15分)	650 (10時間50分)	661 (11時間1分)	684 (11時間24分)	639 (10時間39分)	480 (8時間)	577 (9時間37分)	586 (9時間46分)	604 (10時間4分)	637 (10時間37分)	626 (10時間26分)
文化的	教養娯楽	124	66	84	67	53	72	138	77	67	51	70	64
	交際	39	20	24	30	22	29	39	38	26	30	17	17
	休息	35	30	21	30	30	29	26	32	27	27	23	22
	雑談	38	28	24	29	32	37	29	34	32	40	25	25
	その他	3	8	7	13	11	—	5	6	6	9	5	—
	小計	240 (4時間)	152 (2時間32分)	160 (2時間40分)	169 (2時間49分)	148 (2時間28分)	167 (2時間47分)	237 (3時間57分)	187 (3時間7分)	158 (2時間38分)	157 (2時間37分)	140 (2時間20分)	128 (2時間8分)
合計		1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440

先ず内職の時間であるが、2人が多く、3,4人と少なく、7,8人は急に多くなる。すなわち中くぼみの形であるが、これは第1篇で示した事実と対応するもので、子供のない2人世帯では内職をし易いが、子供をもつ3,4人世帯では少なくなり、世帯人員が多くなると生活の苦しさと他に家事手伝がいるため、より多くの時間を内職に向けることができるようになる。

家事作業時間は2人世帯が特に少ない。また育児の時間も同様であつて、2人すなわち子供のない場合には殆んどゼロに近いが(調査結果で18分とあるのは自分の子供の相手ではない)、3人以上になると激増し、何れも1時間半以上になる。かくて家事的生活時間は2人の場合は8時間50分にすぎないが、3人以上では11時間前後に達する。ここで注意すべきは3人以上においても同居人員別に若干増減がみられる点である。育児時間は3人が多く4人以上では少ないが、これはおそらく初生児をかかえ、手数をかける為であろうと思われる。また、家事作業では、3人から5，6人にかけて541分（9時間1分）→571分（9時間31分）へと約30分漸増しているが、7,8人世帯では遂に546分（9時間6分）へとおちている。これは内職時間が7,8人世帯に多く、その圧迫が加わるために生じた現象であつて、いまこの二つを加えた時間でみると、3人560分（9時間20分）→4人68分（9時間28分）→5人584分（9時間44分）→6人598分（9時間58分）→7,8人631分（10時間31分）へと増大する。すなわち、同居人員の多くなるにともない、一般的には家事作業時間は多くなるのであるが、それが一部明確な形でみられないのは、内職時間があるためである。なお2人世帯の場合内職と家事作業を加えると566分(9時間26分)で3人並に4人世帯と大差ないが、育児を考慮すれば後者と階段のちがいがある。

第110表　同居人員別にみた妻の推計週間1日当り生活時間
— 主要なもののみ —

		2人	3人	4人	5人	6人	7,8人
内職		分 54	分 19	分 19	分 23	分 27	分 85
生理的	睡眠	456	459	469	458	443	415
	食事	66	75	82	79	86	81
	身の廻り	73	65	62	58	60	58
家事的	家事作業	512	541	549	561	571	546
	育児	18	120	92	92	106	91
	小計	530 (8時間50分)	661 (11時間1分)	641 (10時間41分)	653 (10時間53分)	677 (11時間17分)	637 (10時間37分)
文化的	教養娯楽	126	67	82	65	70	71
	交際	39	23	24	29	21	27
	休息	35	30	22	30	29	28
	雑談	37	29	25	31	31	35
	その他	3	8	7	12	10	—
	小計	240 (4時間)	157 (2時間37分)	160 (2時間40分)	167 (2時間47分)	161 (2時間41分)	161 (2時間41分)

食事と身の廻りでは逆の傾向があり、食事時間は2人が少なく3人以上が多く、身の廻り時間は逆に2人は多く、3人以上が少ない。これは子のない場合には身の廻りに時間をさく余裕があるに対し、3人以上ではそれが乏しくなり、子供の世話をしながら食事をするのでどうしても食事時間がかかるようになるためである。但し上記の二つの傾向は、3人と4人以上の間でのみみとめられ、4人以上の間では殆んど相異がない。

文化的生活時間は2人と3人以上で甚しく相異し、3人以上では大差がない。この傾向は教養、娯楽時間に最も端的に現われているが、2人世帯の妻は2時間7分をあてるに対し、3人以上では55分～1時間22分と約半分に近い。すなわち、子のない2人世帯の場合にのみその主婦は幾分多くの時間を教養、娯楽やその他の文化的生活にあてることができ、また現実にそれを確保しているのである。

結論的にいえば、主婦が子供を生むと、彼女は内職の時間を生み出しにくくなるばかりでなく、文化的生活をたのしむ余裕さえ失つて行くことになる。

第6節　授乳中の子供をもつ家庭婦人の生活時間

乳児の有無によつて家庭婦人の生活時間は非常に相異する。

第111表と第53図は乳児をもつ場合ともたない場合の家庭婦人の生活時間内容を対比したものである

が、はつきりとみられる相異点は、乳児をもつ婦人の育児時間ははるかに多く（但し家事作業時間は殆んどちがわない）、文化的生活時間、睡眠時間、内職時間の三つが少ないということである。乳児のいない場合の育児時間は49分であるが、乳児をもつ婦人では2時間41分で倍をこえる。またこの内訳をみると乳児なしの婦人は全部が子供の相手であるが、乳児をもつ場合には2時間1分でこれだけでも倍をこえ、この時間の相当部分が乳児の世話であることが分る。またこの他40分の授乳時間がみられるが実際の授乳時間はこれより幾分多いと思われる。

第111表　乳児の有無別にみた家庭婦人の生活時間

		平日		休日	
		乳児あり	なし	乳児あり	なし
		分	分	分	分
内職		11	45	12	36
生理的	睡眠	427	461	495	520
	食事	81	77	81	77
	身の廻り	62	61	65	68
	医療	3	7	6	3
	小計	573（9時間33分）	606（10時間6分）	650（10時間50分）	668（11時間8分）
家事的	家事作業	556	553	506	520
	育児	161	49	126	32
	小計	717（11時間57分）	602（10時間2分）	632（10時間32分）	552（9時間12分）
文化的	教養娯楽	57	89	56	86
	交際	24	29	29	29
	休息	26	28	28	27
	雑談	27	32	27	37
	その他	5	9	6	5
	小計	139（2時間19分）	187（3時間7分）	146（2時間26分）	184（3時間4分）
合計		1,440	1,440	1,440	1,440
人員		105人	142人	105人	142人

第53図　乳児の有無別にみた家庭婦人の生活時間

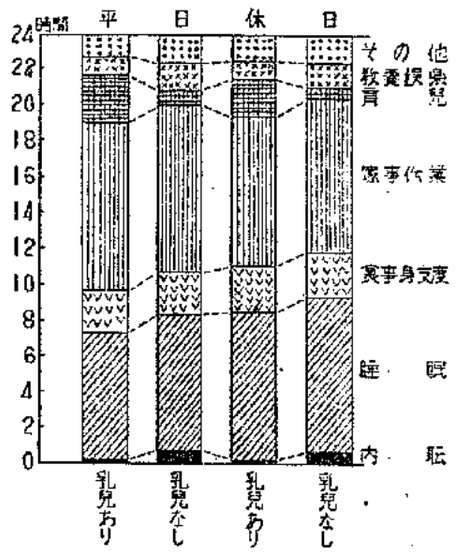

このように育児時間全体が平日1時間50分余休日1時間半も多いのであるから、この時間差のしわよせは他の生活時間に及んで行く。内職時間は約30分、文化的生活時間は約50分、睡眠時間は平日34分、休日25分だけ圧縮をうけるが、これによつても文化的生活時間へのしわよせが最も多いことが分る。加うるに、乳児がいると、主婦の家事作業、教養娯楽あるいは睡眠などを断続的にし、その質的内容を低下させるが、とのうちとくに睡眠の中断が婦人に与える影響はまことに深刻であつて、さきの時間の短縮（平日では7時間7分にすぎぬ）と相まつて、婦人の疲労を高め、生活を無気力にさせる。

乳児の有無による生活時間への影響は上記のものだけではない。家事作業時間は平休日とも両者間でちがいはほとんどみられないが、その内容をみると、毎日の生活にとつて時間短縮の余地に乏しい炊事時間は大差はないが掃除と裁縫時間については乳児をもつ婦人が少なく、そのかわりに洗濯時間はかえつて多くなる。洗濯時間の増加分は「おむつ洗い」が主であることはいうまでもないが、これが他の家事

第112表　乳児の有無別にみた家庭婦人の家事的生活時間

		平日		休日	
		乳児あり	なし	乳児あり	なし
		分	分	分	分
家事作業	炊事	182	181	172	182
	裁縫	172	190	143	154
	洗濯	66	37	65	37
	買物	50	55	53	62
	掃除	49	59	40	47
	家の修理	1	5	4	7
	まきわり	2	4	2	2
	畑仕事	4	2	5	7
	他	30	21	22	22
	計	556（9時間16分）	553（9時間13分）	506（8時間26分）	520（8時間40分）
育児	授乳	40	0	37	0
	子供の相手	121	49	89	32
	計	161（2時間41分）	49	126（2時間6分）	32

第113表　乳児の有無別にみた家庭婦人の教養娯楽時間

	平日		休日	
	乳児あり	なし	乳児あり	なし
	分	分	分	分
読書	10	16	7	12
新聞	16	25	16	22
かきもの	2	3	1	1
ラジオ	21	30	23	33
みる娯楽	3	6	2	13
する娯楽	—	—	—	—
趣味	—	1	1	—
他	5	6	6	5
計	57	89	56	86

作業時間を短縮させている。

文化的生活時間に対する圧縮は主に教養娯楽時間がうけ、交際、休息、雑談などについてはさほど決定的なちがいはみられない（教養娯楽時間は乳児ナシの平日89分休日86分に対し乳児アリではわずか57分と56分で約30分も少なく、比率では60%に近い）。このように文化的性格の濃厚といわれる時間が切下げられることは注目しなければならないがこのなかでも「みる娯楽」、読書などの最も文化的な生活時間が相対的により多く圧縮され、乳児のいない家庭婦人の約半分となつている。

まことに乳児の存在が主婦の生活時間内容の低下をもたらすことは歴然たるものがあり、彼女は乳児哺育のために多大の犠牲を負わされていることが知られる。

第7節　家事担当人員別にみた家庭婦人の生活時間

あとでもくわしく分析するように、既婚労働者の妻は最大の家事担当者であるが、他に家事担当者がいる場合には理論的にはその負担が軽くなるはずである。そこで一応、他に家事担当者が——18歳以上の婦人の意味——いるかどうかで妻勤労働者の主婦を分類すると、202世帯は主婦のみ、45世帯は他に婦人がいる世帯であつた（このうち他に婦人が2名いるのは1世帯で、44世帯は他に1人の婦人がいるだけである）。

さきの調査では、婦人労働者の場合他に婦人がいるといないとで確然たる相異がみられ、本人のみが家事担当者の場合には、家事的生活時間がぐつと多く、文化的生活時間は非常に少なかつた。今回の場合は主婦であるが、第114表に示したように、家事担当者が2人の場合には内職時間が多く（平休日とも20分多い）、こういう世帯では内職時間を生み出し易いことを示しているが、家事作業については殆んどちがいがなく、育児時間については2人以上の場合の方が多い時間をあてている。必要な家事作業時間は世帯人員によつても影響をうけるが夫々の型に含まれる世帯人員の構成にちがいがあるので、同居人

員別にみるとやつぱり本質的なちがいはない（第115表）。

また、睡眠時間をみると、家事担当者1人の場合がかえつて平日14分、休日14分多く、おそらく確実な傾向といえないであろうが、予想されるように家事担当者2人の場合主婦が充分な睡眠をとるという事実はみられない。また、社会的文化的生活時間についても同様であつて、2人以上の婦人のいる場合の方がかえつて少なく（週間でみると19時間39分対18時間28分で1時間11分少ない）、教養娯楽時間についてはもつと歴然たる相異がみられる（週間では9時間5分対7時間21分で差は約1時間30分、比率では20%も少ない）。

第114表　家事担当人員別の生活時間
— 家庭婦人 —

		休日		平日	
		1人	2人以上	1人	2人以上
		分	分	分	分
内職		22	42	27	46
生理的	睡眠	511	497	449	435
	食事	78	79	78	81
	身の廻り	68	68	61	62
	医療	5	2	7	2
	小計	662 (11時間2分)	646 (10時間46分)	595 (9時間55分)	580 (9時間40分)
家事的	家事作業	516	516	553	561
	育児	69	88	97	93
	小計	585 (9時間45分)	604 (10時間4分)	650 (10時間50分)	654 (10時間54分)
社会的・文化的	教養娯楽	77	57	78	64
	交際	29	24	25	30
	休息	28	23	27	33
	雑談	31	35	29	29
	その他	6	9	9	4
	小計	171 (2時間51分)	148 (2時間28分)	168 (2時間48分)	160 (2時間40分)
合計		1,440	1,440	1,440	1,440
人員		202人	45人	202人	45人

ここで留意すべきは、他に婦人がいるというのは、主に母すなわち「しゆうとめ」である点である。この母は後述するように炊事や種々の家事を担当するのであるが、理論的にはその担当分だけ主婦の負担が軽減されるはずであるが、それが明らかに出ないのは種々の理由がある。第一はさきに示した内職時間の増加である。しかしこれだけでは充分な説明にはならない。第二は家事そのものはやればやるだけいくらでもあるような仕事であつて、きりがないということである。第三はしゆうとめの存在であつて、かりに母が手伝つたにしても、その分だけ主婦の時間を教養娯楽に向けるという形の体勢が確立されていず、むしろ一層家事に精励することが必要とされるような原則が存在する事実である。すなわち、同一の世帯内に母「しゆうとめ」がいるからといつて、主婦の家事負担が時間的にみて著しく軽減されることはみられないのであつて（質的にちがいがあるかという点については明かにできない）、ここにも家庭の民主化の問題が存在しているようである。

第115表　婦人の数別にみた同居人員別家庭婦人の家事作業時間
（推定1週間分）

	1人	2.3人
	分	分
2人	3,584	-
3人	3,729	4,274
4人	3,797	4,439
5人	4,135	3,389
6人	4,050	3,857
7,8人	3,588	4,037
平均	3,834	3,882

第8節　夫の勤労収入時間別にみた家庭婦人の生活時間

さきに（第1章第2節）壷勤労働者について勤務のために費される時間の長短が、生活時間構造にどんな影響を与えるかについて検討したのであるが、夫と協同生活をいとなみ、それの身の廻りの世話をする妻の生活時間構造にもその影響は強くきざまれるはずである。（但しここで検討するのは、壷勤労働者の家庭婦人である）。

第54図　夫（壷勤者）の勤務通勤時間別にみた家庭婦人の生活時間（平日のみ）

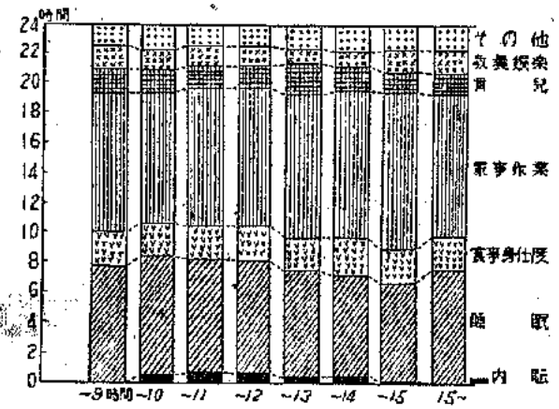

内職時間の長さは、夫の勤務通勤時間の長さと内的な必然的関係は一応ないものと考えてこれを除外すると、次のような傾向が現われている（第116表、第54図）。

妻の睡眠時間は夫の勤務通勤時間が12時間をこえる頃から次第に低下し始め（それまでは7時間半前後）、15時間未満では6時間34分におち、15時間をこえると、逆に7時間34分に増加する。15時間未満までに夫の睡眠時間の動きと相似した面があるのは、夫と共に就寝する傾向がつよいためであつて、夫の長い勤務通勤時間は妻の生活時間にも強い制約を与え、睡眠時間を短くさせる結果をまねくことが分る。

「群」　これと同じことは、厚生省調査の場合にも現れている。

第116表　夫（壷勤者）の勤務通勤時間別にみた家庭婦人の生活時間（平日のみ）

種別 ＼ 勤務・通勤	~9時間	~10	~11	~12	~13	~14	~15	15時間以上
	分	分	分	分	分	分	分	分
内職	-	28	37	44	17	25	13	-
生理的生活 睡眠	458	471	446	452	430	404	394	454
食事	143	141	146	139	134	154	126	128
身の廻り	-	7	4	11	3	-	1	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
計	(10時間1分) 601	(10時間19分) 619	(9時間56分) 596	(10時間2分) 602	(9時間25分) 565	(9時間18分) 558	(8時間40分) 520	(9時間51分) 591
家事的生活 家事作業	556	521	553	546	577	592	644	559
育児	101	93	91	88	120	100	82	91
小計	(10時間57分) 657	(10時間14分) 614	(10時間44分) 644	(10時間34分) 634	(11時間37分) 697	(11時間32分) 692	(12時間6分) 726	(10時間50分) 650
文化的生活 教養娯楽	87	80	74	78	65	54	86	101
交際	13	36	18	24	37	25	17	3
休息	20	27	32	25	26	38	24	42
雑談	54	29	34	23	28	22	43	47
その他	8	7	5	10	5	26	11	6
小計	(3時間2分) 182	(2時間59分) 179	(2時間43分) 163	(2時間40分) 160	(2時間41分) 161	(2時間45分) 165	(3時間1分) 181	(3時間19分) 199
計	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
人員	4	45	68	65	37	12	9	7

ところが、15時間をこえると夫と逆に睡眠時間が増加するのは、夫が残業で徹夜になるか深夜に帰る

から、妻は早くねて終うためであつて、この場合には両者の関係は一応中断される。

これに対し、主婦の1日の3分の1以上を費す家事作業時間は夫の勤務通勤時間12時間までは大同小異であるが、これをこえると若干増加する傾向があり、12時間未満の場合の家事作業時間9時間6分は14時間～15時間の場合には10時間44分に達し、これをこえると一般の場合と大差ない時間におちる。これは夫の帰りがおそいために、それをまつ時間を家事作業にあてたためであつて、家事時間が多いために睡眠が短くなつたわけではない。——但し、夫をまち、その身の廻りを世話するという「義務」が就寝をおくらせた点では深い関係があるが。

文化的生活時間は、夫の勤労牧入時間の増加にともない幾分減少し、14時間をこえると増加する傾向がみられる（9時間未満の182分（3時間2分）から→160分（2時間40分）→199分（3時間19分）へと変化）。これは夫が早く帰るときには共に文化的生活をたのしむ余地が多いが、帰りがおそくなると次第に減少し、又余りおそいと若干夫を待つ時間をこれにあてることが推定されるが、その増加はわずかであるから手待時間の大部分はむしろ家事作業の方に当てられることが知られる。

すなわち、共同生活をいとなむ妻にとつて夫の長い勤務のための時間は、平生から少ない主婦の睡眠時間を一層減少させ、生理的再生産を危殆におちいらせる危険性をはらんでいるといわなければならない。（特に14～15時間の層では平均わずか6時間34分であるが、おそらく一部の主婦が6時間にみたない睡眠をしたことを示すものであろう）。

第55図　特殊勤務者の家庭婦人の生活時間

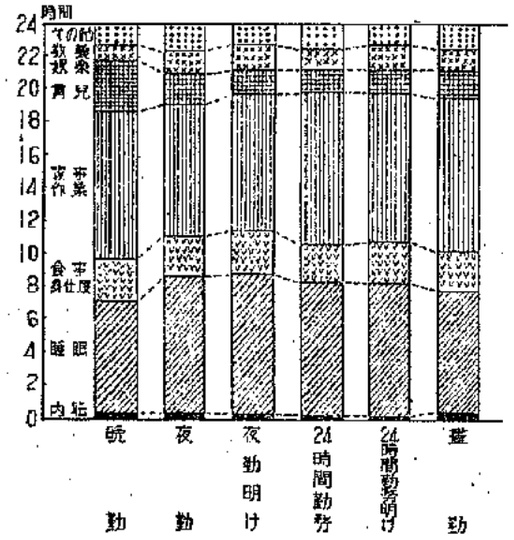

第9節　夫の勤務様式別にみた家庭婦人の生活時間

夫の勤務様式のちがいはその妻の生活時間に何らかの影響を与えるはずである。ただ同一人がすべての勤務様式を行つた場合の生活時間の変化を追求したものではなく同時に異つた世帯について調査したのであるから、夫々の個人——夫と妻——の特殊性が投影されているし、また世帯数が少ないので十分なことはいえない欠点がある。だから非常にはつきりと現われた傾向のなかから、勤務様式による影響と思われるものを抽出する他はない。

第117表は特殊勤務者の妻の生活時間を示したものであるが、先ず晩勤者の妻からみると、彼女の起床時間は昼勤者よりはおそいが、就床時刻は夫の帰宅時刻のおそいのに対応して約30分もおそくなるので、結局その睡眠時間は短くなり、昼勤者の妻の7時間26分に対し6時間52分と30分も少ない。家事作業時間は表示の通り昼勤者とちがわないが育児時間はぐつと多い。後者は対象世帯の特殊性であるが、夫の帰りをまつために家事作業時間が長

第117表　特殊勤務者の家庭婦人の生活時間

		晩勤	夜勤	夜勤明け	24時間勤務	24時間勤務明け	昼勤
		分	分	分	分	分	分
内職		19	15	15	9	10	31
生理的	睡眠	412	496	511	491	494	446
	食事	69	78	82	81	79	79
	身の廻り	54	62	78	55	71	61
	医療	30	3	1	–	–	6
	計	565 (9時間25分)	639 (10時間39分)	672 (11時間12分)	627 (10時間27分)	644 (10時間44分)	592 (9時間52分)
家事的	家事作業	543	497	488	553	537	554
	育児	175	103	93	79	79	96
	小計	718 (11時間58分)	600 (10時間)	581 (9時間41分)	632 (10時間32分)	616 (10時間16分)	650 (10時間50分)
文化的	教養娯楽	48	92	87	77	92	75
	交際	34	34	28	58	28	27
	休息	17	30	30	19	19	27
	雑談	35	27	24	17	23	30
	その他	4	3	3	1	8	8
	計	138 (2時間18分)	186 (3時間6分)	172 (2時間52分)	172 (2時間52分)	170 (2時間50分)	167 (2時間47分)
合計		1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
起床時刻		6時16分	5時57分	6時00分	5時34分	5時50分	5時21分
就床時刻		22.53	21.26	21.10	21.10	19.51	21.41

くなつたことは推定される。なぜかといえば、もしそうでなければ育児によつて家事作業時間自体がもつと圧縮されたはずである。

文化的生活時間は昼勤者より少ないが夫の帰りをまつ時間を読書などの時間にまわさない主婦の生活時間の特質は特記すべきであろう。

夜勤者の妻は夫が帰宅しないので早くねる。そのため睡眠時間はぐつと長く8時間16分であるが、夜勤明けの日の方はもつと早寝するために8時間31分の睡眠をとつている。この点妻の立場からみると晩勤はいうまでもなく昼勤者（7時間26分）よりも有利な睡眠がとれることになる。

夜勤並に夜勤明けの家事作業時間はぐつと少なく8時間余で、晩勤者と50分の差がある。他方文化的生活時間は晩勤者より約50分多く、特に夫の帰らない夜勤日のそれは昼勤者の平日よりも20分余計に費している。すなわち、妻の生活全体よりみれば、夜勤日は晩勤はいうまでもなく昼勤よりもゆつたりした生活が可能となる。

24時間勤務並に勤務明けの生活時間は基本的には夜勤明けの場合と相似している。やはり早寝するため夜勤者の場合と同様に8時間以上の睡眠をとつている。また家事作業時間は夜勤者の妻よりは長く晩勤者の妻に近いが、育児時間はぐつと少ないから、家事的生活時間は晩勤者よりはるかに短い。また、文化的生活時間は昼勤者に近く晩勤者よりは多い。

少数例のため慎重な規定をする必要があるが、以上を要約すると、夫の場合には昼勤者の生活時間構造が最も良好で、昼勤→晩勤→夜勤→24時間勤務と条件が悪くなるが、妻の場合には夜勤並に24時間勤務→昼勤→晩勤の順に悪い。すなわち、夫と妻とでことなつた影響をうけるわけである。ここに主婦の生活時間の他律性が現われている。

第10節　勤務をもつ妻の生活時間

ここでは400世帯のなかにみられた勤務をもつ妻8名についてその生活時間を考察する。

「註」 質問調査では4名しか勤務者がいなかつたが、ここで8名見出されたのは、一部は臨時雇が含まれたためである。

少数例であるから余り詳しい分析はしないが、平日には勤務8時間15分、通勤1時間11分で計9時間26分が勤労収入のために費されている。この時間は夫に比べると約1時間半短いが（夫は畫勤11時間3分）、通勤時間は片途35分で夫よりは15分少なく、婦人の通勤圏の狭いことを示している。この他11分の内職時間があるが、勤務をもちしかも家事作業に相当の時間をさきながら、わずかにせよ内職時間がみられるのは涙ぐましいという他はない。

第118表　勤務をもつ妻の生活時間

		平日	休日
		分	分
収入生活	勤務	495	–
	通勤	71	–
	小計	566	–
	内職	11	–
	計	577（9時間37分）	–
生理的	睡眠	457	539
	食事	44	81
	身の廻り	74	93
	医療	–	–
	小計	575（9時間35分）	713（11時間53分）
家事的	家事作業	183	616
	育児	3	8
	小計	186（3時間6分）	624（10時間24分）
文化的	運動	–	11
	教養娯楽	54	61
	交際	15	10
	休息	19	–
	雑談	10	21
	その他	4	–
	小計	102（1時間42分）	103（1時間43分）
合計		1,440	1,440

睡眠時間は畫勤者の妻に比べると幾分多いが、平日7時間37分で3時間をわり、勤務時間のない休日に8時間59分がとられている。週間平均をとれば8時間に近いが、幾分それを下廻る。

家事作業は夫とちがい平日3時間3分、休日10時間16分見出される。これは夫に比べ平日は約3時間、休日には約7時間半も多いが、この結果、前述した通り睡眠は夫よりも平日約30分、休日45分短くなり、文化的生活時間は平日45分、休日約5時間も短くなる。

社会的文化的生活時間は平日1時間42分休日1時間43分でほとんど相異がなく、彼女にとつて、休日はリクリエーションにならぬのであるが、平日の勤労収入と家事を加えたものが

第56図　勤務をもつ妻の生活時間

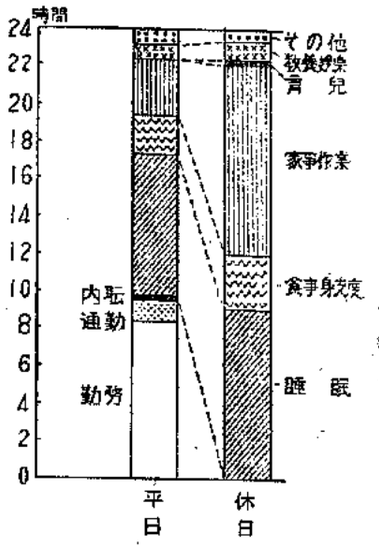

第119表　勤務をもつ妻の家事作業並に教養娯楽時間

		平日	休日
		分	分
家事作業	炊事	99	161
	裁縫	54	172
	洗濯	8	52
	買物	7	125
	掃除	12	68
	家の修理	–	–
	子のお守り	0	24
	畑仕事	–	8
	その他	3	6
	計	183（3時間3分）	616（10時16分）
教養娯楽	読書	8	–
	新聞	16	10
	かきもの	2	–
	ラジオ	28	39
	みる娯楽	–	–
	する娯楽	–	–
	趣味	–	–
	他	–	12
	計	54	61

12時間43分、休日は家事だけで10時間24分で、休日が2時間19分余り短いが、この短縮部分も睡眠時間にあてられ、文化的生活を楽しむ余裕が生じていない。

家事作業の内訳は第119表に示したが、彼女は平日でも1時間半余を炊事にあて、54分も裁縫をしている。休日にはこの時間は夫々2時間41分と2時間52分となり、家庭婦人の休日に近い時間であるが、週間とすれば家庭婦人に比べはるかに少ない。こうして他に家事担当者がいないため家事は渋滞しがちになる。くわしいことはのべないが、勤務をもちながら主婦としての仕事を実質的に負担するには、異常な努力が必要であつて、他の條件が同じだとすれば殆んど不可能であろう。

教養娯楽時間の内容は第119表に示した通りであるが、少数例とはいいながら、読書時間が殆んどゼロに近いという事実、新聞よみの時間も家庭婦人よりも非常に少ないことが分る。このように非文化的な生活をいとなむ勤労婦人の生活を高めるためには、家事作業の合理化、協同化の他、夫の家事への協力が必要であるが、多大の犠牲をはらつて勤務する婦人の収入が1カ月4,000円見当にすぎないのは余りにも不釣合いである。

第120表　父母の生活時間

		父	母	
		無職	平日	休日
		時分	時分	時分
起床時刻		7. 02	6. 06	7. 08
就床 〃		21. 10	21. 27	21. 15
内職		分 –	分 22	分 29
生理的	睡眠	604	548	593
	食事	74	84	76
	身の廻り	75	62	65
	医療	–	19	10
	小計	753（12時間33分）	713（11時間53分）	744（12時間24分）
家事的	家事作業	154	312	327
	育児	60	128	98
	小計	214（3時間34分）	440（7時間20分）	425（7時間5分）
社会的・文化的	運動	9	–	–
	教養娯楽	137	75	57
	交際	83	45	27
	休息	173	88	89
	雑談	67	52	60
	その他	4	5	9
	計	473（7時間53分）	265（4時間25分）	242（4時間2分）
合計		1,440	1,440	1,440
人員		15人	39人	37人

第3章　その他世帯員の生活時間構造

今まで既婚男子労働者とその妻の生活時間について分析してきたのであるが、ここではそれ以外の世帯員について生活時間構造の特質をみて行きたいと思う。

第1節　父母の生活時間構造

（1）勤労収入時間

父は1名だけが勤務をもち（但し、その生活時間は示さない）.15名は無職であつたが、母の場合には勤務者はなく、39名のうちごく一部に内職をもつものがあつた。平均の内職時間は平日22分、休日29分であるが、この時間は家庭婦人の内職時間より幾分少ない（以下第120表参照）。

（2）生理的生活時間

父母の睡眠時間はともに長く、父は平均10時間4分、母は平日9時間8分、休日9時間53分就寝している（但しこの平休日は既婚労働者のものをとる）。この時間は労働者と妻の睡眠時間をはるかに上廻るものであるが、この場合も父に比べると母の時間が少なく、母には家事その他の雑事がひかえていることが若干影響を与えている。食事時間は妻に比べさして相異なく、母の身の廻り時間は妻と殆んど同じ位であるが、父の時間が若干

多いのは入浴が多いためである。

（3）家事的生活時間

家事作業時間で注意すべきは（第121表）、父と母とで階段のちがいがみられること（母の5時間余に対し父は2時間半）、父の主な家事作業の内容は畑仕事57分、まきわり31分、買物22分などで、炊事、裁縫、洗濯などの基幹作業が殆んどゼロであるのに対し、母では、家事作業時間の半分以上が上記の三つの基幹的作業にあてられ、ここでも既婚労働者と妻との間でみられたと同じ傾向が現われている。

父の家事作業時間は、休日における既婚労働者のそれと比較的相似しているが、内容はむしろそれを極端化した形をもち、夫の場合は若干の裁縫ならびに洗濯時間があつたのに対し、父ではゼロとなる。老令のためとはいえ、母も同じく老令であることを考えると、男子の特権をあらわしているといえるが、また他面家事については、従来婦人が分担してきたものであるため、父は不得手であり老婦人は役に立つためでもある。

第121表　父母の家事作業時間

	父	母	
	無職	平日	休日
	分	分	分
炊事	2	65	79
裁縫	–	99	102
洗濯	–	18	17
買物	22	32	23
掃除	15	38	58
家の修理	3	–	9
まきわり	31	0	2
畑仕事	57	21	5
その他	24	39	34
計	154（2時間34分）	312（5時間12分）	327（5時間27分）

母の家事作業時間は妻に比べるとぐつと少なく後者の60%に足らないが、妻の場合は休日の時間が減少するのに対し、母の場合平休日の時間的相異は余りみられない。妻に比べ母の家事作業内容の特質ともいうべき点は、炊事と洗濯の時間が夫々3分の1にすぎず、この種の家事作業時間について最も大きなちがいがあること、裁縫は約2分の1でこれに次ぎ、買物、掃除の時間は3分の2または余り相異がないこと、畑仕事の時間は逆に若干多いことなどである。また、まきわりのような重い作業は妻よりも少ない。すなわち、母はその家庭内における地位、体力などにもとずいて、妻と若干異る家事作業時間の構造をもつのであるが、夫と妻、父と母との間にみられるような質的な相異はない。すなわち同質的なものの中における相異ともいうべきものである。

なお、育児の時間は父は1時間、母は平日2時間、妻は1時間38分で母の方がはるかに多いが、前者は夫の休日と殆んど同じく、後者は妻の平休日よりも若干多い。すなわち、母は妻以上に多くの育児の時間をもつと考えてよい（もし母と同居する妻の時間と比較すれば相異はもつと拡大したであろう）。

（4）社会的文化的生活時間

父母の社会的文化的生活時間についても著しい相異がある。父は約8時間をこれにあてるが、母は4時間余りすぎず、割合からいえば後者は前者の60%にもみたない時間である。また、父は教養、娯楽交際、休息により多くの時間をあて、若干の散歩の時間さえもつているが、母では散歩は全然みられず、上記の時間について何れも半分ないしそれ以下である。教養娯楽時間の内容では、父は27分の読書時間をもつが、母はわずか10分にすぎず、新聞をよむ時間も父の34分に対し母は12分である。また母

第122表　父母の教養娯楽時間

	父	母	
		平日	休日
	分	分	分
読書	27	10	5
新聞よみ	34	12	10
かきもの	2	–	1
ラジオ	60	39	38
みる娯楽	7	10	–
する娯楽	2	–	–
趣味	–	–	–
その他	5	4	3
計	137（2時間17分）	75（1時間15分）	57

には「する娯楽」の時間は全然なく、ラジオをきく時間も父の60%にすぎないが、「みる娯楽」の時間だけが父と殆んど同じである。すなわち、夫と妻との生活時間における相異と同じものがここにもみられる。

父の生活時間を夫と比べると、社会的文化的生活時間全体は夫の休日よりも多いのであるが（夫は平日2時間27分、休日6時間47分）、内容的には教養娯楽時間が少なく、休息時間は3時間に近く（夫休日42分）夫の5倍をとえ、雑談、交際時間もやや多く、運動時間は幾分少ない。また「みる娯楽」も「する娯楽」もはるかに少なく（夫の20分と16分に対し、父は7分と2分）ラジオと新聞の時間が接近しているだけで（新聞よみ夫36分、父34分）、読書時間も約半分である。すなわち、老令者になると肉体的なおとろえを反映して、休息時間がぐつとふえ、他のもの特に積極的な行動をともなう生活時間（例えば「みる娯楽」「する娯楽」など）は非常に減少することになる。

母の社会的文化的生活時間は、妻よりも約1時間も多いのであるが（妻2時間48分、母4時間2分）その多い部分は主に休息と雑談の時間であつて、教養娯楽時間はかえつて少ない。また、そのうち新聞、読書時間は幾分少ないが、ラジオなどの休息してたのしめる時間については反対に多い傾向がある。すなわち、夫と父との間にみられたものと同じような相異が妻と母の間にも見出されるわけである。

以上父と母の生活時間内容を分析して知られるのは、両者のちがいは夫と妻との生活時間構造の相異と類似点をもつが、何れもその家庭内における地位や、老令者たることにもとずいて、老人的な時間構造をもち、生理的再生産に重点をおいた生活がいとなまれていることである。

第2節　未婚男女の生活時間構造

未婚男子は全部労働者であるが、未婚女子の場合には、無職者と労働者の二つがあつた。だからこの三つの型別にその生活時間の内容をみる。

（1）平日における男女労働者の生活時間

勤労收入時間は男子10時間11分、女子10時間であつて殆んど同じであるが、このうち純勤務時間と通勤時間は女子の方が長く、純勤務外の時間は男子が多い。さきの調査によつて婦人の通勤圏の短いことが知られたのであるが、この場合、逆に婦人の通勤時間が長いのは、調査対象が少ないだけでなく、ごく若い労働者だけがとらえられたためとみてよい。現に、既婚労働者に比べると、勤務時間は約30分、通勤時間は30分又はそれ以上少ないのであつて、この意味では婦人労働者の通勤圏のせまいという原則がくつがえされるわけではない。何れも内職時間はゼロ又はそれに近い。

睡眠時間は男子8時間、女子8時間15分であつて、既婚労働者と殆んど同じか又はそれより幾分少ないが、ここでは女子の方が男子に比べてより多いという傾向がみられる。これもさきの調査と異る点であ

第123表　未婚男女の生活時間

		労働者 平日 男	労働者 平日 女	労働者 休日 男	労働者 休日 女	無職女 平日	無職女 休日
		時分	時分	時分	時分	時分	時分
起床時刻		6.58	6.23	7.53	7.30	7.13	6.49
就床時刻		22.09	22.06	22.01	20.30	21.05	21.11
出宅時刻		8.10	8.27	–	–	–	–
帰宅時刻		18.36	18.44	–	–	–	–
勤労収入		分	分	分	分	分	分
勤労	傍勤務	409	422	–	–	–	–
勤労	その他	128	94	–	–	–	–
勤労	計	537	516	–	–	–	–
勤労	通勤	73	84	–	–	–	–
勤労	内職	1	–	–	–	–	–
勤労	計	611 (10時間11分)	600 (10時間)	–	–	–	–
生理的	睡眠	480	495	580	543	581	584
生理的	食事の外の身の廻り	48	47	81	75	84	82
生理的	医療	49	78	62	81	71	56
生理的	小計	–	3	–	–	13	–
生理的	小計	577 (9時間37分)	623 (10時間23分)	723 (12時間3分)	699 (11時間39分)	749 (12時間29分)	722 (12時間2分)
家事的	家事作業	18	82	111	392	413	413
家事的	育児	2	5	10	24	25	–
家事的	小計	20	87 (1時間22分)	121 (2時間1分)	416 (6時間56分)	438 (7時間18分)	413 (6時間55分)
文化的	学校	67	33	69	25	–	–
文化的	運動	5	–	33	1	–	12
文化的	教養娯楽	112	60	383	130	117	93
文化的	交際	6	12	40	65	10	–
文化的	休息	17	8	42	21	85	144
文化的	雑談	24	14	29	58	41	56
文化的	その他	1	3	–	25	–	–
文化的	小計	232 (3時間52分)	130 (2時間10分)	596 (9時間56分)	325 (5時間25分)	253 (4時間13分)	305 (5時間5分)
	合計	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
	人員	23	21	14	16	6	5

るが、おそらく前述したと同じ理由に求められるであろう。

身の廻り時間が女子に多いのは当然であるし、家事作業も女子の方がはるかに多く、男子の18分に対し1時間22分をあてている。また学校へ行く時間が男子1時間7分、女子33分もみられるが、ここでは女子のそれが少なく、教養、娯楽、休息、雑談等にも女子の方が少ない時間をあてている。これは男子に比べて1時間余りも多い家事作業時間の「しわよせ」とみることができるが、社会的文化的生活時間の相異は、1時間42分にも及ぶ点は注目すべきであろう。

（2）休日における生活時間

休日には朝は男女とも1時間おそく起き、夜は殆んど同じ時刻（男）又は少しおそく（女子）ねるため、睡眠時間はぐつとふえ男子9時間40分、女子は9時間3分となる。前者は既婚男子と殆んど同じ時間であるが、後者は家庭婦人よりも若干多い（35分）。

家事作業時間は男女とも激増するが、男子は1時間51分で既婚男子の3時間34分よりもぐつと少なく、女子はそれよりはるかに多いとはいうものの、妻に比較すると約9時間少なく、母の時間よりは若干多い。すなわち、未婚女子労働者の休日における家事作業時間は、母と妻との中間に位するわけである。

年若い労働者が育児にあてる時間はごくわずかであるが、（男10分、女24分）、男女別では女子の方が小さい子供の世話をよりよくみるようである。

社会的文化的生活時間は平日に比べ激増し、男子約10時間、女子5時間25分となるが（平日の約2倍半に当る）増加率の甚しいのは、男子の運動、男女の交際、休息、教養娯楽等の時間であつて、時間的には教養娯楽時間の増加が最も決定的である。すなわち、休日には平生しなかつた交際のための時間も生れ、リクリエーションへも時間をさきうるわけであるが、男女間では、女子に雑談が多いだけで他は

男子の方がはるかに多い（女子には殆んど運動の時間がみられないが男子は33分をあてている）。

既婚男子に比べると、未婚男子労働者の社会的文化的生活時間は、総時間が3時間以上も多く、年令の若いために運動あるいは教養娯楽に著しく多い時間をあて、交際と雑談の時間はかえつて少ないという事実もある。いまその時間を示すと、運動時間は12分対33分、教養娯楽時間は3時間42分対6時間23分であり、交際時間は1時間13分対40分、雑談51分対29分である。すなわち、未婚男子は雑談や交際などよりは、運動、教養、娯楽の方をより重視する生活欲求、あるいは社会態度をもつていることが知られる。

（3）未婚女子の無職者

少数例ではあるが、職をもたない未婚女子の生活時間をみると、女子労働者よりはより長い睡眠時間をとり（9時間40分余）より長く家事作業に従事し（約7時間）、社会的文化的生活により多くの時間を費している。しかしながら社会的文化的生活時間の内容をみると、積極性の乏しい休息時間が多いだけで、交際時間は少なく、教養娯楽時間も実質的には余り大きなちがいはない。これらの婦人は、おそらく病弱な人々であろうと思われる。

なお主婦に比べると、睡眠時間は1時間余り多く、家事作業は約1時間40分少なく、社会的文化的生活時間は2時間前後多い。すなわち、無職の未婚女子は主な家事担当者ではないがそれに近い性格をもち未婚女子労働者の休日における生活時間とその構造は相似している。（家事作業時間は労働者の6時間56分に対し6時間53分、社会的、文化的生活は5時間25分対5時間5分で殆んど同じ）。

（4）家事作業時間

男子未婚労働者は平日には殆んど家事をしていないが、休日においても買物が主で、掃除は少なく、畑仕事と「まきわり」が幾分みられる程度である。この点、夫の方が掃除その他家事作業に従事する程度は高い。

女子未婚の場合には、平日には炊事と裁縫が夫々30分をこえ、この二つが全家事作業時間の3分の2以上を占める。休日には家事作業時間は5倍に増加するが、増加率の甚しいのは洗濯であつて、この家事作業は殆んど休日に行われることを物語つている。また炊事時間は34分が1時間7分に増加するだけであるが、裁縫時間は34分から3時間5分に増加し、また掃除も10分から50分になる。すなわち、この二つの作業も主に休日に行われることが知られる。男子に比べると基幹的家事作業に重点がおかれている点は注意せねばならぬが、「まきわり」と買物時間だけは男子の方がすぐれていることはこれらの仕事は男が応じ易いためであろう。

第124表　未婚男女の家事作業時間

	労働者 平日 男	労働者 平日 女	労働者 休日 男	労働者 休日 女	無職女 平日	無職女 休日
	分	分	分	分	分	分
炊事	2	30	5	67	84	124
裁縫	–	34	–	185	132	145
洗濯	1	2	3	60	64	31
買物	7	4	50	17	61	62
掃除	5	10	6	50	65	31
畑仕事	–	–	15	–	1	–
まきわり	–	–	13	–	–	–
その他	3	2	19	13	6	20
計	18	82 (1時間22分)	111 (1時間51分)	392 (6時間32分)	413 (6時間53分)	413 (6時間53分)

無職の未婚女子の場合には、平休日間で総作業時間にちがいはみられないが、休日における女子労働者に比べると、炊事時間と買物時間が多く、彼女の家事作業は一家の家事作業のなかで重要な地位を占めていることを物語る。

(5) 教養娯楽時間

男女労働者の間で平休日ともに教養娯楽時間に非常なちがいがあるが、先ず平日についてのべると、男子は女子の2倍だけ読書し、1.5倍の時間を新聞よみにあて、3倍だけラジオをきき、「みる娯楽」も2倍であり、男子のみに「する娯楽」がある（女子に「する娯楽」の欠除するのはこの場合だけではないことに注意）。また休日には何れも増加するが、女子の方は2.2倍になるだけであるのに対し、男子では3倍以上になり、男女差は益々拡大するばかりである。読書はぐつとふえ、男子では2時間17分、女子では33分となるが、男子の読書慾は旺盛である。しかるに書きものと新聞よみの時間は余り変化がない。

第125表　未婚男女の教養娯楽時間

	労働者				無職女	
	平日		休日		平日	休日
	男	女	男	女		
	分	分	分	分	分	分
読書	32	17	137	33	18	38
新聞	15	10	16	5	15	11
かきもの	7	5	9	5	7	−
ラジオ	24	7	70	40	48	44
みる娯楽	20	10	106	31	19	−
する娯楽	10	−	20	−	−	−
趣味	−	−	−	−	−	−
勉強他	4	11	25	16	10	−
計	112	60	383	130	117	93
	(1時間52分)	(1時間)	(6時間23分)	(2時間10分)	(1時間57分)	(1時間33分)

第3節　男女學生の生活時間構造

(1) 平日の生活時間

学生の生活時間構造はある意味で勤務者のそれと相似している。勤務者は勤労收入をうるために1日のある時間（それは非常に大きな部分を占める）をあてるが、学生は勉学のためにそれに近い時間を費す。かくて他の生活時間は、この学校時間を中心として規制をうけることになる。

学校時間は通学の時間を含めて男子は7時間59分、女子は8時間51分で、未婚男女労働者の勤労收入時間よりは、2時間10分ないし1時間10分少ないのであるが、1日の生活の3分の1前後にあたる。

睡眠時間は男子は8時間21分、女子は7時間58分で大体8時間を確保しているが、男子の方が幾分長い。平日には男子は6時25分、女子は6時8分に起き、22時すぎにねるが、男は朝おそく夜も幾分おそいというちがいがある。また、女子の身の廻り時間はここでも長い。

家事手伝の時間は、男子は32分であるが、女子では1時間21分で、後者は前者の2倍以上である。学生らしく男女とも育児の時間は問題にならない位少ない。

学校を除く社会的文化的生活時間は、男子学生5時間16分、女子3時間30分であつて、労働者の平日に比べるとはるかに高いが、女子の時間が男子より少ないのは（1時間46分）家事手伝45分、身仕度21分学校時間52分だけ男子よりも多いことの影響である。この時間の大部分は教養娯楽時間であるが、男子では4時間23分であるのに対し、女子では2時間39分と約2時間だけ後者が少ない。すなわち女子は既にこの学生時代から生活時間の上で大きなハンデキャップをもつているわけである。

(2) 休日の生活時間

休日には学校がないので他の生活時間はふくれ上つているが、睡眠時間もぐつとふえ何れも9時間をこえる。家事作業時間も増加するが、男子では2.5倍の1時間14分に対し、女子では4時間43分と平日の3倍以上になる。また、社会的文化的生活時間は平日よりも増加し、男子では教養娯楽時間は8時間をこえ、女子でも5時間になる。一般的にいえば、交際、休息、雑談等の時間は何れも増加しているが、運動時間が男子において50分見出され、女子ではそれが7分にすぎないことは注目してよい。

男女のちがいはすべての生活時間についてみられるが、女子学生に交際、運動、教養娯楽、休息時間が少ないのは家事作業の圧迫をうけたために他ならない。（但し雑談時間だけは大差ない）

「註」一般に全体を通じ、雑談時間は婦人に多いか又は他の時間に比べて男女の差が少ないようである。

(3) 家事作業時間

男子学生の家事時間は、炊事、買物、掃除、まきわりが主なものであるが、時間とすれば休日においても20分をこえるものはない。ところが女子の場合にはもつと多方面であつて、しかも作業時間が長く、基本的家事作業の比重が大きい。例えば、休日には炊事63分（1時間3分）、裁縫117分（1時間57分）であり、平日でも42分と13分で、この二つの時間が全家事作業の3分の2を占めている。また、女子には「まきわり」のような重労働はなく、畑仕事もゼロであるが、男子ではこれがみられる。

これらの家事作業時間を未婚男女労働者に比べると、男子学生は未婚男子労働者よりも平日の家事時間は多く、休日にはかえつて少なく、週間平均をみると概ね学生の方が多い（但しわずかである）。ところが学生女子の場合には、平日は女子労働者と殆んど同じであるが、休日には少なく（その差は2時間に近い）、ここでは年令の多いものの方がより多く家事に従事する。この場合最も多く相異するのは、洗濯裁縫の二者であるが、買物、掃除時間は殆んどちがいはない。すなわち、体力の必要なものや、より技能的な家事作業になると学生よりも労働者の方がより多いのである。

(4) 教養娯楽時間

学生の教養娯楽時間の多いのは当然であるが、平日では男4時間23分、女2時間39分で、未婚男子の1時間52分、女子の1時間よりはるかに多く、休日には夫々8時間25分と5時間3分で、未婚男女労働

第126表　男女学生の生活時間

		平日		休日	
		男	女	男	女
		時	時	時	時
起床時刻		6.25	6.08	7.20	7.21
就寝時刻		22.28	22.18	21.43	22.09
出宅時刻		8.34	8.06	−	−
帰宅時刻		16.55	17.12	−	−
		−	分 3	−	分 59
生理的	睡眠	501	478	559	550
	食事	58	66	71	77
	身の廻り	49	70	56	62
	医療	−	−	−	−
	小計	608 (10時間8分)	614 (10時間14分)	686 (11時間26分)	689 (11時間29分)
家事的	家事作業	32	81	74	283
	育児	5	1	2	12
	小計	37	82	76	295 (4時間55分)
文化的	学校	479	531	−	−
	運動	1	0	50	7
	教養娯楽	263	159	505	303
	交際	10	−	33	7
	休息	18	14	34	25
	雑談	20	29	47	40
	その他	4	8	9	5
	小計	795 (13時間15分)	741 (12時間21分)	678 (11時間18分)	387 (6時間27分)
合計		1,440	1,440	1,440	1,440
人員		13	17	13	15

者の6時間23分と2時間10分に比べて非常に多くの時間をあてている。

学生の教養、娯楽時間の内容には、勉強という時間がある。これは学校に準ずるものであるが、読書もこれと同じような意味で考えてよい。記入上勉強となつているのは平日に女子50分、男子1時間50分、休日には59分と2時間58分であるが、これに読書を加えると次のようになる。

	平日	休日
男子	分 170 (2時間50分)	分 315 (5時間13分)
女子	116 (1時間56分)	174 (2時間54分)

ここで注意すべきは、平日には男女間の差は50分にすぎないが、休日には140分(2時間20分)になり、男子は充分に勉強し読書するのに対し、女子ではそれが著しく少ないことである。このように時間的なちがいがあるとすれば、女子が男子と同じ素質をもつていても、その成績がおちる場合の多いのは当然であつて（週間の勉強読書時間を合計すると、男22時間13分、女14時間30分でその差は7時間をこえる）、普通いわれるように、女子の学業成績は低学年では男子と差はみられないが上学校級になると差が生じてくるという事実の根拠にもなるのである。

第127表　男女学生の家事作業時間

	平日		休日	
	男	女	男	女
	分	分	分	分
炊事	6	42	11	63
裁縫	−	13	−	117
洗濯	−	1	−	18
買物	8	3	17	22
掃除	4	16	11	52
家の修理	12	−	−	−
まきわり	−	−	16	−
掘仕事	−	−	9	−
その他	2	6	10	11
計	32 (1時間21分)	81	74 (1時間14分)	283 (4時間43分)

第128表　男女学生の教養娯楽時間

	平日		休日	
	男	女	男	女
	分	分	分	分
読書	60	66	135	115
新聞よみ	31	9	26	13
かきもの	3	8	5	20
ラジオ	45	12	76	37
みる娯楽	9	9	77	11
する娯楽	5	−	8	2
趣味	−	5	−	46
勉強	110	50	178	59
計	263 (4時間23分)	159 (2時間39分)	505 (8時間25分)	303 (5時間3分)

このように勉学、読書時間に大きな相異が生じたのは、2つの理由がある。一つは生活時間からくる影響であり、他はこれをふくめて、婦人の特殊な社会的地位にもとずく制約である。前者はさきにもふれたのであるが、女子学生は既に日々男子よりも多くの家事作業に従事しているが、1日の生活が24時間ときまつているのであるから、睡眠を切下げる以外には教養、娯楽、特にこの勉強読書時間を確保する途はない。次の理由は婦人は余り勉強しなくともよいという両親又は本人の考え方である。これは現在の社会において婦人が一個の職業人として男子と対等な地位を得ようとするのは間違いで、家庭の主婦となるべきであるとする見解であるが、この見解にもとずいて、女子学生の勉学の時間はさほど重視されないことになる。しかもこのような見解が女子学生の家事作業時間をふやしている一要因でもある。

男女学生の社会的文化的生活時間のちがいは、新聞、ラジオ、「みる娯楽」「する娯楽」等にも現われている。男子は平日31分、休日26分新聞をよむが、女子は夫々9分と13分で隔段のちがいがあり、ラジオをきく時間も男子の4分の1（平日）又は半分(休日)である。また女子一般に通じるが、ここでも「する娯楽」はほとんどなく、「みる娯楽」も休日には3分の1である(平日は同じ)。すなわち、女子は学生であつても、新聞は余りよます、娯楽をたのしむ時間が切下げられている。

第57図　兒童の家事手伝時間

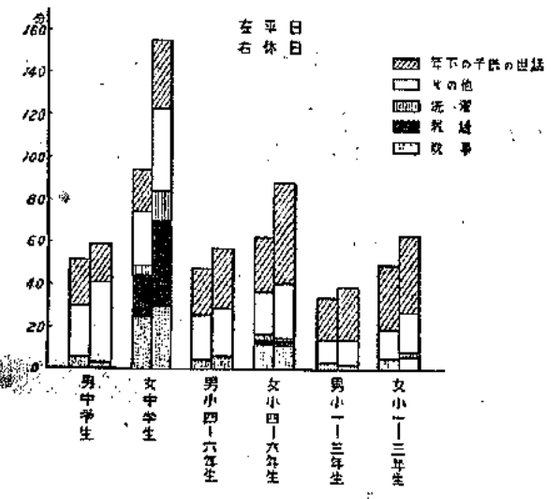

小学低学年では男女の差が少ないのに対し、上級になればなるほど差は拡大する。これは男子の家事手伝時間が停滞するのに対し、女子ではどんどん増加するために生じたものである。

小学1～3年の家事手伝の主なものは、炊事と買物と掃除の三つであるが、炊事は片附けを含んだ手伝いである。小学上級生になると、やはり重点はこの三つであるが、それが中学に入ると、男子では殆んどちがいがないが、女子では、炊事手伝が25分、裁縫19分、掃除13分、買物10分となり洗濯時間もふえてくる。すなわち、女子学童の家事時間は次第に主婦的性格を濃厚にして行くわけである。

（2）休日における家事手伝

休日の家事手伝時間は、低学年ではほとんど変らず、中学生においてのみ若干増加する。特に中学女子では平日の1時間14分は休日には2時間3分となり、男子も30分が41分に増加するが、労働者や学生などとちがつて休日に非常にふえることはない。これはもともと彼等が家事担当者でな

第4節　兒童の家事手伝時間

（1）平日の家事手伝

家事作業に類するものは、中学男30分、女74分、小学4～6年男25分、女36分、小学1～3年男14分、女19分となつている。すなわち高学年になるほど家事手伝時間はふえるのであるが

第129表　兒童の家事手伝時間

		中学		小学4～6年		小学1～3年	
		男	女	男	女	男	女
		分	分	分	分	分	分
平日	炊事	5	25	4	12	3	3
	裁縫	−	19	0	2	0	0
	洗濯	0	4	−	2	−	1
	買物	11	10	10	9	6	9
	掃除	9	13	6	10	4	4
	その他	5	3	5	1	1	0
	小計	30	74	25	36	14	19
	年下の子供の世話	21	19	22	26	19	29
	合計	51	93	47	62	33	48
休日	炊事	3	30	5	11	2	6
	裁縫	−	39	−	2	−	0
	洗濯	0	14	−	1	−	1
	買物	17	16	9	12	7	11
	掃除	12	17	7	13	4	6
	その他	9	7	6	1	1	1
	小計	41	123	28	40	14	25
	年下の子供の世話	18	32	29	47	24	37
	合計	59	155	57	87	38	62
人員	平日	35	39	43	62	67	88
	休日	27	33	34	51	59	73

く、ただほんの片手間の手伝人として一家の家事の中で殆んどいうに足る地位も与えられていないからである。

（3）年下の子供の世話

年下の子供の世話は児童にとつて重要な家事手伝時間である。これは平日では20分前後、休日には18～47分があてられているが、この時間は年令の上昇にともなつて増加するという形はほとんどなく、ただ男女を比較すると女の子の方がその時間が幾分多いという傾向がみられる程度である。しかしこの短い時間も、主婦の育児時間の節約に大いに役立つていることであろう。

第58図　世帯員の睡眠時間

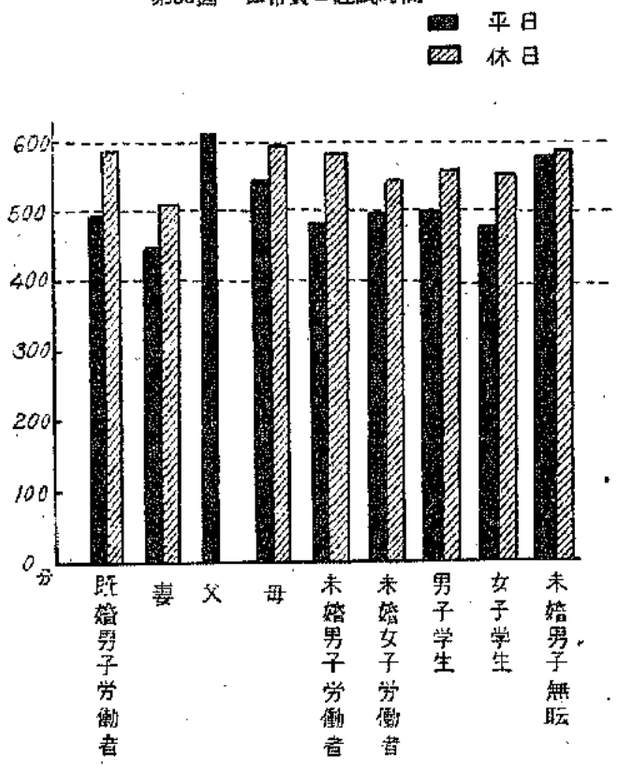

「註」記入された家事手伝の内容は複雑多岐にわたるが、全体的にみればごく少時間であるから分析することは省略する。

第4章　世帯員相互の生活時間の比較

いままで労働者家族の世帯員の生活時間構造を個々に分析してきたのであるが、夫々の生活時間内容の特質をより鮮明にするために、本章をもうけて主要な諸事項について簡単にのべておきたい。但し、数字については既に示したので、ここでは図表を用いることにする。

第1節　睡眠時間

睡眠時間は性別、年令別に相異するのであるが、第58図は児童を除く全世帯員のものを示したものである。これによると、何れの場合も、平日に比べ休日の睡眠時間は長いのであるが、その差の甚しいものと甚しくないものとがある。父は本来差異が少ないものと考え平休日を平均したから別にして、未婚無職女子の場合は殆んどちがいがなく、母の場合もその差は大きくはない。差の甚しいのは、夫と未婚男子労働者の場合であるが、この二人は休日にはゆつくり休むことが分る。

第59図　世帯員の家事作業時間

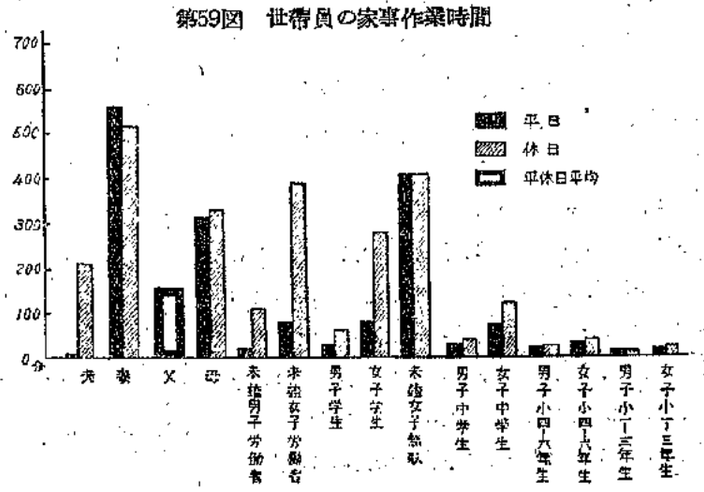

時間の長さは、父が最も長く、二位が未婚女子無職者、三位が母で、妻の時間が最も短い。すなわち

第60図　世帯員の炊事時間

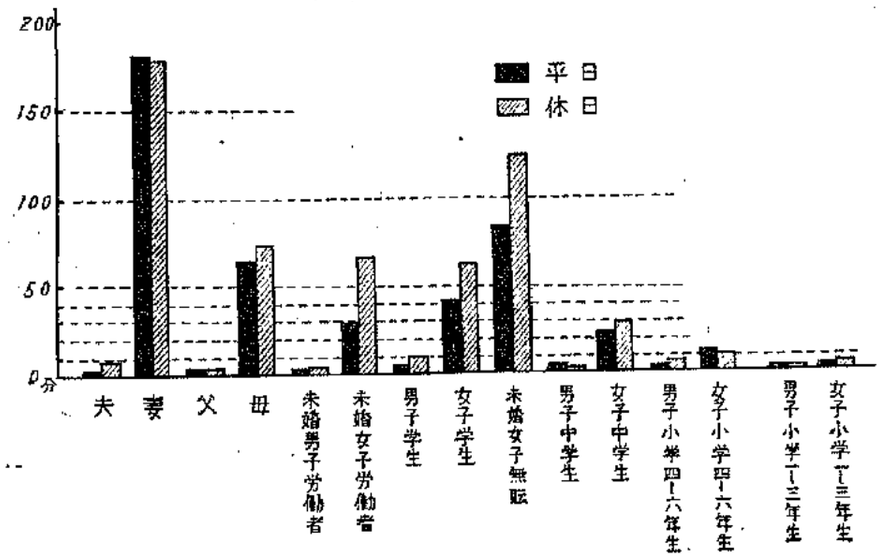

第61図　世帯員の裁縫時間

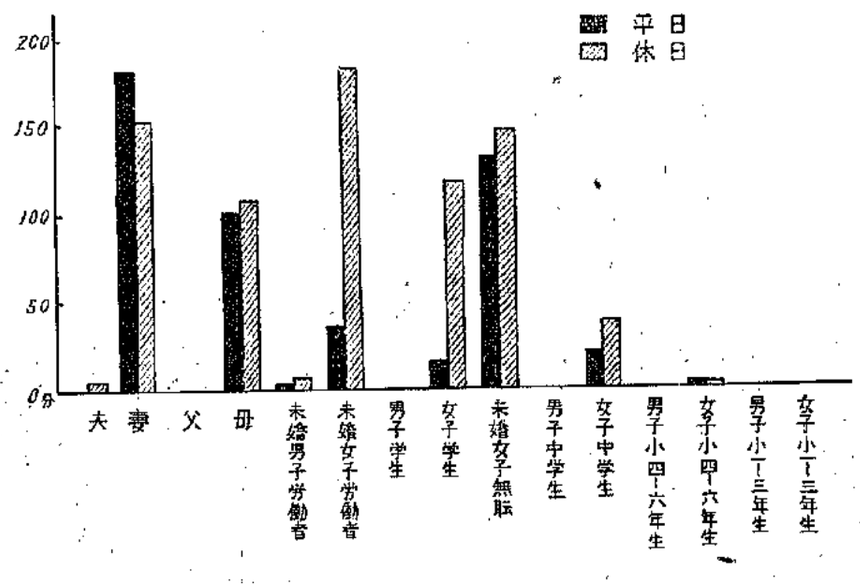

世帯員の中で、家事の最大の担当者である主婦は、平日休日をとわず、その睡眠を最も切り下げているのであつて、平日の平均値が8時間にみたないのはこの主婦だけである。未婚男子労働者の睡眠時間が既婚男子労働者に比べて短いのは、一つは生理的にみて元気なためと考えられる。

第62図　世帯員の洗濯時間

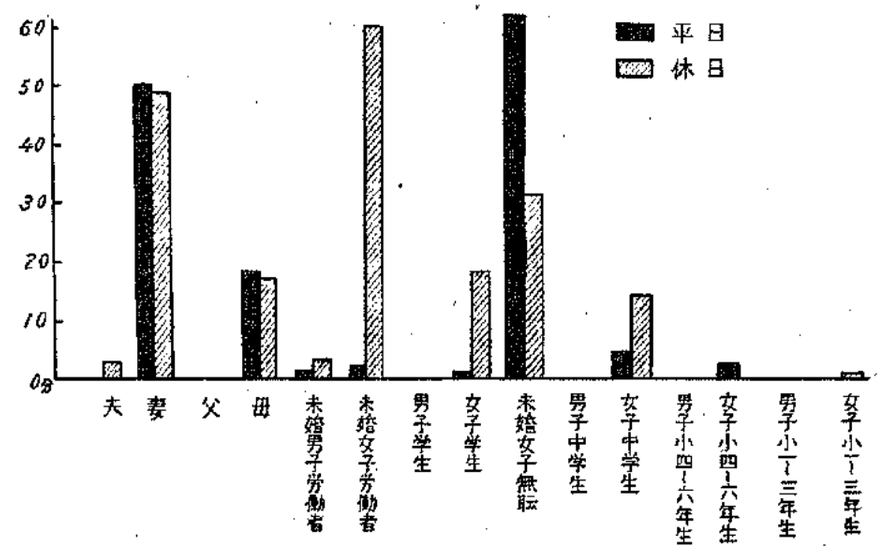

第63図　世帯員の掃除時間

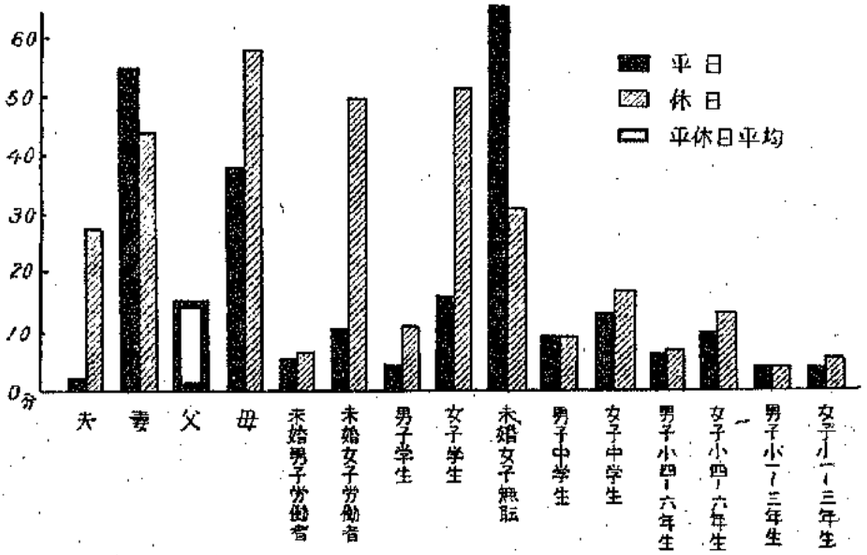

第2節　家事的生活時間

第59図は家事作業時間をみたのであるが、主婦が最も多く、二位が未婚無職女子、三位が母である。この三者はいずれも女子で家庭内にいるものであるが、女子労働者は休日には女子未婚無職者と殆んど同じ位家事を担当するものの、勤務日はぐつと少い。この女子労働者の時間を少なくしたのが女子学生である。

第64図　世帯員の家の修理時間

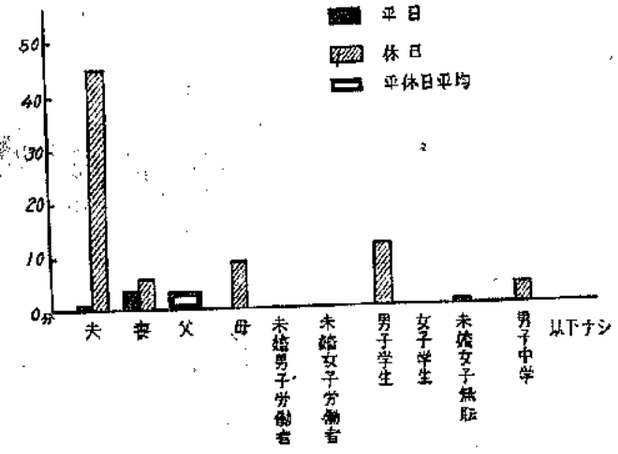

男子は何れも非常に少なく、常時家にいる父と、休日の夫だけが幾分多いだけで、未婚男子労働者も男子学生も女子に比べるとぐつと少なく、平日の分は殆んどゼロに近い。このような男女のちがつた傾向は、学童の時代からみられることは図示した通りであつて、小学1～3年では余りちがわないが、上級になるに従つてちがいが甚しくなり、中学生になると隔段のちがいが生じ、それが、学生→労働者→そして夫と妻という形で拡大されて行くわけである。この極端は父と母である。

いま、家事作業を内容別にみると、第60～65図に示したように、三つの型がある。第1の型は炊事、裁縫、洗濯時間であつて、主として女子が担当し、男子は殆んどそれに従事していない。その極端な型は洗濯であるが、父、男子学生、男子中学生、男子小学生は全然従事せず、ただ夫が休日にほんのわずかその仕事をするだけである。女子のうちこれらの仕事を多く分担するのは、妻→未婚女子無職者→母→女子未婚労働者→女子学生の順である。

第65図　世帯員のまきわり等の時間

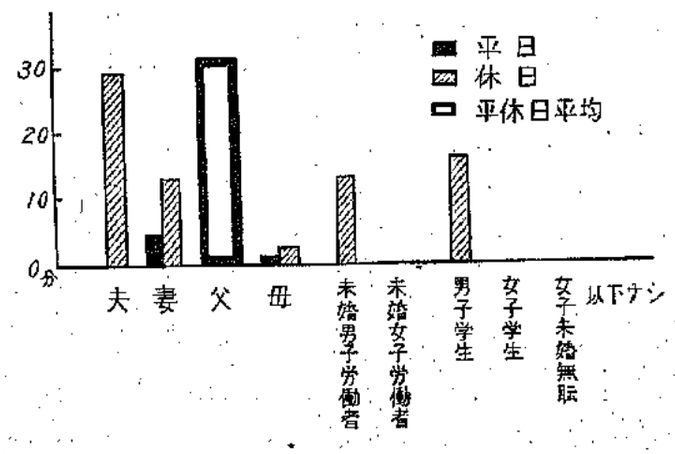

第2の型は掃除時間であつて（買物時間も同じ）本質的には第1型とちがわないが、男子の参加する度合がやや高まる点が相異する。

第3の型は、家の修理や「まきわり」の時間であつて、女子では母と妻を除くと殆んど従事せず、むしろ男が休日に（父だけは平日もやる）従事する傾向がつよいものである。

第66図　育　児　の　時　間

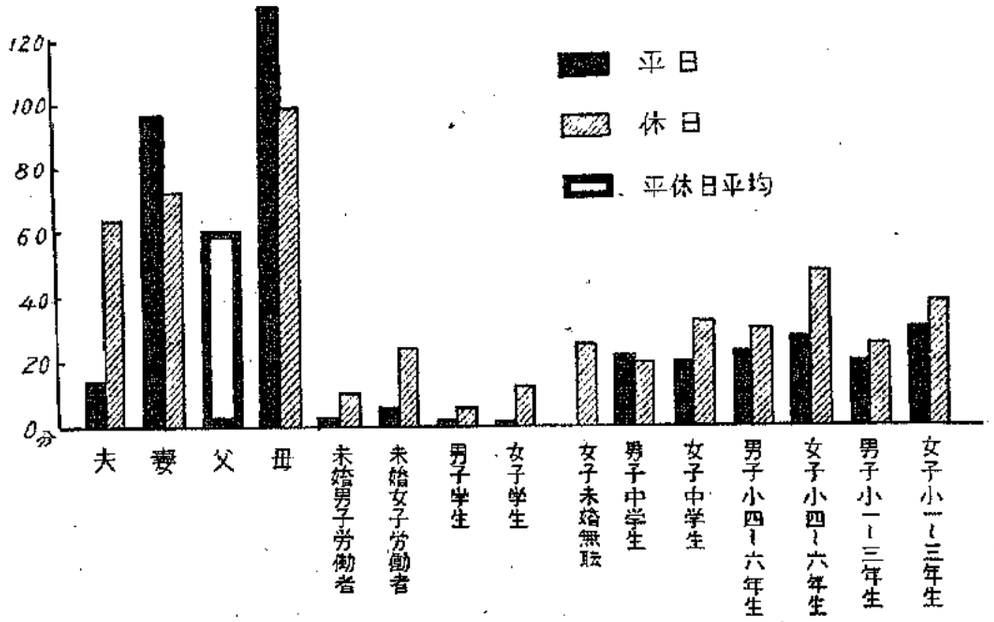

また、育児の時間をみると、第66図に示した通り、家事作業の何れの型とも若干相異し、児童の育児時間が比較的多く、学生、未婚者が最低であること、妻に比べると母の時間はこの場合だけは多く、父も夫に比べるとより多くの時間をこれにあてている。もちろん、育児といつても、育児の内容については妻とその他の世帯員、あるいは、児童と大人の間で本質的な、あるいは若干のちがいがあるわけであるが（児童の場合にはただ「年下の子供の相手」という意味がつよい）。児童やその他の世帯員の育児時間は、妻の負担を軽くさせるのであつて、この限りにおいて彼等は「お母さん」の手伝をしていることになる。

第67図　世帯員の教養娯楽時間

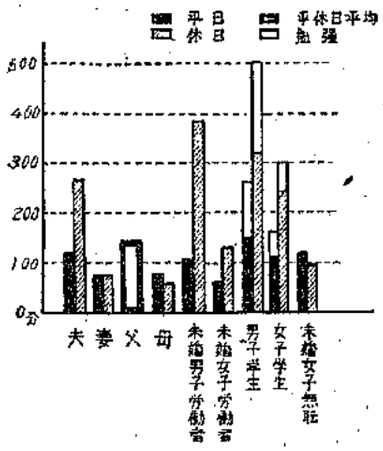

第3節　教養娯楽時間

勉強を含めると男女学生、特に男子学生の教養娯楽時間は最高であるが、これを除くと、男子学生と未婚男子労働者が殆んど必敵して1位2位を占め、次が夫で、4位、5位が父と女子学生である。すなわち、男子が4位までを占めるのであつて、女子は一体に低く、わずか女子学生がやや多いだけである。（第67図）。

第68図　世帯員の読書時間

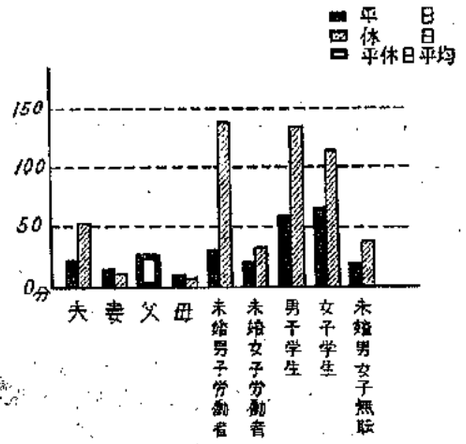

第69図　新聞をよむ時間

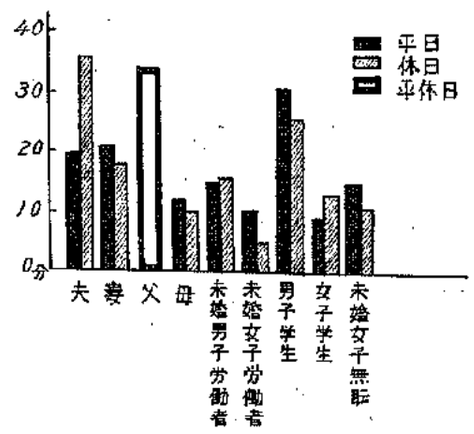

この時間のうち、主要なものをみると、先ず読書は（第68図）男女学生に多く、次が未婚男子労働者で、4位が夫、5位が父である。すなわち、ここでも男子の方がはるかに優位を占めるが、新聞よみの時間（第69図）は幾分相異し、父が1位、男子学生2位、夫3位、4位妻の順で、この場合にも男子の方が一般的には多いにしても、女子学生は低くなり、又未婚男子労働者は妻よりも下位におちる。すなわち、同じ教養文化関係の時間であるにしても、性別、年令別にちがつた時間的配分が行われることが知られる。

第70図　ラジオをきく時間

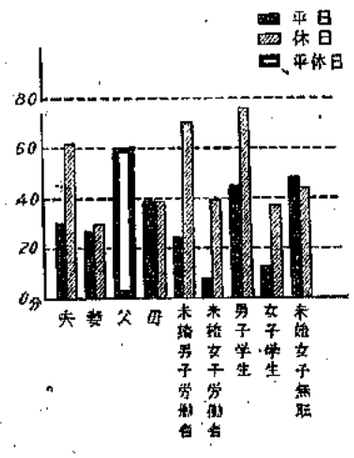

次に教養であるとともに娯楽の時間であるラジオを平休日平均でみると、父が最高でたいくつな時間をラジオですごしていることが分る。2位は男子学生、3位が未婚女子無職者、4位が母で、さきのものに比べると、順列は非常にちがい、老人が多くの時間をさき、未婚労働者と学生においては男女の差が非常に拡大している。

第71図　娯楽時間

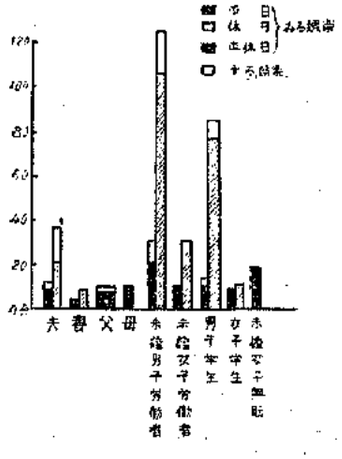

娯楽については、性別年令別の差は非常に甚しく、未婚男子労働者と男子学生はずばぬけて多いが、老人などは父母とも非常に少なく、妻と女子学生もこれに近く、中位は夫と未婚女子労働者である。し

かも男子には「する娯楽」があるが、女子ではすべてを通じそれがみられないのは、婦人が「する娯楽」をたのしむのは不可とされているか、あるいはあえてそれをしないためである。すなわちここにも娯楽に関する観念のちがいが現われている。

第5章　一家の家事作業時間

本章では一家の家事作業への投下時間とその時間構造とを主として同居人員別及び作業別に分析する。但し平休日を一括した3日間の総平均についての考察である。

第1節　家事作業時間の概要

総家事作業時間の平均をみると11時間52分であつて、家庭生活をいとなむ上に非常に大きな時間が投下されていることが知られる。同居世帯人員の多いか少ないかは、一家の家事作業時間に相当の影響を与える筈であるが、世帯員の総家事作業時間は、2人世帯の9時間13分より人数の増すにしたがつて1時間あるいはそれ以上づつ漸増し、7人以上の世帯では16~17時間の長時間を費やしている。今2人世帯を100としての指数をしめせば第130表の通りである。2~3人及び3~4人世帯の場合には各々1時間程のふえ方でさ程ではないが、4~5人世帯になる場合には増加率は22.7%で急激に2時間余りがふえている。これは第1篇その他で述べたように、この5人世帯に於て主婦の内職勤務率が最も低いこと、及び手のかかる子供を3人程も抱えている点等を思い合わせればうなずける事柄であろう。6~7人世帯になる場合にも最も多く40.9%増えており、この場合には主婦の内職勤務率も急に増加するのであるが、その反面家事負担をたすける姑とか、子供も成人して家事労働力が他に存在していることを物語り、7人以上の世帯では2人世帯の約2倍に達する時間を費やしているのである。しかしこれを育児時間を含めた家事的生活時間でみれば、2人世帯は少なく、乳幼児のある3~6人世帯では急激に拡大し、7人以上の多人数世帯では緩慢な増加を示す事は、家事作業時間について述べたものと同様である。

第130表　同居人員別にみた一家の家事作業時間及び妻の占める割合

	総家事作業時間	指数	増加率	妻の家事作業時間 実数	妻の家事作業時間 割合
	分		%	分	%
2人世帯	553	100	-	503	91
3	604	109	10.2	533	88
4	650	118	10.2	540	83
5	763	138	22.7	551	72
6	828	150	13.6	564	68
7	1026	186	40.9	550	55
8	953	172	-15.9		
9	1039	188	18.2		

第72図　一家の家事作業時間中に占める妻の割合　—同居人員別—

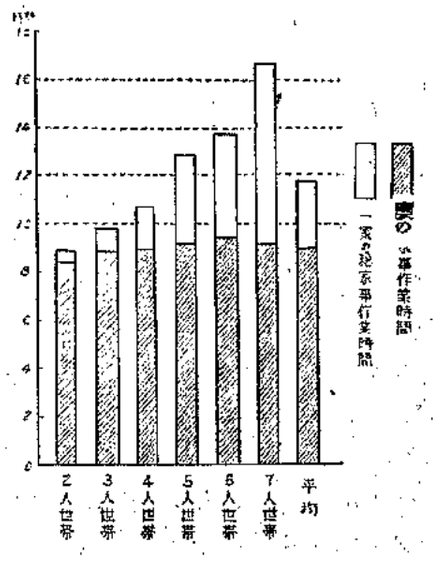

総家事作業時間中に占める妻のウエイトをみると、総平均で76%を占め、彼女が主な家事担当者であることを示しているが、第72図のように少人数世帯程妻の占める率は高く、家事負担を援けるものが他に少ないことを示している。これにひきかえ多人数世帯では、手助けとなる家事労働力の存在によつて、この率は低くなるが、絶対的な時間がかえつて多いことは、手助けがあるとはいうものの、炊事、裁縫等の基幹作業については、依然として主な担当者であることを示しており、7~8人以上の世帯における妻は、経済的必要にもとずく内職と家事労働により多くの時間をさき、睡眠時間の短縮を余儀なくされている場合の多いことは前述した通りである。

(2) 作業業別にみた家事作業時間

第73図の示すように、平均家事作業時間の内訳をみると、総時間の11時間52分のうち、炊事時間が最も多く（28.5%）裁縫がこれにつぎ（26.2%）、あとぐつとおちて買物が三位（11.1%）で、その他（10.2%）及び掃除時間（10.1%）がほぼ同様で之に次ぎ、洗濯（7.7%）となり、薪割（1.7%）畑仕事（2.5%）家の修理（2.0%）等の時間ははるかに少なく、食べる事について、衣生活の時間の多いことが目立つている。これらの各作業について妻の占めるウエイトをみれば、第73図のように、炊事から掃除にいたるまで過半若しくは大部分をしめるのはやはり妻であることが知られる。すなわち炊事89%、裁縫91%、洗濯91%、買物70%、掃除71%、家の修理29%、薪割25%、畑仕事22%、その他33%である。

第73図　作業別にみた一家の家事作業時間ならびに妻の占める割合

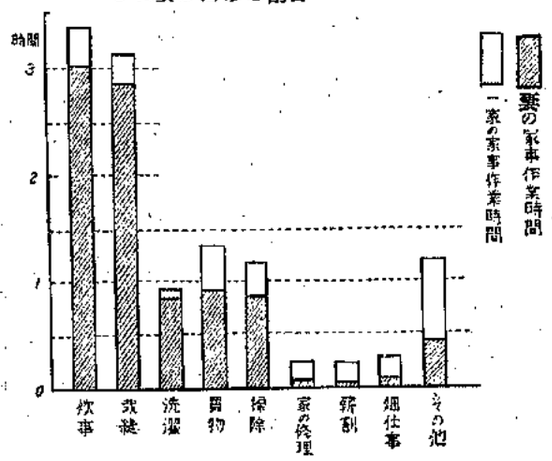

(3) 作業別にみた同居人員別の家事作業時間

第131表にしめしたように、炊事時間は2人世帯に於ても2時間57分を費やし、5人世帯までは3時間半にみたないが、6人以上はこれをこえ、最高は9人の約6時間に達し、人員の増えるにしたがい増加の傾向をしめしている。またいずれの場合も総時間の27~34%をしめ、2人世帯及び8人以上の世帯では炊事時間の割合は高くなつている。

裁縫時間は、7人世帯までは確実にふえ、2人世帯では2時間30分であるが、7人世帯では約4時間となる。これは当然のことであつて、8人以上の世帯で時間並びに割合がともにへるというのは、調査対象世帯の中に労働者あるいは内職者の多いためであると思う（少数例であることも影響している）。また3人と5人世帯では、この時間が炊事時間よりも多いが、炊事時間が他に比して少ないことからみると、裁縫時間が炊事時間を圧迫したとも考えられる。

買物時間は殆んどが1時間20分前後であつて世帯人員別に相異が少ないが、その割合は多人数世帯になる程少なくなる傾向がある。すなわち、この時間については世帯人員の多少は殆んど影響しないことが知られる。

第131表　作業別家事作業時間

		炊事	裁縫	洗濯	買物	掃除	家の修理	薪割	畑仕事	その他
		分	分	分	分	分	分	分	分	分
実数（分）	2人世帯	177	150	38	77	54	9	8	12	28
	3〃	168	178	55	76	61	14	6	14	32
	4〃	193	168	51	74	68	13	12	13	58
	5〃	200	214	58	77	74	11	10	17	102
	6〃	233	209	63	82	85	12	14	10	120
	7〃	275	237	64	96	112	14	54	71	103
	8〃	311	160	51	81	83	26	21	40	180
	9人以上世帯	350	194	65	152	89	0	33	0	156
	平均	203	187	55	79	72	14	12	18	73
%		%	%	%	%	%	%	%	%	%
	2人世帯	32.0	27.1	6.9	13.9	9.8	1.6	1.4	2.2	5.1
	3〃	27.8	29.5	9.1	12.6	9.9	2.4	1.0	2.4	5.3
	4〃	29.7	25.9	7.8	11.4	10.5	2.0	1.8	2.0	8.9
	5〃	26.2	28.1	7.6	10.1	9.7	1.4	1.3	2.2	13.4
	6〃	28.1	25.2	7.6	9.9	10.3	1.5	1.7	1.2	14.5
	7〃	26.8	23.1	6.2	9.4	10.9	1.4	5.3	6.9	10.0
	8〃	32.6	16.8	5.4	8.5	8.7	2.7	2.2	4.2	18.9
	9人以上世帯	33.7	18.7	6.2	14.6	8.6	0	3.2	0	15.0
	平均	28.5	26.2	7.7	11.1	10.1	2.0	1.7	2.5	10.2

掃除時間は世帯人員の増すにつれて多くなつているが、これは住居が次第に大きくなるためであつて、2人世帯の54分から次第にふえ、7人世帯の1時間52分が最も多い。またこの時間が総家事作業時間に占める割合は余り変化がない。

家の修理は主に休日の主人の仕事であるが、大体2%にみたない10分内外で、はつきりした傾向はでていない。

薪割時間は世帯人員のふえるにつれて増加の傾向をしめしている。すなわち少人数世帯では10分内外の1%台から、多人数世帯では30分前後の3%台に達している。7人世帯に54分という大きな数字が出ているが、これは例数の少ないためであろう。

畑仕事は殆んどが10分内外で、その割合も2%前後であつて、7～8人世帯に特に多いが、これらの世帯のなかに一部畑をもつ世帯の多いためである。

その他の時間は、風呂たき、布団上げ下し、家禽等の世話及び食料品の貯蔵等の季節作業等も含まれるが、世帯人員の多くなるにともなつて漸増し、2人世帯の28分は6人以上では2時間をこえる場合も多く、総時間中に占める割合も5%台から10%をこえるようになる。

第2節　家事作業時間の分布

（1）総家事作業時間の分布

一家の総家事作業時間は、最低4時間未満から最高は22時間未満までの広い分布をしめているが、このうち7時間以上から16時間未満までの世帯が多くて全体の79.6%を占め、特に10～13時間未満の層に集中している。だから通常の世帯では概ねこの程度の時間を家事作業に投下することが知られる。

（特に時間の少ない世帯あるいは、多い世帯がみられるのは、おそらく3日間という短い日数の平均を求めたためであつて、もつと長い期間をとれば、もう少し中央に集中することであろう）。

さきにも述べたように、家事作業時間は同居世帯人員の多少によつて変化するのであるから、それ別に総家事作業時間の分布をみると、最も頻度の多いのは世帯人員の増加に応じて上昇する。第74図は分布を示したものであるが、2人世帯では8～9時間未満の世帯が多いが、3～4人世帯では10～11時間未満5人世帯では12～13時間未満と上昇し、6人世帯では少し下つて11～12時間未満、7人世帯では13時間未満及び22時間未満、8人世帯では17～18時間未満に頻度が高い。また14時間をこえる場合は2人世帯では皆無であるが、3人以上で次第にその比重を高め、7人以上では過半ないしは圧倒的比重をしめ、反対に6～7人世帯では6時間未満が、8～9人世帯では10時間未満が全く見られない。また7人世帯の場合ピークが2つつくられているのは、條件のちがつたものがグループをなして存在するためであろう。詳しくのべれば低い方の山は内職等のための圧縮をうけたか、または家事作業時間を左右する燃料給水設備等の居住條件の比較的良い世帯、高い方のピークは内職のない世帯又は、家事担当家族員の多い世帯ではないかと思われる。

第74図　一家の家事作業時間の分布

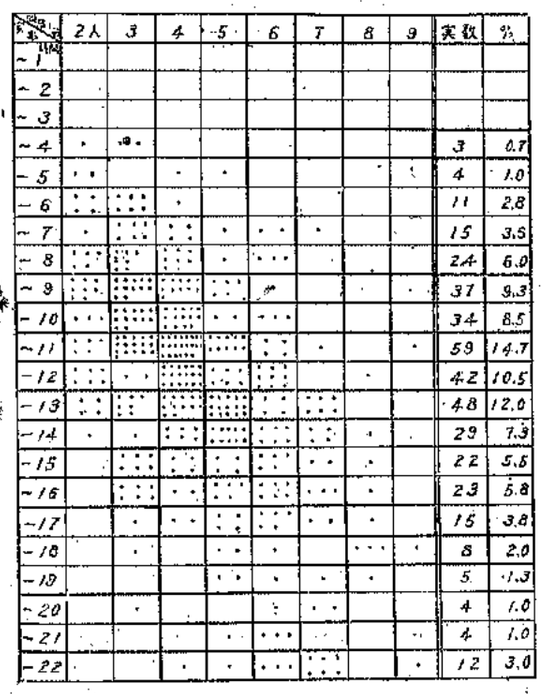

（2）炊事片附時間の分布

炊事時間は第1篇にのべたように、マキと木炭が過半数をしめる燃料事情や、良好とはいいがたい給水及びその他の設備等、種々の非合理的な生活條件下における実態であるが、いま分布をみると、最低20分未満から最高は7時間半未満までに分散し、2時間以上4時間未満迄が多く70.4%をしめ、その中でも3～3時間半未満の世帯数が38.4%で特に多く、1時間半未満ですます家庭はごく僅かの（約1%）である。炊事時間は1日毎に必要とされるものであるから、日々の変動は他の家事作業に比べて少ない筈であるが、それにもかかわらずこのように分散しているのは、炊事時間を制約する上記の條件が、世帯によつて非常に相異すること、同居人員の多少、あるいは個人的なやり方のちがいにもとずくものと考えられる。また1時間半未満が1%、2時間未満のものが6%余にすぎぬことは、條件のよい場合においてどんな食事を準備するにも、一応2時間程度の炊事への投下が必要なこと、1時間半以下では食事準備はできないことを示すものであろう。

同居人員別にどんな分布を示すかといえば、第75図に示したように、同居人員別にみても相当なひろがりを見せており、他に作用する要因が強いことが知られるが、やはり同居人員が多くなると、次第に分布の広がりが全体として上向し、その重点も少しずつ移動してゆく。その詳細は図でわかるように、最下限として必要な時間は、2～4人世帯では1時間半、5～6人世帯では2時間、7人では2時間半、8～9人では3時間半である。通常最も頻度の高い時間は、これよりはるかに多いが、2～5人世帯では概ね2時間半～3時間半未満で人員別に余り相異のみられないのは、「食」のため恒常的な一定のある時間の必要なことを示すものであつて、2～3人位の同居人員の増加、殊にそれが子供等の場合には特に時間を増加させるような大きな要因とはなりえないためと思われる。また5人をこえる多人数世帯では家族の生活條件も複雑になり特に有職者が1人以上の場合には食事時間も幾とおりにもなつて、人員別の増加が目立つてくる傾向がみられる。

第75図　一家の炊事片附時間の分布

同居人員 / 時間	2人	3	4	5	6	7	8	9	実数	%
～1	・								1	0.1
～1.30										
～2	・・	・・・	・・・	・・	・				5	0.7
～2.30	・・・	・・・	・・・	・・・	・・				21	5.3
～3	・・・	・・・	・・・	・・・	・・	・・			59	14.8
～3.30	・・・	・・・	・・・	・・・	・・	・・	・		76	19.1
～4	・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・	・	・	78	19.6
～4.30	・・	・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・		68	17.2
～5	・	・	・・	・・	・・・	・・・	・		36	9.0
～5.30	・	・	・・・	・・・	・・・	・	・		24	6.0
～6			・・	・・	・	・・	・・・		15	3.8
～6.30			・・	・・	・	・・	・・・		9	2.3
～7					・	・	・		2	0.5
～7.30					・	・・・		・・	6	1.5
～8						・	・	・	2	0.5

（3）裁縫時間の分布

裁縫時間はその世帯の收入、内職の有無、生産手段、技能の有無、各家々での必要の程度等により、各々その條件は異なるが、炊事に準じて相当のウエイトがかけられており、前にのべた既製品購入の意外に少なかつた結果を裏づけている。まず全体を通じての時間の分布をみると、3日間この時間が皆無の世帯が3.5%程みられ、11時間未満迄の広い分布を示しているが、30分～5時間未満までの世帯が全体の78.1%をしめ、この中でも2時間～3時間未満が最も多くて21.7%もみられ、7時間をこえる世帯は5.1%にすぎない。このような広い分布は炊事時間と根本的にちがう点であつて、特に留意すべきである。

第76図　一家の裁縫時間の分布

同居人員 / 時間	2人	3	4	5	6	7	8	9	実数	%
～1	・・	・・・	・・・	・・・	・・	・	・・	・	43	10.8
～2	・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・			74	18.5
～3	・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・	・・・	・	87	21.7
～4	・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・			67	16.8
～5	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・		53	13.3
～6	・	・・・	・・・	・・・	・・				25	6.3
～7	・・	・		・・・	・・	・・	・	・	16	4.0
～8		・	・				・		2	0.5
～9		・	・	・・	・・・	・・・			10	2.5
～10			・		・	・			3	0.8
～11		・・						・	2	0.6
～12	・	・		・	・				3	0.7
なし	・・	・・・	・・・	・		・			14	3.5

同居人員別にみると、何れも非常に広散しているが、2人世帯と8人以上の世帯は7時間以上をあてるものが少なく、中間でそれ以上のはものが若干みられることは、おそらく、2人では多くの時間を裁縫にあてる必要が少なく、子供がいる3人以上の世帯ではその必要も高まること、8人以上の多人数世帯になると、必要性が高いにもかかわらず、それに支出する時間的余裕が乏しくなるためであろう。また最も頻度の高いのは、5人では2～3時間未満、6人では3～4時間であるが、6人以上になると逆に低下する。これは平均時間についてみられた事実に対応する傾向である。すなわち、この時間は炊事時間とことなつて、何れの世帯でも毎日ある一定量だけはどうしても必要だというのではなく、その時々の生活の條件に応じて浮動もあり、しかも同居人員が多くなれば、この時間の必要も増すとは思うが、数に正比例するものでもない。従つて裁縫時間の長さは同居人員による影響よりも、他の要因により強く制約されるものと考えられる。

第77図　一家の買物時間分布

同居人員 / 時間	2人	3	4	5	6	7	8	9	実数	%
～30分	・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・	・		40	10.0
～1時間	・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・		123	30.8
～1.30	・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・	110	27.6
～2	・・	・・・	・・・	・・・	・・	・・・	・・・	・	49	12.3
～2.30	・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・	・		42	10.5
～3	・・	・・	・・	・・	・・	・			13	3.3
～3.30	・	・・	・	・・		・			6	1.5
～4			・・						2	0.5
～4.30		・・				・			3	0.7
～5	・	・				・		・	4	1.0
～5.30			・・						2	0.5
～6	・								1	0.3
なし	・	・・	・						4	1.0

（4）買物時間の分布

この時間が家事作業中三番目に大きいことは前に述べたが、最低30分未満から6時間未満まで要やしており、3日間買物のない場合は1%しか見出されない。全体を通じ30分から1時間半未満に多く58.4%をしめ比較的集中しているのはこの時間の特色である。2～6人世帯迄は30分～1時間半未満が多いが、6人世帯の場合は2時間半未満も多く、7～8人世帯では1時間半未満が多い。だから同居人員の多少はこの時間に殆んど影響をもたらさないものと思われる。

第78図　一家の洗濯時間の分布

同居人員 / 時間	2人	3	4	5	6	7	8	9	実数	%
～30分	・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・	・・・	・	64	16.0
～1時間	・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・	183	45.8
～1.30	・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・		95	23.5
～2	・・	・・	・・	・・	・・	・	・		24	6.0
～2.30		・・	・・・	・・	・・	・・	・	・	13	3.3
～3		・・	・・	・・					6	1.5
～3.30		・		・					1	0.3
なし	・・	・・	・・	・					13	3.3

（5）洗濯時間の分布

洗濯時間は全体の85.6%までが1時間半未満迄の時間を費しているが、最低は30分未満から、最高3時間未満までに及んでいる。3日間にこの時間のない世帯は3人世帯に最も多く見られるが、全体では3.3%程である。2人世帯には2時間未満以上はなく、3～6人世帯迄におむつ洗いのためか時間の延長をみるが、それも3時間前後どまりである。

（6）掃除時間の分布

掃除時間は住宅の様式や広さによりある程度決定されるが、全体を通じてみると、ナシは全然みられず30分未満から6時間半未満迄に分布し、30分～1時間半未満の層に過半数の68.4%が集中している。最も頻度の高いのは2～5人世帯までは1時間未満6人世帯では1時間半未満、7人世帯では2時間未

満、8～9人世帯が少し下つて1時間半未満であり、同居人員別には若干増加するがそれほど大きなちがいはみられない。同居人員が多くなるに従つて住宅も広くなるがそのテンポはにぶくしかもこの家事作業は融通性にとみ、主婦個人の性格の相異により左右され勝ちであるためであろう。

第79図　一家の掃除時間の分布

	2人	3	4	5	6	7	8	9	実数	%
−30分									36	9.0
−1時間									141	35.3
−1.30									118	29.5
−2									54	13.5
−2.30									19	4.8
−3									17	4.3
−3.30									4	1.0
−4									4	1.0
−4.30									1	0.3
−5									4	1.0
−6.30									1	0.3
6.30−										

（7）家の修理、畑仕事、薪割、その他の時間の分布

今迄述べてきた家事作業は、殆んどの家庭で日常欠くことの出来ない基幹作業であつたが、他の作業の多くはその時々の必要に応じて行う臨時的な要素をおびている。

A）家の修理時間

家の修理の必要性は各々の家庭によつて異るものであり、この調査では全世帯中の僅か24%にこの時間を見出すのみであつて、しかもその投下時間は30分未満が圧倒的に多く、同居人員別の差は余りみあたらない。

B）薪割り時間

この時間も全世帯の38.4%にようやく見られた程度であるが同居人員の増加により次第にふえる傾向が緩慢ながら察せられ30分未満が圧倒的に多い。

C）畑仕事の時間

これもまた、食糧事情の好転によるものか、その75%までがこの仕事をやつていなかつた。30分未満が各同居人員ともに多いが、7人世帯には4～5時間をこえる場合もみうける。

D）その他の時間

この時間は割合臨時的な性質をおびるせいか、各家庭により作業の種類も雑多で差があるが、30分未満から10時間まで相当巾のある分布をしめし、30分未満の場合が22.6%で一番多いが、同居人員別には4人世帯以上から次第に時間の増加する傾向を示し、その%も急速に高まつている。この点、他の家事作業に比べて特異な存在である。

要　　約

第2篇においてこれまでのべたところを要約すると次のようである。

既婚男子労働者の生活時間は

（1）豊勤者の場合　平日には1日の47%に当る11時間22分を收入生活のために費しているが、家事手伝は殆んどゼロ、社会的文化的生活時間はわずか2時間にすぎない。睡眠時間の平均は8時間をこえるが、それにみたないものが一部に見出される。

（2）休日には勤務がないため、大部分は8時間以上の睡眠をとり、文化的生活に7時間、家事作業に3時間半をあてるが、彼等の家事作業は基幹的家事作業ではなく、また教養娯楽時間として平日1時間36分、休日3時間42分が支出されるが、最も多いのはラジオ、次が読書、3位が新聞である。

（3）職工員別にみると、睡眠、食事、身の廻り等の時間は変りはないが、勤労收入時間は工員が多く教養娯楽時間については少ない。後者のうち大差のみられるのは読書時間であるが、ここに両者の教養水準のちがいがみられる。

（4）勤労收入時間（勤務・通勤時間の合計）の長短は生活時間全体に対して決定的影響を与えるが、その時間が10時間から12時間に至るまでは睡眠時間は余り変化せず、家事的生活時間と文化的生活時間が急速に切下げられる。しかるにそれが12時間をこえると、いよいよ睡眠時間への喰いこみが始まり、後者も低下し、13時間をこえると睡眠は8時間をわり、14時間をこえると後者は7時間を下廻る。すなわち、文化的生活時間を除外して考えても、ミニマムの睡眠を確保するためには、勤務と通勤時間の合計が12時間をこえないことが必要である。また勤労收入時間からうける圧迫に対する抵抗の強さは睡眠、食事、身の廻り、休息、雑談、教養娯楽、家事、交際の順である。

（5）特殊勤務者の生活時間をみると、睡眠時間は昼勤→晩勤→深夜勤→夜勤明け→24時間勤務→24時間勤務明けの順に少なくなり、晩勤者で8時間を下廻り、夜勤明けで7時間をわり、24時間勤務では5時間15分にすぎない。加うるに、最後の4者の睡眠のなかには昼眠も含まれているのであるから、実質的な夜眠は上記の時間よりは悪化する。一般に特殊勤務の場合には生活が混乱し、不安定となり、家事手伝の時間はふえるが、文化的生活の内容は低劣化する。（睡眠不足により読書などはへり、ラジオが多くなる。）

労働者の妻については、家庭内における特殊の社会的地位にもとずいて、その生活時間構造に種々の特色がみられた。

（1）勤務をもたない家庭婦人の場合には、收入生活のためにわずか30分の内職時間がみられるにすぎないが、他方家庭婦人にとつて第1義的重要性をもつ家事作業時間は10時間前後、育児時間に1時間以上があてられ、この二つを合せた時間は殆んど平日の夫の勤労收入時間に近く、休日ではるかに多い。かくて彼女の文化的生活時間は夫に比べると、平日では多いが休日ではぐつと少なく、その内容においても文化性の高い教養娯楽時間は平休日を通じて少なく、休日では特にその差が大きい。

（2）彼女は夫と殆んど同じ時刻にねて、しかも夫より早くおきるためにその睡眠時間は短く、休日には平均8時間をこえるが平日には7時間26分にすぎず、7時間にみたないものが34%を占める。また家事のうち、炊事と裁縫に夫々3分の1があてられ、洗濯、買物、掃除が夫々10%前後で、これ以外の時間はぐつと少ない。

（3）内職の有無別にみると、内職者は3時間余りの内職時間があるが、家事作業と育児の時間が少なく、睡眠時間は余り相異せず、文化的生活時間は若干圧縮される。すなわち、内職時間は主に家事の犠牲によつて生み出される。

（4）職工員別にみると、職員の妻は文化的生活時間が多く、内職時間が少ないが、この相異は本質的なものでなく、どんぐりの背比べである。

（5）年令別では、家事作業並に内職時間は高年令者にやや多いが、育児時間はかえつて少ない。また文化的生活時間は年令の高いものに多いが、このうち文化性の高い教養娯楽時間だけは低い年令層に多いという傾向がみられる。

（6）同居人員別にみると、内職時間は2人世帯と6人以上の世帯に多く、乳児の多い3人～5人世帯ではかえつて少ない。他の時間については2人世帯と3人以上の世帯で確然たる相異がみられ、子供のない場合には家事的生活時間が少なくて文化的生活時間が多く、睡眠も十分にとれるが、3人以上ではその逆である。すなわち子供のある場合妻の生活時間内容は低劣となる。

（7）乳児があると、家事作業時間は変らないが、育児時間ははるかに多く、そのため、内職、睡眠並に文化的生活時間は全面的に押し下げられる。

（8）家庭内に他に婦人がいる場合には家事作業時間は短くなりそうに思うが、実際にはそうではない。これは「他の婦人」というのが主に「しゅうとめ」であつて、時間的には主婦の家事時間を軽くさせないのである。

（9）夫の勤労収入（通勤と勤務）時間が長くなると、妻の睡眠時間は短くなり、家事作業時間は増加する。これは妻が夫の帰宅をまつために生じるものであるが、夫の時間が15時間をこえると逆に妻の睡眠時間は長くなり、十分な睡眠をとれる。すなわち、夫と同時に就寝する傾向のある妻の生活時間はこの意味において他律的であり、長い夫の勤務、通勤時間は妻を睡眠不足におちいらせる。

(10) 夫の勤務様式は妻の生活時間内容をも規定するが、夫の場合と逆に24時間勤務あるいは夜勤の場合における妻の生活時間は農業者の妻よりも有利であるが、晩勤の場合には妻の睡眠時間はぐつと短くなる。

(11) 勤務をもつ妻の生活時間は、家庭婦人と異り、勤務のための時間が相当長く、しかも若干の家事作業時間があるため、文化的生活時間は短いが、睡眠時間は農業者の妻と大差がない。

その他の世帯員の生活時間をみると、

（1）父は1日10時間就床し、非常に長い睡眠をとり、若干の家事を手伝うが、その内容も夫と同じく非基幹的作業である。また、教養娯楽時間の内容もラジオと新聞が多く、読書や娯楽が少ないという傾向がある。母は父に比べると非常に多くの時間を家事作業にあて、妻に次いで基幹的家事作業を分担するが、育児時間が比較的多く、父よりも文化的生活、睡眠並に休息時間が少ない。すなわち夫と妻との間にみられたものと同じ相異が父と母の間にみられる。

（2）未婚男女労働者の勤労収入時間は10時間余りで既婚労働者よりは少なく、何れも平均8時間以上の睡眠をとつている。男子の生活時間は既婚男子労働者に比べ文化的生活時間が多いのであるが、女子の場合には他に家事作業時間があるため、文化的生活時間の内容ははるかに貧弱である。無職の女子未婚者の場合には、妻と母の中間の時間構造をもつている。

（3）男女学生の場合には、勤務に近い性格をもつて通学があるが、女子学生は男子とちがい多くの家事作業に従事しているので、勉強、教養娯楽時間ははるかに少ない。だから、男女学生の学業成績が相異するのは当然ともいえる。

（4）児童の家事手伝時間は小学1～3年ではごくわずかで、しかも男女差は余りみられないが、小学上級から中学へと増加し、男女差も拡大して行く。すなわち、家事作業ひいては生活時間構造における男女差のひな型は既に小学生時分からみられるのである。

次に世帯員相互の生活時間について総括的な対比を第4章でとりあげたが、省略し、最後に一家の家事作業時間について分析したところ、次のような事実が明らかとなつた。

（1）一家の総家事作業時間は平均して11時間44分であるが、同居人員別には次第に増加し、2人の9時間48分は7人以上の世帯では16～17時間になり、民上りに属まる。このうち妻の占める時間は平均77%で、世帯人員の少ない場合には特にその割合が高く、同居人員の増加にともない%は低下するが、主婦の時間そのものは決して少なくならない。

（2）家事作業時間のうち、炊事時間が28.5%、裁縫が26.2%、この二つで全体の約半分を占めているが、3位が買物、4位が「その他」5位が掃除で夫々10%を占め、洗濯の7%を除くと他はぐつと少ない。このうち妻の占める割合は、裁縫と洗濯が高く90%、家の修理等の非基幹的作業では20～30%、他の作業は70%程度である。

（3）同居人員別にみると、家事作業時間の動きはまちまちの傾向を示している。炊事と掃除の二つは同居人員の増加にともない時間は増加するが、総家事作業時間のなかで占める%は余りかわらない。「その他」は時間も%も増大し、買物は時間は変らず%のみ次第に低下し、裁縫時間は7人までは時間がふえて%が変化なく、7人をこえると時間と%の何れも低下する。これらの傾向は夫々の家事作業の性格を示して興味深い。

（4）総家事作業時間の分布をみると、10～11時間未満の層に37%が所属し、この前後に低まるが、6時間未満と18時間以上とはわずか4.5%と6.3%で例外的である。また作業別には、炊事、洗濯、掃除などは集中し、裁縫のみは非常に分散している。

事業所名

氏　名

附録A　調　査　票

I　生　活　状　態　調　査　票

同居人員（同一家計の）	続柄	年令	性別	健康	職業（仕事の名）	職業の1カ月税抜収入	内職 名称	内職 1カ月に従事する時間	内職 1カ月の手取収入
	(例) 妻	35	女	健康	ナシ	ナシ	造花	時間 90	1,500円

1カ月の入浴回数	3カ月の映画、演劇をみた回数	1カ年の 理髪	パーマ	セット	家事の負担(×全然しない)(△少しする)(○よくする) 飲事	食器など片附	洗濯	掃除(屋内)	裁縫	買物	まきわり	フトンの上げ下し
10	1		2	1	○	○	○	○	○	○	×	△

本人の職種

本人の地位

交替制　昼勤のみ　2交替、3交替

前月の賃金　基本給　総収入　手取賃金

仕送りをしているか　している・してない
誰に＿＿＿月＿＿＿円
相手の職業＿＿＿

仕送りを受けているか　うけてる・うけてない
誰から＿＿＿月＿＿＿円
相手の職業＿＿＿

その他の収入（貸間賃など）
種類｛　月　円

住宅（○印を）

種類　アパート、独立家屋、長屋、寮
建物　木造本建築、バラック、寮舎、鉄筋
所有別　自宅、借家、社宅、間借、アパート、寮

占有する住宅（台所を含む）	大いさ	畳、上敷板の間別	使用目的	ねる人
	(例) 6 畳	たたみ	寝室、食事室	夫、妻、長女
	合所			

合計＿＿＿室＿＿＿畳
（台所を除く）

台所	専用、共用	住所	都 区 町 / 県市 郡 村
フロ場	あり、なし	借金	円
入浴の種類（主人を除く）	自宅、銭湯 会社、貰い湯	貯金	円
家賃	月　円	水	非　戸（ツルベ、ポンプ、モーター） 水　道
フロの燃料	主に使用するもの		専用　非用

炊事の燃料	主なものに◎印 使用するものに○印
	石炭、マキ、木炭、ガス、電気、煉炭、タドン、豆炭

使用する電燈　個

占有する庭の広さ　坪

本人の通勤時間

種別	片道
電車	分
汽車	分
バス	分
待合せ	分
歩行	分
自転車	分
計	分

所有する家具

種類	個数
ラジオ	
和タンス	
洋タンス	
茶タンス	
食器戸棚	
ミシン	
机	

罹災　した・しない

引揚　引揚・国内にいた

回答の書いてあるものはそれに当るものを○で囲つて下さい。

Ⅰ 生活状態調査票（つづき）

ふとんの所有枚数	敷ぶとん	枚	
	かけぶとん	枚	
	毛布	枚	
	布団	枚	
参の寝方	人数	人	
	男	主に（ねる・ ）	
	女	主に（ねる・ ）	
	子供（例） 1		
	1		
衣服はどんな形で買いますか			
婦人和服	手縫製品を買う	仕立にだす	
毛糸あみ	自縫製品を買う	製品を買う	糸を買う
婦人洋服	自縫製品を買う	製品を買う	布を買う
婦人ネル合服	自縫製品を買う	製品を買う	布を買う
女児の服	自縫製品を買う	製品を買う	布を買う

新聞	本人	毎日	日・よむ
		時々	・よむ
		殆んど	よまない
	家族	毎日	日・よむ
		時々	・よむ
		殆んど	よまない
雑誌・書物	本人 雑誌	——冊，書物	——冊
	家族 雑誌	——冊，書物	——冊
娯楽	国際連盟	どこをよむか——○で囲むこと	
	国際労働事務局		
	国際経済会議		
	国際連合		
	国際連盟		
	国際労働機関		
	国際司法裁判所		
	国際連合社会経済理事会		
	国際連合食糧農業機関		
	国際連合教育科学文化機関		
	国際連合児童緊急基金		
	国際連合難民救済事業機関		
	国際連合パレスチナ休戦監視機関		
	国際連合朝鮮復興委員団		
	国際連合朝鮮統一復興委員団		
	国際連合朝鮮再建団		
	国際連合朝鮮休戦委員団		
	国際連合朝鮮中立国監視委員団		
	国際連合朝鮮中立国送還委員団		
	国際連合朝鮮軍		
	国際連合朝鮮軍司令部		
	国際連合朝鮮軍総司令部		
	国際連合朝鮮軍総司令官		
	国際連合朝鮮軍総司令官代理		
	国際連合朝鮮軍総司令官補佐官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官代理		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官代理		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官代理		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官副官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官副官代理		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官副官副官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官副官副官代理		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官副官副官副官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官副官副官副官代理		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官副官副官副官副官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官副官副官副官副官代理		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官副官副官副官副官副官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官副官副官副官副官副官代理		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官副官副官副官副官副官副官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官副官副官副官副官副官副官代理		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官副官副官副官副官副官副官副官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官副官副官副官副官副官副官副官代理		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官代理		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官代理		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官代理		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官代理		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官代理		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官代理		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官代理		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官代理		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官代理		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官副官代理		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官代理		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官代理		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官代理		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官代理		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官代理		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官代理		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官代理		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官代理		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官代理		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官代理		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官代理		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官代理		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副官代理		
	国際連合朝鮮軍総司令官副官補佐官副

Ⅱ 生活時間調査票（つづき）

会社名	氏名	つづき柄	あなたの年令	才	性別	男・女	あなたの仕事

月　日（出勤・休日・欠勤・病気）

0時 1時 2時 3時 4時 5時 6時
6時 7時 8時 9時 10時 11時 12時
12時 13時 14時 15時 16時 17時 18時
18時 19時 20時 21時 22時 23時 24時

月　日（出勤・休日・欠勤・病気）

0時 1時 2時 3時 4時 5時 6時
6時 7時 8時 9時 10時 11時 12時
12時 13時 14時 15時 16時 17時 18時
18時 19時 20時 21時 22時 23時 24時

月　日（出勤・休日・欠勤・病気）

0時 1時 2時 3時 4時 5時 6時
6時 7時 8時 9時 10時 11時 12時
12時 13時 14時 15時 16時 17時 18時
18時 19時 20時 21時 22時 23時 24時

Ⅲ 児童の家事手伝時間調査票

事業所＿＿＿　番　号＿＿＿　中学生＿＿＿名　小学生＿＿＿名

注　意　1）毎日書いて下さい。
　　2）記入例のように書いて下さい。
　　3）合計はいりません。

家事の種類 ＼ 性・年令・学年・月日	(例) 女 8	男	女	男	女	男	女
	13 才	満　才		満　才		満　才	
	中学1年	学　年		学　年		学　年	
	13 日	日	日	日	日	日	日
炊事	分 0						
炊事器具準備片付け	5 15						
裁縫							
洗濯							
買物	20						
掃除	5						
家の修理							
年下の子供の世話							
合計							

B 生 活 時 間

工場名　　番号

続柄	年令	職工員	同居家族	通勤時間	内職				

項目			休日 日 計	平日 日 計	平日 日 計	平均 2日計	平均	平均 2日計	平均
時刻		起床							
		就床							
		出宅							
		帰宅							
		睡眠回数							
A1 勤務		純勤務							
	勤務前後	休息							
		雑談							
		身仕度・用便							
		入浴							
		小計							
	休憩時間	食事							
		休息							
		雑談							
		身仕度・用便							
		運動							
		小計							
	合計								
A2 通勤									
	小計								
	家での勤務								
	勤務、通勤計								
A3 内職									
勤務・通勤・内職計									
B1 睡眠		夜							
		昼							
		計							
B2 食事		朝							
		昼							
		夕							
		間食							
		小計							
B3 身のまわり		身仕度・用便							
		入浴							
		小計							
B4 医療									
B 小計									

個 人 別 集 計 表

集計者氏名

			休日 日 計	平日 日 計	平日 日 計	平均 2日計	平均	平均 2日計	平均
C 畑仕事									
D1 家事作業	炊事片附け	朝							
		昼							
		夕							
		小計							
	裁縫								
	洗濯								
	買物								
	掃除								
	家の修理まきわりなど								
	小計								
D2 育児	授乳								
	子供の相手								
	小計								
E1 学校	学校内								
	通学時間								
	小計								
E2 運動	運動								
	散歩								
	小計								
E3 教養娯楽	読書								
	新聞よみ								
	かきもの								
	ラジオ								
	みる娯楽(観劇など)								
	自分でする娯楽								
	通院								
	小計								
E4 交際									
E5 休息									
E6 雑談									
E7 その他	宗教								
	喫茶、のみ屋								
	調査票記入								
	小計								
E8 組合活動									
E 小計									
合計									

昭和27年9月25日　印刷
昭和27年9月30日　発行

編集兼
発行人　東京都千代田区大手町1番地
労働省婦人少年局

印刷人　東京都中央区新富町1丁目7番地
石井精一郎

印刷所　東京都中央区新富町1丁目7番地
安信舎印刷株式会社